尼崎市総合計画審議会専門部会資料
資　料　第　1　号　－　2
平成２９年４月２６日

尼崎市総合計画（イメージ）

尼崎市

尼 崎 市 総 合 計 画

（後期まちづくり基本計画）

イメージ

《 目 次 》

I. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1. 総合計画の構成と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(1) まちづくり構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(2) まちづくり基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 総合計画策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(1) これまでの総合計画と尼崎市を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・ 3
(2) これからのまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(3) 総合計画の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 後期まちづくり基本計画の策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(1) 策定の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(2) 人口ビジョンから見える尼崎市の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(3) 尼崎版総合戦略に示す３つの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(4) 尼崎版総合戦略の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

II. まちづくり基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
1. 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(1) 施策の方向性を示す・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(2) 各主体の役割についての考え方を示す・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(3) 計画の進め方を示す・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
3. 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(1) マトリックス型の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(2) 施策間の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(3) 施策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
4. 前期まちづくり基本計画の評価を踏まえて・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(1) 前期まちづくり基本計画の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(2) 後期まちづくり基本計画への反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
5. 後期まちづくり基本計画計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
(1) 主要取組項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
(2) 主要取組項目と施策のネットワーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
(3) 行政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
(4) 推進を測る指標（まちの通信簿）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
6. 施策別の取組（各論）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
各論の構成（施策の見方）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
施策ごとの取組（17 施策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
7. 計画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
(1) 施策の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
(2) 施策の重点化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

資 料 編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
１．時代認識と尼崎市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
２．総合計画にかかるこれまでの取組経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
３．まちづくりに関する市民意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94

まちづくり構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101

尼崎版総合戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116

Ⅰ．はじめに

1．総合計画の構成と期間

総合計画は、尼崎市の基本となる最も重要な計画であり、各施策ごとに定める分野別計画を束ねる最上位の行政計画となります。この総合計画の構成と期間は次のように定められてます。

⑴ まちづくり構想

① ありたいまち

当面の１０年間、尼崎市として実現に向けて取り組んでいく、市民、事業者の皆さんと行政とで共有していきたい「ありたいまち」の姿です。

② まちづくりの進め方

「ありたいまち」をめざして、まちづくりを進めていく上での基本的な姿勢を示すものです。

⑵ まちづくり基本計画

市民、事業者、行政のそれぞれが「ありたいまち」の実現に向けて取り組んでいくための分野ごとの取組の方向性を示しています。

「ありたいまち」と「まちづくりの進め方」は、一定期間変わることのない基本的なまちづくりの方向性を示すものとして、１０年間の「まちづくり構想」としてまとめています。
「まちづくり基本計画」は、変化が激しい時代に対応できるよう、また、取組のねらいや効果を検証しやすくし、ある程度の期間で見直しができるよう、その期間を５年間としています。

この「まちづくり構想」と「まちづくり基本計画」をもって、尼崎市総合計画とします。

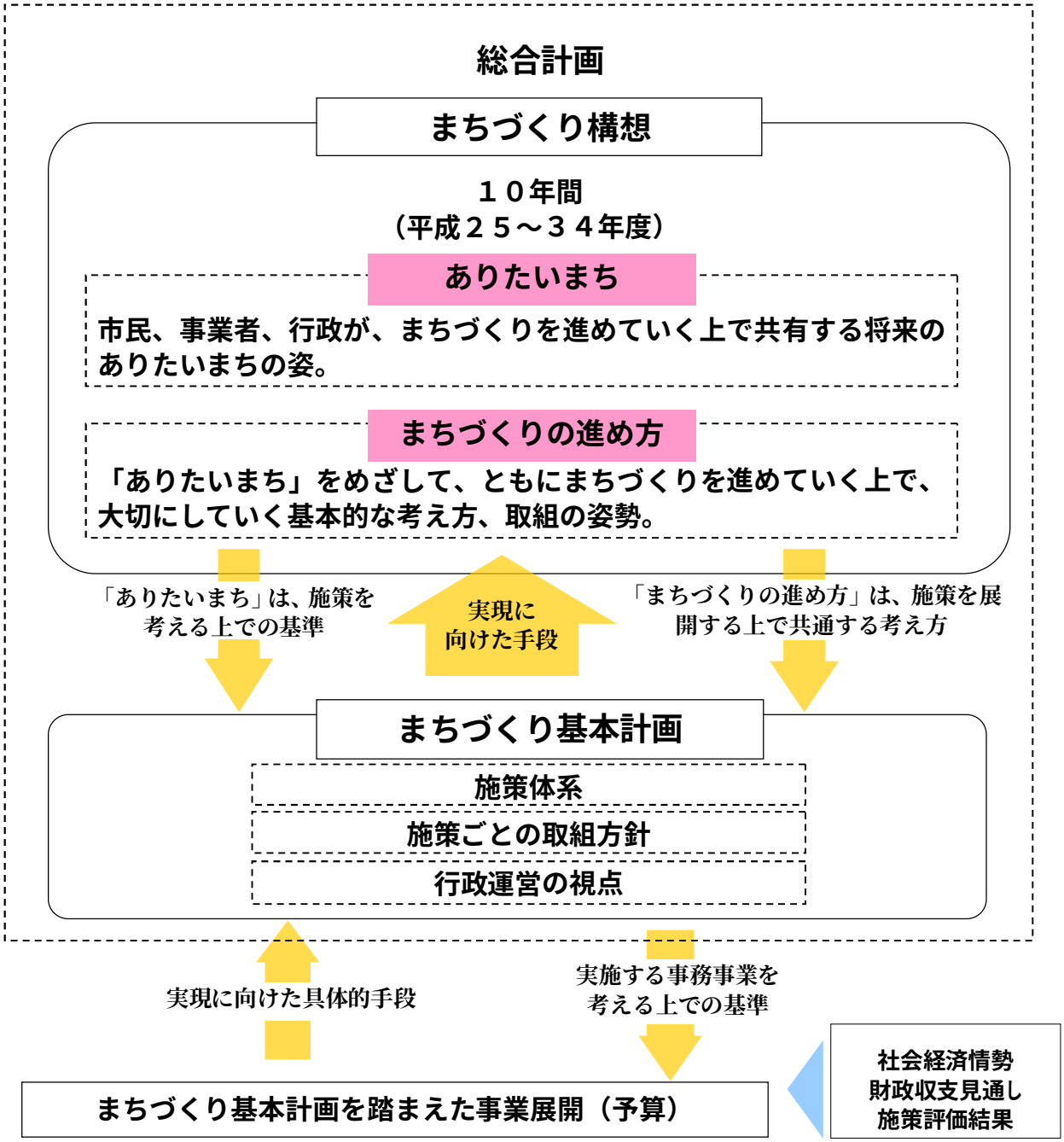
総合計画
まちづくり構想
１０年間
（平成２５～３４年度）
ありたいまち
市民、事業者、行政が、まちづくりを進めていく上で共有する将来のありたいまちの姿。
まちづくりの進め方
「ありたいまち」をめざして、ともにまちづくりを進めていく上で、大切にしていく基本的な考え方、取組の姿勢。
「ありたいまち」は、施策を考える上での基準
実現に向けた手段
「まちづくりの進め方」は、施策を展開する上で共通する考え方
まちづくり基本計画
施策体系
施策ごとの取組方針
行政運営の視点
実現に向けた具体的手段
実施する事務事業を考える上での基準
まちづくり基本計画を踏まえた事業展開（予算）
社会経済情勢
財政収支見通し
施策評価結果

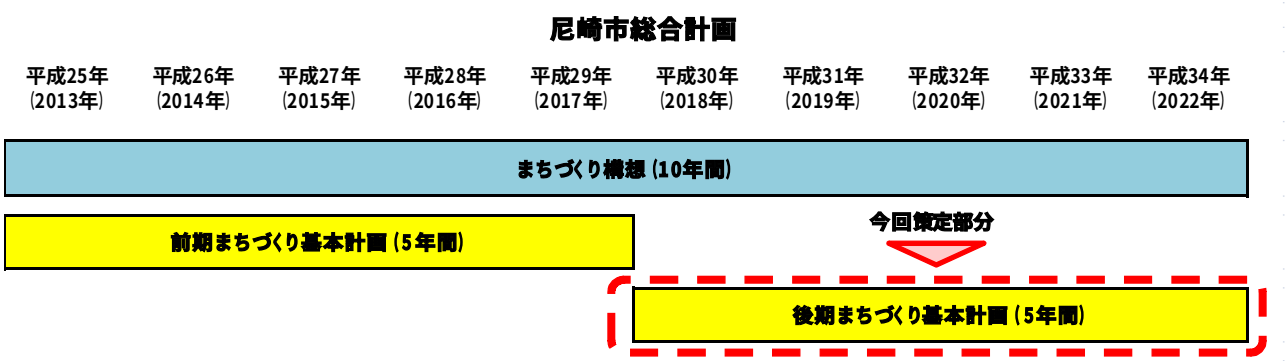
尼崎市総合計画
平成25年 (2013年)
平成26年 (2014年)
平成27年 (2015年)
平成28年 (2016年)
平成29年 (2017年)
平成30年 (2018年)
平成31年 (2019年)
平成32年 (2020年)
平成33年 (2021年)
平成34年 (2022年)
まちづくり構想（10年間）
前期まちづくり基本計画（5年間）
今回策定部分
後期まちづくり基本計画（5年間）

2. 総合計画策定の考え方

ここでは、平成２５年に第５次尼崎市総合計画（基本構想・前期まちづくり基本計画）を策定した際の基本的な考え方を示します。

⑴ これまでの総合計画と尼崎市を取り巻く状況

■これまでの総合計画

尼崎市では、総合的・計画的に行政を運営し、まちづくりに取り組んでいくため、その時々の社会情勢を踏まえながら、これまで４次にわたって「基本構想」を策定してきました。第４次の基本構想は、２１世紀の四半世紀（平成３７年（2025年））を展望し、平成３年（1991年）１１月に策定されたものです。

しかし、その後の本市を取り巻く社会情勢は急速に変化し、平成７年（1995年）の阪神・淡路大震災からの復旧・復興、第４次基本構想の策定当時に重視された都市課題と国の景気対策が背景となって進められた都市基盤の整備、さらには、長期にわたる国内の景気低迷等の影響を受けた財政状況の悪化など、策定当時には想定されなかった状況になっています。

■尼崎市を取り巻く状況

近年、国全体では、人口の減少が現実のものとなり、今後も少子化・高齢化の一層の進行により、人口の年齢構成や世帯類型の構成が変化していくなかで、尼崎市においても、家族や地域コミュニティの状況が変化していくことが見込まれます。また、経済については、かつてのような発展は見込みにくく、税収の増加は期待しにくい状況ですが、高齢化に伴う医療や介護といった社会保障関係の費用は増大していくものと見込まれます。

また、経済活動のグローバル化が進み、情勢の変化が激しいなかで、これまでの経験を基に将来を予測することは難しい状況にあります。

一方、成熟社会を迎え、市民生活においては、生活様式や就労形態、価値観の多様化が進み、それに伴って、行政サービスへのニーズだけでなく、人々が生活を送る上でのニーズも多様化してきています。また、情報社会の進展により、人と人とのつながり方もさまざまな形をとるようになっています。

⑵ これからのまちづくり

■時代の転換期

２１世紀に入り１０年余りが経過しましたが、この間、時代が大きく変わっていくなかで、高成長を背景とした大量生産・大量消費等といった拡大型、いわゆる２０世紀型の社会経済システムからの転換が十分に図られず、国全体が模索を続けてきた期間であったと思われます。

しかし、一方では、「新しい公共」という言葉に見られるように、社会への貢献や人とのつながり等を通して心の豊かさを感じるといった価値観や、自分たちの住む地域は自らの力でよくしていこうといった活動の萌芽も膨らみつつあったと思われます。

このようななか、平成２３年（2011年）に発生した東日本大震災では、想定をはるかに超える甚

大な被害が引き起こされました。

私たちは、この震災を機に、可能な限りの防災機能の向上に努めながらも、想定を超える災害が起こることも前提にして、市民、事業者、行政が連携を図りながら、それぞれが役割を担い、発生後の被害をいかにして最小限に食い止めるか、また、被災後の支援や援助をどのように行っていくか、という「減災」の視点に立った対応が重要であることを改めて学びました。

市民一人ひとりが、また、行政を含めたさまざまな団体、組織等が、日常の生活や活動のなかで、有機的な連携を図り、それぞれにできることに取り組みながら、つながりを強め、まちの力を高めていくことは、災害への対応だけでなく、平常時におけるまちづくり全般にも通じる基本姿勢であり、今後さらに重要性が高まると考えられます。

これからの１０年は、このような活動や取組の萌芽を開花させていかなければならないとても重要な転換期にあって、まちづくりについて、改めて考えていかなければならない時期を迎えています。

■「ありたいまち」の共有

時代の変化が激しく、先が読みにくいなかでは、前提となる諸条件を長期的に仮定し、対応策を積み上げ、それに基づいてまちづくりを進めていくことが難しい状況にあります。

こうした状況の下で、まちの活性化を図り、尼崎の魅力を高めていくためには、尼崎市の現状を踏まえながらも、まずは「将来、どんなまちでありたいのか」（＝ありたいまち）を市民、事業者、行政で共有することが大事です。

その上で、「ありたいまち」の実現に向けて、具体的な課題や資源を把握し、さらに状況の変化を踏まえながら、それぞれができることに取り組んでいくことで、激しい時代の変化にも対応しやすくなってくるものと考えられます。

加えて、「ありたいまち」を共有することで、今後起こってくるさまざまな事態への対処に追われるだけでなく、その実現に向け、時間をかけて取り組む必要のある課題に、一貫した対応を取っていくことも可能となってきます。

■「あるもの」と「つながり」を活かす

成熟した社会においては、尼崎市がこれまで培ってきた歴史・文化、産業、環境、人材等の、「いまあるもの」や「まだ潜在しているもの」に磨きをかけ、活かしていくことが、より大切になります。

あわせて、市民ニーズが多様化するなかでは、さまざまな立場・世代の異なる人がともに暮らし、それぞれが能力を発揮しながら、ともにまちの将来を築いていくことが不可欠です。

そのためには、人と人とのつながりを重視し、知恵と情報をうまく使っていくこと、さらに、それらを活用することによって、まちづくりを進めていく力を生み出すことが必要です。

⑶ 総合計画の策定

■ともに将来を築いていくための計画

市民、事業者、行政が互いに協力して、ともに尼崎市の将来を築いていくためには、その過程でみんなが共有でき、一定期間変わることのないよりどころとなるものを、形として示していくことが不可欠です。

一方、国においては、「国民が、地域の住民として、自らの暮らす地域のあり方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいて改革を推進する」という趣旨で地方分権改革が進められつつあります。

このような全国的な改革の流れも積極的に捉え、長期を展望した尼崎市の将来の「ありたいまち」の姿を示す「まちづくり構想」と、それを実現させるための施策ごとの取組方向を示した「まちづくり基本計画」を一体とした、あらたな総合計画を策定します。

この計画を通じて、市民、事業者、行政がめざす「ありたいまち」の姿と、まちづくりを進めていくための基本的な考え方や互いの役割を共有したいと考えています。

さらに、行政としては、尼崎市のめざす方向を明確にすることで、市政運営に中長期的な目標を与えるとともに、施策の重点化方向を示し、市民の生活を支え続けるために規律のある財政運営に努めながら、まちづくりに取り組んでいきます。

この計画をよりどころとして、互いに協力し、工夫しながらまちづくりを進めることで、まちの活性化を図り、尼崎の魅力を高めていきたいと考えています。

3．後期まちづくり基本計画の策定にあたって

本計画は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間を見通した計画の後期計画として策定します。

(1) 策定の基本方針

■まちづくり基本構想

国勢調査の結果や各種経済指標を見ると、平成 25 年度の策定時より、人口減少や少子化・高齢化が進行していますが、策提示に想定していた範囲内であるなど、10 年間の計画として市議会の議決を経て策定された「まちづくり基本構想」に示す「ありたいまち」や「まちづくりの進め方」についてを変更する特段の事情がないため、まちづくり基本構想は変更せず、後期計画の５年間も引き続き、その方向性を共有していくものとします。

■まちづくり基本計画

後期まちづくり基本計画は、前期まちづくり基本計画に記載されていたとおり、前期計画に必要な修正等を加えることを基本として策定することにしており、基本的に前期まちづくり基本計画を踏襲していきますが、①前期まちづくり基本計画策定後の本市を取り巻く状況の変化②総合計画の進捗管理として毎年度実施している施策評価の結果、③総合計画のアクションプランとして平成 27 年度に策定した尼崎版総合戦略－については反映していく必要があります。

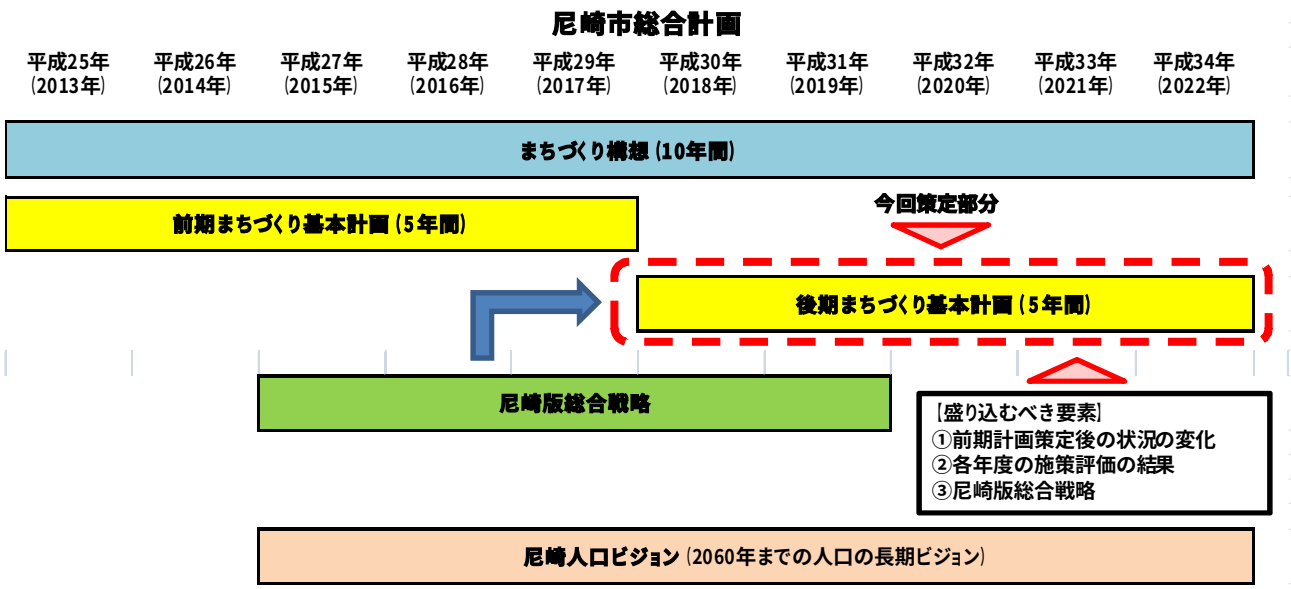

⑵ 人口ビジョンから見える尼崎市の課題

本市では、前期まちづくり基本計画において、「まちづくりにおいて『人口の年齢構成バランスを重視する』、『活動人口の増』、『交流人口の増』を重視」するとしており、計画がスタートした平成２５年（2013 年）から、中学生以下の子どもがいる世帯の定住・転入促進に向けて、調査、研究を進めてきました。

そのような中、平成２６年（2014 年）に、全国一斉に今後の人口動態を踏まえた地方版総合戦略を策定するよう努力目標が示され、本市の取組を促進する効果が期待できることから、本市の人口の現状を客観的に分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を市民の皆様と共有するための「尼崎人口ビジョンをお示しするとともに、少子高齢化の進行に的確に対応しながら、総合計画のキャッチフレーズである「ひと咲き まち咲き あまがさき」の考えのもと、まち・ひと・しごとの分野に焦点を絞った総合計画のアクションプランとして「尼崎版総合戦略」を策定しました。

■尼崎市の現状

国勢調査によると、尼崎市の総人口は、昭和 30（1955）年ごろから急速に増加し、昭和 45（1970）年の 55.4 万人でピークを迎えた後、長期にわたって減少が続いており、平成 22（2010）年には 45.4 万人と、ピーク時よりも 10 万人減少しています。

人口構成は、全国と同様高齢化が進んでおり、平成２（1990）年には 72.5%であった生産年齢人口の比率が、平成 22（2010）年には 63.7%まで低下する一方で高齢者の比率は高まっています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、人口減少と少子高齢化は今後も進み、平成 52（2040）年には人口 34.1 万人まで減少する一方で、65 歳以上の高齢者が占める比率は 36.3%に達し、75 歳以上が総人口の２割弱を占めると見込まれ、以降、75 歳以上の後期高齢者が 65 歳から 74 歳までの前期高齢者を大きく上回る状態が続きます。

図表　尼崎市における総人口の推移

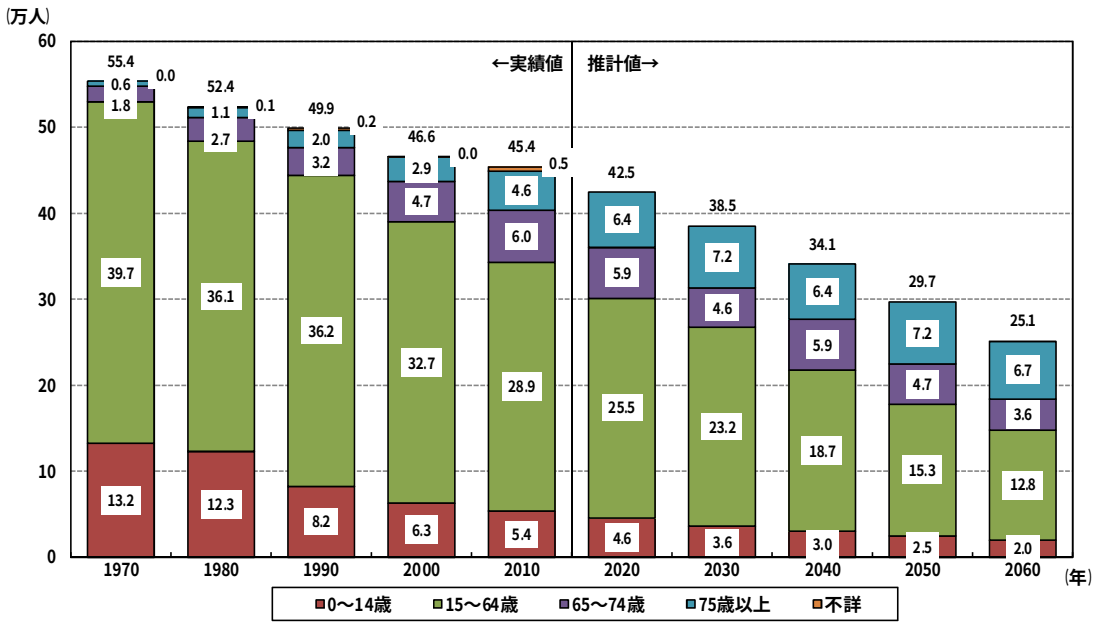

■人口ビジョンから見える本市の課題

① 子育て世代の転出超過の解消

本市の人口動態を見ると、社会減少による人口減少は近年緩やかになってきていますが、0～4歳と 30 歳代が大幅に転出超過になっており、いわゆる「子育て世帯」が西宮市や伊丹市などの近隣市に対して大幅に転出超過になっていることがうかがえます。

生まれた後の子育て世代の大幅な転出超過は、まちのイメージ、教育環境、治安・マナーなど、本市の様々な課題が複合的に作用した結果生じていると考えられ、この状況を解消することが、様々な課題を解決する上での象徴的な目標となると考えます。

そのためには、教育や子どもの安全・安心など、子育て世代のニーズに応える取組に一層力を入れるとともに、尼崎市に住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるシビックプライドを醸成する取組が求められます。

一方、本市は大阪・神戸という大都市経済圏に近接し、鉄道駅も多いことなど、生活利便性に優れており、20 歳代前半の若年層においては毎年 2,000 人程度の転入超過が見られます。

しかしながら、この層は比較的短期間に市外へ転出する傾向があるため、本市を訪れた若者に、尼崎に触れ、住んでみたい、住み続けたいと思われるまちをつくっていくことが重要です。

図表　平成 25 年における尼崎市の年齢５歳階級別純移動数

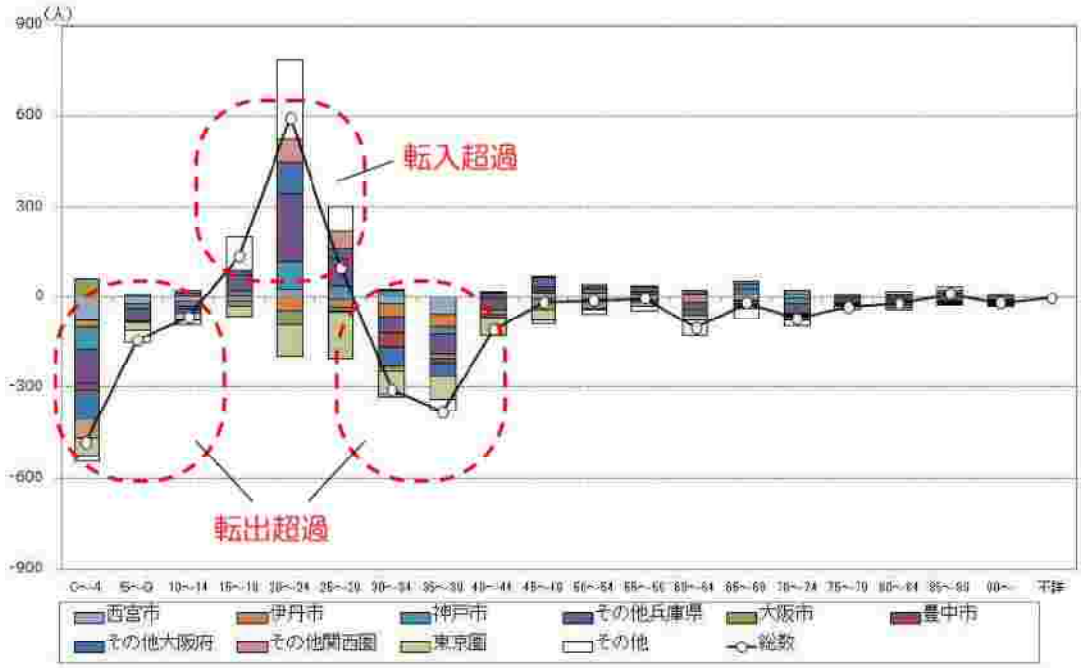

（資料）総務省「住民基本台帳人口移動報告」

② 出生数減少への対応

本市の合計特殊出生率は、全国や兵庫県の値よりも高い傾向にあり、特に 20 歳代前半など若い世代における出生率が高いことが特徴ですが、人口規模を維持していくために必要として国が示す 2.07（人口置換水準）とは乖離しています。本市の出生率は、全国や県の水準と比較すれば高く、他地域に比べて子どもを産みにくい環境というわけではありません。しかし、社会減少が解消されても、出生率・出生数が回復しない限り、人口は減少し続けていきます。本市の人口減少の要因が、今後自然減少の影響が大きくなっていくものと見込まれるなか、子どもを持ちたいと思う人が、希望の数の子どもを産み育てられるよう、さらに、出生率・出生数を回復するためには、子育て支援や就労支援などを総合的に取り組む必要があります。

図表　合計特殊出生率の推移（ベイズ推定値）

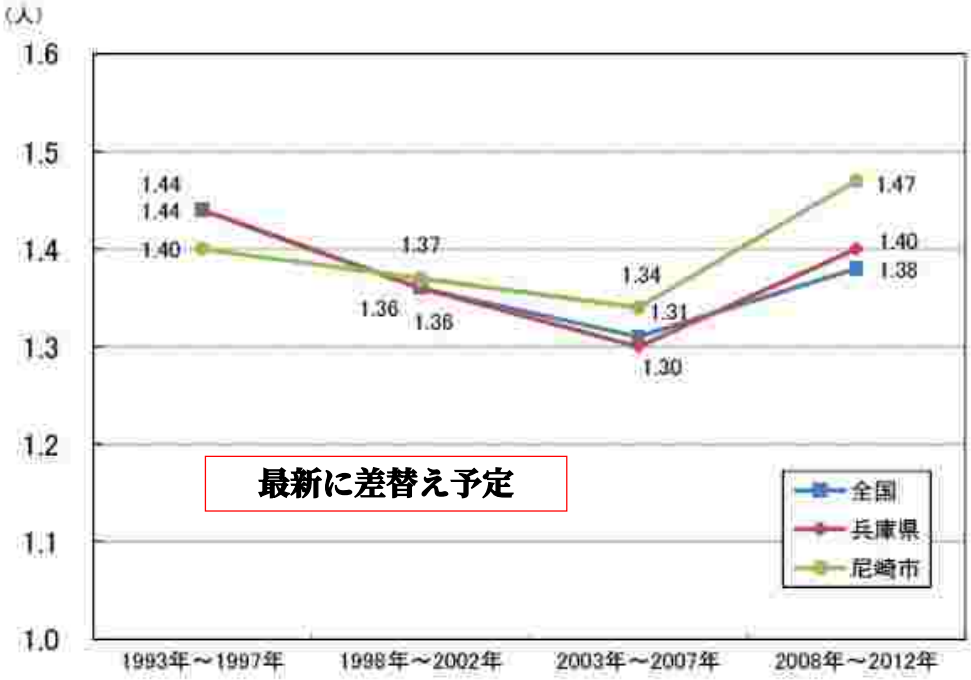

（資料）厚生労働省「平成 20～24 年人口動態保健所・市区町村別統計」

③ 超高齢社会への対応

本市においては、今後、加速度的に高齢化、なかでも 75 歳以上の後期高齢者が増加すると見込まれます。特に、単身高齢者の割合が近隣都市と比較して高い本市においては、高齢者が出来るだけ長く元気に地域で過ごせるように、超高齢社会にふさわしい福祉や健康づくりに向けた取組を進めていく必要があります。

また単身世帯の比率も高く、なかでも男性の単身世帯の比率が高いのが特徴となっています。将来推計では、今後単身世帯の数は増加し続け、中でも 65 歳以上の高齢者の単身世帯が増えるものと見込まれます。

図表　近隣市との単身世帯比率の比較（2010 年）

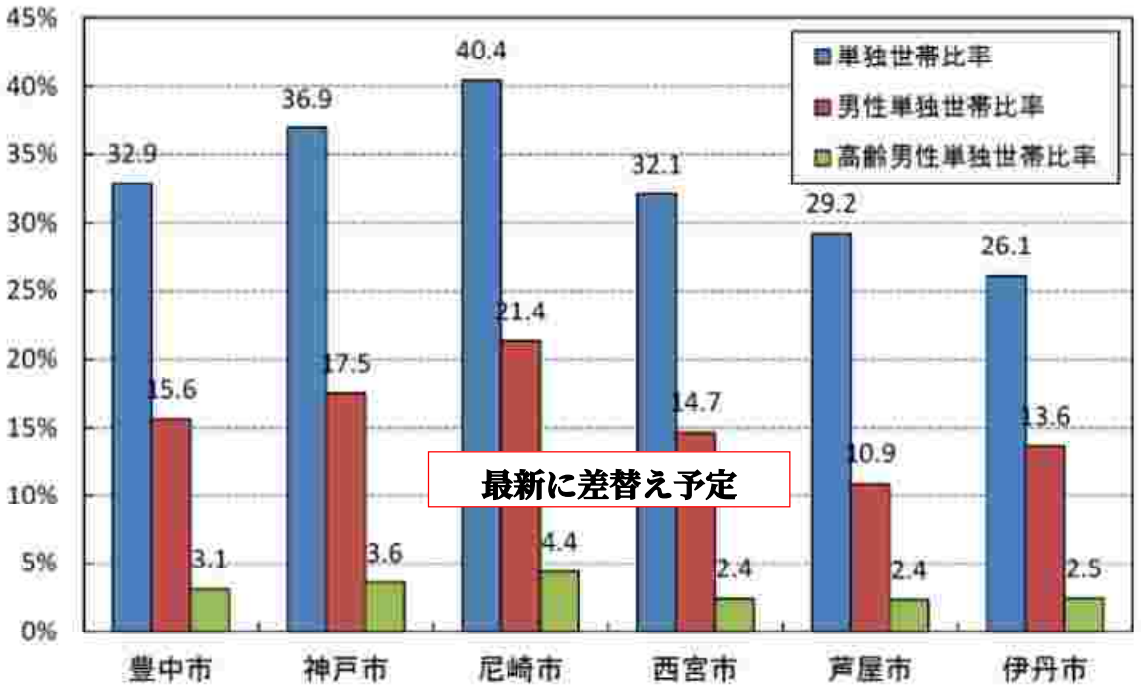

（資料）総務省「国勢調査報告」

④ 人口構造の変化への対応

人口の減少や、年齢構成の変化に伴い、公共施設や、そこで提供される行政サービスに求められる内容・規模も変化していくと考えられます。また、道路や住宅などの都市インフラのあり方についても人口構造の変化に対応した機能を持つことが求められます。今後、出生率の大幅な回復がないまま推移すると、高齢者の数に対して若年層が極端に少ない年齢構成となります。それに伴って、地域の社会経済などに様々な影響が生じると考えられます。

図表　人口構造の変化

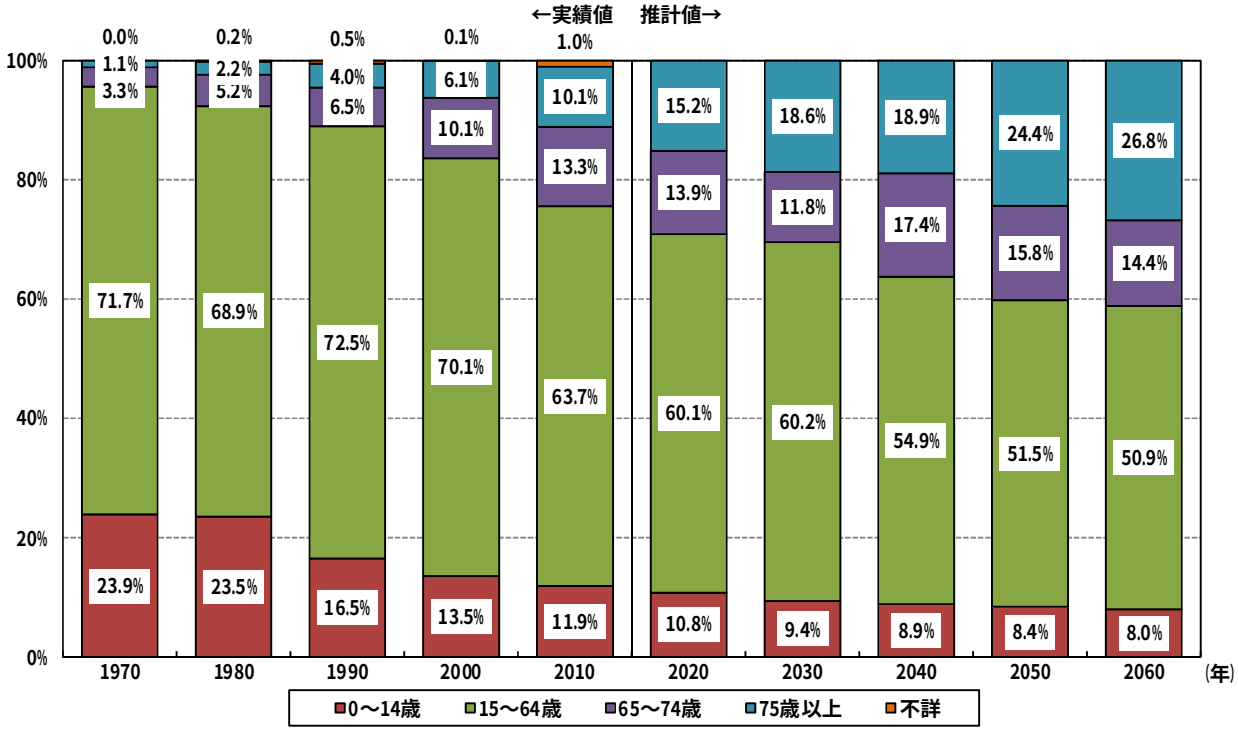

（資料）国勢調査、尼崎市人口ビジョン

(3) 尼崎版総合戦略に示す3つの基本目標

本市は、平成２７年１０月に、人口減少社会に対する国の地方創生の動きに併せ、持続可能なまちづくりに向け、総合計画を基にまち・ひと・しごとの分野に焦点を絞った、アクションプランとして尼崎版総合戦略を策定しています。

総合戦略においては、尼崎人口ビジョンを基に尼崎の創生に向けて掲げる３つの基本目標を設定するとともに、その基本目標を達成するための取組を「総合戦略を支える６つの政策分野」に分類し毎年度その取組を「総合戦略政策パッケージ」として示しています。

■総合戦略における3つの基本目標

① ファミリー世帯の定住･転入を促進する

【数値目標】

○ ５歳未満の子どもがいる世帯の転出超過世帯数（382 世帯 ⇒ 半減）

○ 尼崎市のイメージがよくなったと回答した市民の割合（34.8% ⇒ 50%）

② 経済の好循環と「しごと」の安定を目指す

【数値目標】

○ 市の施策を活用して生み出した新たな雇用数（５年後に 350 人）

○ 新たな事業にチャレンジしている人・事業者数を増やす

③ 超高齢社会における安心な暮らしを確保する

【数値目標】

○ 生きがいを持つ高齢者の割合（71% ⇒ 75.9%）

○ 65～74 歳の要介護認定者数の割合（平成 32 年度推計値 3.70%⇒3.70%以下）

■「4つのありたいまち」と「6つの政策分野」

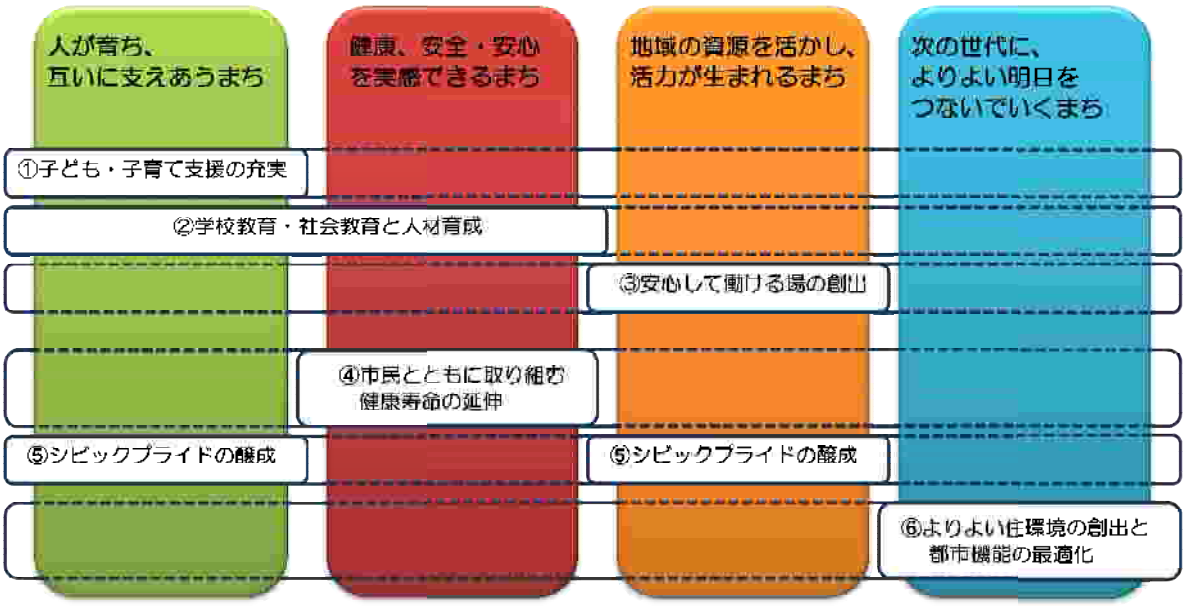

(4) 尼崎版総合戦略の位置づけ

尼崎版総合戦略ついては、基本構想及び前期計画に示す「ありたいまち」に近づけるよう、その取組を推進するために策定したものであり、後期基本計画においても、その目指すべき「ありたいまち」の方向性を維持することから、後期基本計画期間中においても、引き続き総合計画のアクションプランとして位置づけます。

それに伴い、尼崎版総合戦略の計画期間については、平成 27 年度～31 年度までの５年間としていたものを、後期まちづくり基本計画に併せ平成 34 年度までと延長します。

なお、３つの基本目標などに示す数値目標については、当初の年限である平成 31 年（2019 年）にその達成状況を確認するとともに、新たに設定していくものとします。

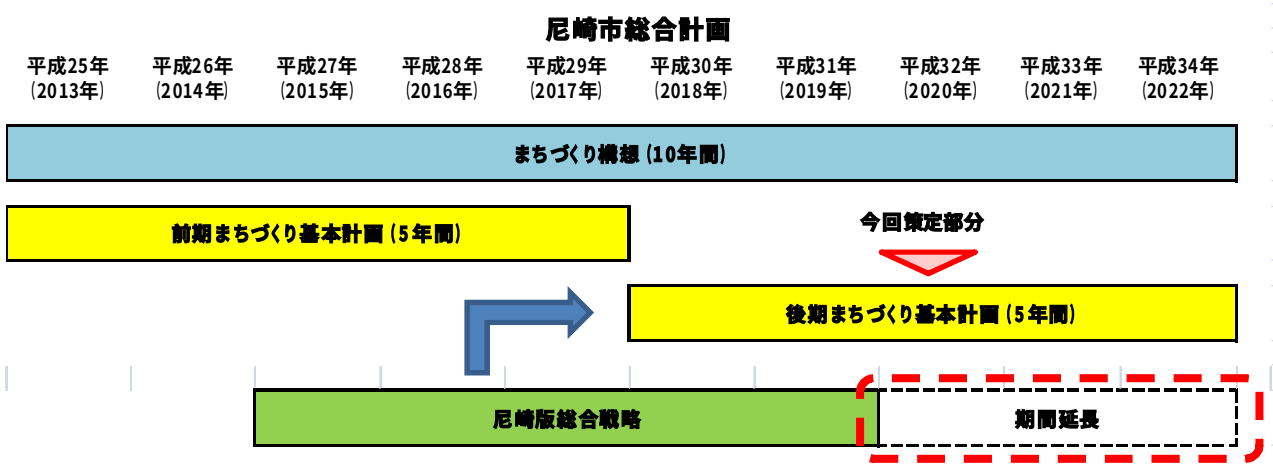

まちづくり基本計画

（後期計画）

平成３０年度～平成３１年度（2018-2022）

Ⅱ．まちづくり基本計画（後期計画）

1．策定の趣旨

まちづくりを進めていくためには、市民、事業者、行政が、まちづくりの方向性を共有し、それぞれの能力を発揮するとともに、お互いに足りないところを補いあいながら、力を合わせて取り組んでいくことが大切です。

まちづくり基本計画は、本市の最上位の計画として、まちづくり構想に示す「まちづくりの進め方」の考え方に沿って、「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを進めていくための取組を示すものです。

(1) 施策の方向性を示す

まちづくりのさまざまな分野ごとに、「ありたいまち」の実現に向けた課題と、計画期間における取組の方向性を、「施策」として示しています。

(2) 各主体の役割についての考え方を示す

「施策」は、「行政が取り組むこと」を中心として記載していますが、あわせて市民の意見を取り入れながら、「市民や事業者の皆さんができること」や、また、その活動に対して「行政として支援できること」も含めて示しています。

今後、ともに力を合わせながら「ありたいまち」をめざしてまちづくりを進めていくに当たって、この計画を基に、市民、事業者の皆さんにも、それぞれができることや役割について考えていただき、ともにまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

(3) 計画の進め方を示す

行政として計画を進める上で特に力を入れて取り組むことを示すとともに、自律的な自治体運営を続けていくための考え方や計画を着実に進めていくための考え方を示しています。

2．計画の期間

この計画の期間は、「まちづくり構想」の後半の５年間である平成３０年度（2018 年度）から平成３４年度（2022 年度）までとします。

各施策における取組の方向性は、構想の期間を通して中長期に取り組んでいかなければならないことが中心となっていますが、社会経済情勢等の変化に対応していけるよう、見直しの機会を得るために、計画期間は５か年としていたものです。

なお、後期計画期間中に基本構想も含めた方向性の確認や、その進捗状況の評価等を行い、次期総合計画の策定について検討していきます。

3．施策体系

(1) マトリックス型の施策体系

まちづくり構想に示す４つの「ありたいまち」の実現に向けては、いずれも関連する複数の施策を実施していく必要があります。

まちづくり基本計画では、それぞれの施策と４つの「ありたいまち」との関連性を示し、その実現に向けて、各施策がどのように貢献していくのかを明らかにするために、施策の体系を４つの「ありたいまち」に基づいたマトリックス型で表しています。

(2) 施策間の連携

行政が仕事を進める上で、４つの「ありたいまち」それぞれにおいて、施策間で十分に連携を図り、効果的にまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで、施策体系をマトリックス型とすることで、それぞれの施策がどの「ありたいまち」に関係するのかを示すだけでなく、施策間で連携することを意識できるようにしています。

たとえば、人をはぐくむ部門（教育等）は、人が活躍できるよう支援する部門（産業部門や地域振興部門等）につないでいくこと、一方で人の活躍を支援する部門は、どのような人材が求められているかを、人をはぐくむ部門に伝えていくことが重要です。このような、つながりの視点を意識していくことで、より効果的なまちづくりができます。

「はじめに」で示したように、これからのまちづくりは、「人と人とのつながりを強め、まちの力を高めていくことが重要」です。

地域コミュニティや、子育て、教育の場、産業や商業活動の場など、さまざまな場面で、人と人とのつながりを強め、連携していくことで、施策の取組の効果を高め、よりよい成果を発揮していくことが必要です。

こうしたことから、施策ごとに具体の取組を進めるに当たっては、施策間の連携に努めるとともに、施策に関係するさまざまな主体間のつながりが強まり、広がることを意識していきたいと考えています。

「ありたいまち」と施策の関係（右図）について

「人が育ち、支えあいながら、安定したくらしのなかで継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、一方でまちの活力がくらしを安定させ、人を育てていくことにもなる、そして、さらに、そのような状態を将来にわたって持続させていく。」という考え方で、４つの「ありたいまち」は、構成されています。

各施策が「どの『ありたいまち』に貢献できるのか」という視点から、「ありたいまち」ごとに関係する施策を示したものが、「施策体系マトリックス」です。

なお、４つの「ありたいまち」自体は、それぞれが独立したものではなく、互いに影響しあうなかで、尼崎市の活力や魅力が高まっていくものと捉えています。

また、施策ごとの具体的な取組内容は、「４．施策別の取組（各論）」において記載しています。

施策体系マトリックス（「ありたいまち」と各施策の関係）

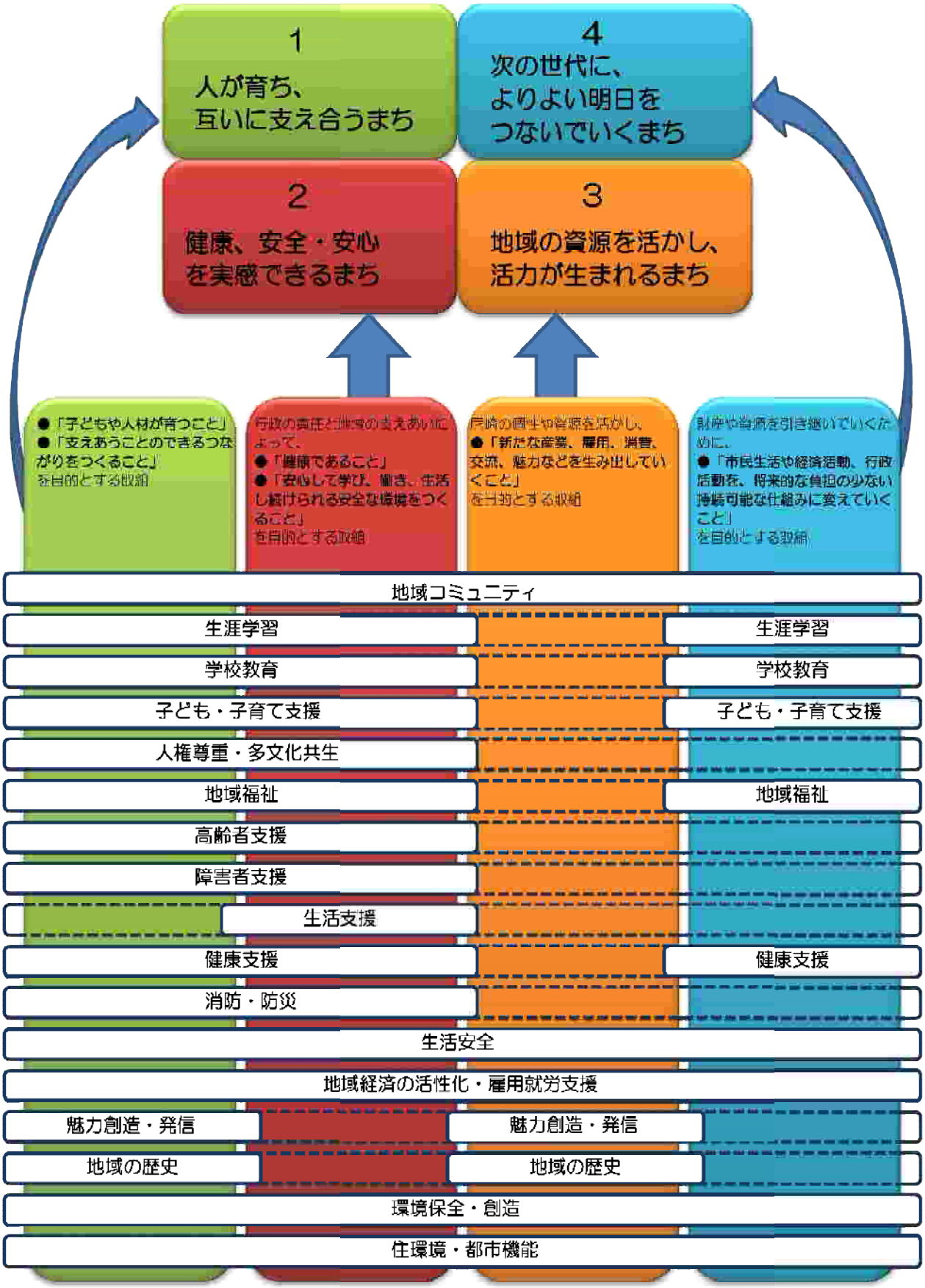

(3) 施策の概要

計画を構成する施策名称と施策の展開方向を一覧にしたものです。

あわせて、「施策の展開方向」と、４つの「ありたいまち」との関係も示しています。

	施策名称		施策の展開方向	4つのありたいまち			
				①	②	③	④
1	【地域コミュニティ】 みんなの支えあいで地域が元気なまち	1－1	多様な主体が参画し連携する、地域分権型社会づくりに取り組みます。	●	●	●	●
		1－2	地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組みます。	●	●	●	●
2	【生涯学習】 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	2－1	主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。	●			●
		2－2	健康の保持・増進のため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。		●		
3	【学校教育】 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち	3－1	確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現を目指します。	●	●		●
		3－2	体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。	●	●		●
		3－3	地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。	●			
		3－4	子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境を整備・充実します。	●	●		
4	【子ども・子育て支援】 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	4－1	安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。	●	●		●
		4－2	保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。	●	●		
		4－3	すべての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。	●	●		●
		4－4	子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。	●			
5	【人権尊重・多文化共生】 互いの人権を尊重し、共に生きるまち	5－1	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。	●			
		5－2	人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。	●	●		
6	【地域福祉】 誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち	6－1	地域課題に関心を持ち、行動する「支え合い」をはぐくむ人づくりを進めます。	●			
		6－2	市民や多様な主体が福祉課題を共有し、参画・協働して解決する地域づくりを進めます。		●		
		6－3	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくりを進めます。		●		●
7	【高齢者支援】 高齢者が地域で安心して暮らせるまち	7－1	高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかかわれるよう支援します。	●	●		
		7－2	福祉サービスの充実と、地域の支え合いや相談支援の基盤づくりを進めます。	●	●		
8	【障害者支援】 障害のある人が地域で自立して暮らせるまち	8－1	障害のある人への日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。	●	●		
		8－2	相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。		●		
		8－3	福祉事業者支援やバリアフリー化の推進など、障害のある人の社会参加を促進します。	●	●		
9	【生活支援】 生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち	9－1	支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。		●		
		9－2	相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。		●		
		9－3	生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。		●		

	施策名称	施策の展開方向		4つのありたいまち			
				①	②	③	④
10	【健康支援】 いきいきと健康に安心して暮らせるまち	10－1	健康寿命の延伸に向けて、市民とともに健康づくりに取り組みます。	●	●		●
		10－2	感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。		●		
		10－3	地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。		●		
		10－4	国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。	●	●		●
11	【消防・防災】 消防・防災体制が充実した安全・安心のまち	11－1	火災・水害等に適切に対応できるよう、消防・救急・救助体制を充実します。		●		
		11－2	地震等の大規模災害発生時に被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。		●		
		11－3	地域住民が災害発生時に協力して被害を軽減できるよう、地域の防災力向上に努めます。	●	●		
12	【生活安全】 生活に身近な安心を実感できるまち	12－1	地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	●	●		
		12－2	市民が安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。	●	●		●
		12－3	消費者被害の未然防止など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。		●	●	
13	【地域経済の活性化・雇用就労支援】 経済の活性化により、いきいきと働き生活できるにぎわいのあるまち	13－1	製造業やサービス業それぞれの強みをいかし、競争力を高めます。			●	
		13－2	本市産業の特長を生かすべく、地域に根ざす産業を支援します。			●	
		13－3	働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用を支援します。		●	●	
		13－4	起業の促進・社会的起業の活躍に向け、資金面や情報提供などの支援をします。	●		●	●
14	【魅力創造・発信】 人をひきつける魅力があふれるまち	14－1	良好な都市イメージを創造し、積極的にまちの魅力を発信します。	●		●	
		14－2	地域の資源や魅力を活用し、愛着と誇りを持つ市民を増やします。	●		●	
		14－3	本市の魅力を実感する機会を増やすため、市内外の人の交流を促進します。	●		●	
		14－4	地域資源の活用や文化芸術活動の担い手の育成など、まちの魅力と活力を高めます。	●		●	
15	【地域の歴史】 歴史遺産を守り活かすまち	15－1	地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、歴史や文化財等の魅力を伝えていきます。	●		●	
		15－2	文化財や歴史資料等の保存や学習機会の充実など、ともに学びあえる環境をつくります。	●		●	
16	【環境保全・創造】 環境と共生する持続可能なまち	16－1	環境の保全や創造に取り組む主体のネットワークを広げ、市域での活動を活性化します。	●		●	●
		16－2	市民や企業の活動を、環境負荷が少なく持続可能なしくみへと転換する取組を進めます。		●	●	●
		16－3	身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創出に取り組みます。			●	●
17	【住環境・都市機能】 安全・安心、快適でくらしやすいまち	17－1	市民自らが住環境に関心を持ち、まちづくりに積極的に関わるしくみづくりを進めます。	●	●	●	●
		17－2	住環境を向上させ、安全・安心に暮らし続けられる魅力あるまちづくりに取り組みます。		●	●	●
		17－3	都市基盤を計画的・効率的に維持管理し、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。		●		●

《ありたいまち》

⑴ 人が育ち、互いに支えあうまち
⑵ 健康、安全・安心を実感できるまち
⑶ 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
⑷ 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

4. 前期まちづくり基本計画の評価を踏まえて

(1) 前期まちづくり基本計画の評価

尼崎市では、総合的・計画的に行政を運営し、まちづくりに取り組んでいくため、その時々の社会情勢を踏まえながら、「基本構想」を策定してきました。現在の第５次基本構想は、平成２５年（2013 年）から平成３４年（2022 年）の１０年間に目指すべき方向性に向けて策定されたものです。

人口減少や少子化・高齢化の進行、阪神・淡路大震災やバブル崩壊後の国内の景気低迷等による長期的な厳しい財政状況のなかで改訂した第５次基本構想は、時代の変化が激しく、先が読めない環境下で、本市が「将来、どんなまちでありたいのか」（＝ありたいまち）を設定、共有し、「ありたいまち」の実現に向けて、市民・事業者・行政それぞれができることに取り組んでいます。

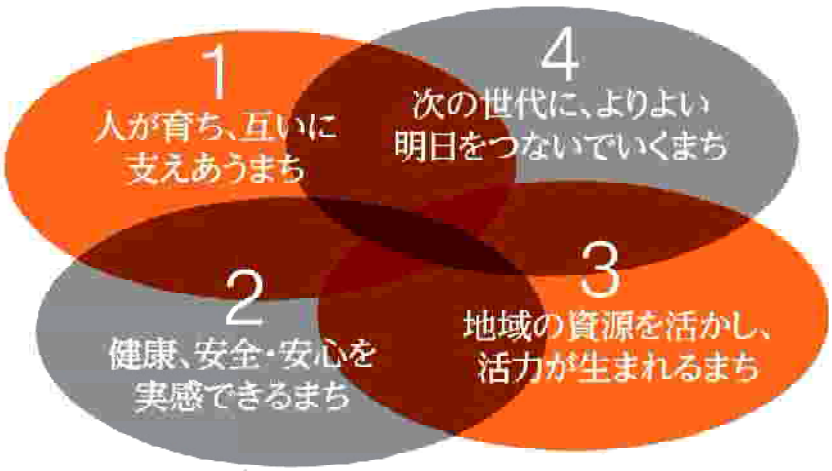

尼崎市の目指す4つのありたいまち

まちづくり基本計画は、その「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりの取組を示すもので、社会経済環境の急激な変化に対応できるよう計画期間を５か年とし、この間に、まちづくりのさまざまな分野ごとに取り組む方向性を「施策」として示しています。

平成２５年（2013 年）から始まった前期計画については、毎年度、決算とあわせて１年間の施策の取組を評価する「施策評価」を行っています。市民意識調査を踏まえた各施策において、「ありたいまちに向けて、事業が効果的に展開されているか」、「ありたいまちにより近づくためには何をしないといけないのか」といった視点で取組状況を振り返り、その結果に基づき、施策の展開方向の確認や新規事業の立案、既存事業の改廃など、次年度の予算編成方針に反映させています。

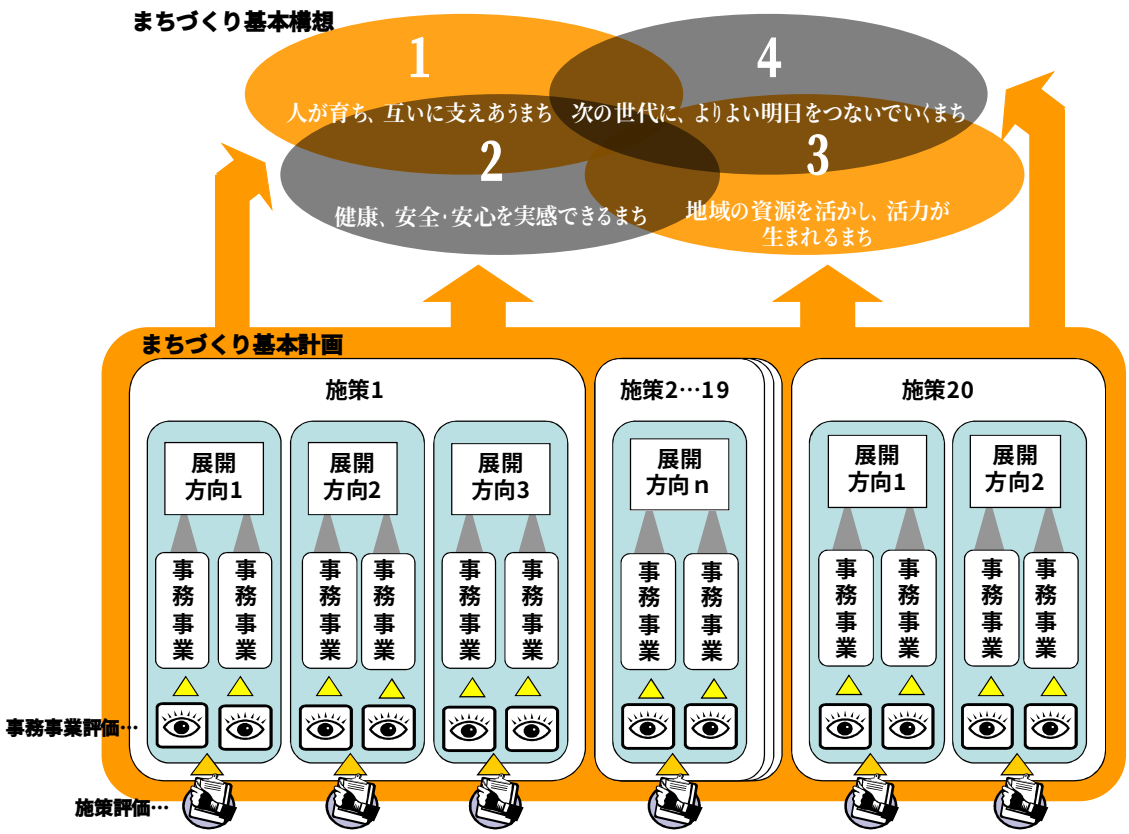

施策評価のイメージ

■施策評価を通じて、重点かつ喫緊に取り組むもの

- ●待機児童対策、保育所施設の老朽化対策等（保育所民間移管計画の策定を含む）
- ●尼崎市子どもの育ち支援センター機能の充実等
- ●学力向上、教職員の資質向上等の旧聖トマス大学施設における研修・先進研究機能の充実等
- ●みんなの尼崎大学、地域学校協働本部づくり等
- ●自転車総合政策、街頭犯罪防止対策等

■将来に向けて重点的な対応が必要なもの

- ●地域に密着し、学びや保健福祉、防災などのあらゆる分野で地域や関係団体等をつなぐ、コーディネーター的役割を担う体制の整備検討
- ●青少年センター機能の見直しと青少年の居場所づくりの検討
- ●尼崎城の活用やインバウンドも踏まえた観光地域づくり、シティプロモーションの向上等

■施策評価を実施して、修正が必要と感じたもの

- ●施策（の展開方向）の枠組を細分化して取り組む必要があるもの
  ⇒施策の展開方向を増
  【施策３】学校教育、【施策１６】文化・交流
- ●施策（の展開方向）の枠組を一体化して取り組む必要があるもの
  ⇒施策の統合
  【施策１４】就労支援と【施策１５】地域経済の活性化
  【施策１９】住環境と【施策２０】都市基盤
  ⇒施策の展開方向の統合
  【施策２】生涯教育、【施策５】人権尊重、【施策７】高齢者福祉、【施策１７】地域の歴史
- ●施策の整理が必要なもの
  【施策４】子ども・子育て支援⇔【施策１０】医療保険・年金⇔【施策１１】地域保健、
  【施策１２】生活安全

(2) 後期まちづくり基本計画への反映

前期まちづくり基本計画のなかで、後期計画については前期計画に必要な修正等を加え、策定することとしました。

前期計画策定以降、本市は環境モデル都市の推進や寄贈を受けた大学跡地を活かしたまちづくり、尼崎城と城内地区まちづくり、尼崎市自治のまちづくり条例の制定、産業振興施策の再構築、みんなの尼崎大学の開校などの市独自の取組が進みつつあります。

地域福祉計画や障害者自立支援計画など、各分野別計画の策定・改訂に加え、生活困窮者自立支援制度の創設などの国による制度変更もありました。

また、本市においては、尼崎版総合戦略をまち・ひと・しごとの分野に焦点を絞った総合計画のアクションプランとして策定しました。

そういった、前期まちづくり基本計画策定以降の動きや、前述の施策評価の結果を踏まえ、後期まちづくり基本計画においては、施策を再構築するとともに、施策を越えて、計画期間中に推進していく具体的な取組を主要取組項目として示していきます。

【施策の再構築】

前期計画		後期計画	
1	【地域コミュニティ】	1	【地域コミュニティ】
2	【生涯学習】	2	【生涯学習】
3	【学校教育】	3	【学校教育】
4	【子ども・子育て支援】	4	【子ども・子育て支援】
5	【人権尊重】	5	【人権尊重・多文化共生】
6	【地域福祉】	6	【地域福祉】
7	【高齢者支援】	7	【高齢者支援】
8	【障害者支援】	8	【障害者支援】
9	【生活支援】	9	【生活支援】
10	【医療保険・年金】	10	【健康支援】
11	【地域保健】		
12	【消防・防災】	11	【消防・防災】
13	【生活安全】	12	【生活安全】
14	【就労支援】	13	【地域経済の活性化・雇用就労支援】
15	【地域経済の活性化】		
16	【文化・交流】	14	【魅力創造・発信】
17	【地域の歴史】	15	【地域の歴史】
18	【環境保全・創造】	16	【環境保全・創造】
19	【住環境】	17	【住環境・都市機能】
20	【都市基盤】		

5．後期まちづくり基本計画の推進

この計画は、「策定の趣旨」で示したように、行政が施策として取り組むことを中心として、市民や事業者の皆さんができること等も含めてまとめたものですが、ここでは、「ありたいまち」の実現に向けて、後期計画期間の５年間に、施策を越え、尼崎市が特に力を入れて取り組むことを「主要取組項目」として示し、その方向性及び関連する施策を基本構想において示す「４つのありたいまち」ごとに記載しています。

また、市民との協働のまちづくりを基本に効果的・効率的にまちづくりに取り組むとともに、持続可能で弾力性のある財政構造を構築し、より柔軟に市民ニーズに対応したサービスを提供するための行政運営の基本的な考え方についても併せてお示しします。

(1) 主要取組項目

■主要取組項目について

「ありたいまち」を実現していくためには、後述の各論で示すとおり、さまざまな施策において取組を進めていかなければなりません。

一方で、まちづくり構想に示すように「人が育ち、支えあいながら、安定した暮らしのなかで継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、そのような状態を将来にわたって持続させていく」ためには、施策を越えて未来を見据えた取組を進めることが必要です。

主要取組項目は、各施策における「施策を考える背景」や、巻末の「時代認識と尼崎市の現状」を基に、本市が置かれている状況等を踏まえ、その改善を図るとともに、強みを活かしていくために、計画期間において特に重点的に取り組む項目をまとめています。

■主要取組項目の取扱い

主要取組項目の推進に向けては、施策評価とあわせ、施策を束ねた評価を実施し、新規事業の立案や既存事業の改廃等の見直しに反映していきます。

4つのありたいまちと主要取組項目

1 人が育ち、互いに支えあうまち

主要取組項目

自治のまちづくり推進

○地域振興体制の再構築
○協働に取り組む職員の育成
○情報収集・発信、
　市政参画の推進　など

学びと育ちの支援

○生きる力を育む教育
○主体的な学びや活動の支援
○地域と学校の連携・協働　など

3 地域の資源を活かし活力が生まれるまち

主要取組項目

協働による観光地域づくり

○稼ぐ力を備えた観光地域づくり
○市民と取り組むプロモーション　など

時代に即した産業の振興

○起業・創業支援（ソーシャルビジネス）
○雇用就労の維持・創出
○エコ＆ヘルスの推進　など

ありたいまち

2 健康、安全・安心を実感できるまち

主要取組項目

予防的観点からの健康と自立の支援

○介護予防・認知症対策の充実
○就労支援・子どもの貧困対策
○ヘルスアップ尼崎戦略の推進　など

4 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

主要取組項目

未来につなぐ環境づくり

○（仮）公共施設の最適化
○官民協働による地球温暖化対策
○空家対策等快適な住環境づくり　など

(2) 主要取組項目と施策のネットワーク

ここでは、「ありたいまち」の実現に向けて、まちづくりの様々な分野で後期計画期間中に実現を目指す「主要取組項目」を推進していくにあたり、どのような取り組みを連携させていこうとしているのか、それぞれの施策がどのように関連しているのか、ということを意識していくため、特に関連性の高い施策を「主要取組項目と施策のネットワーク」として記載しています。

①「人が育ち、互いに支え合うまち」に向けて

市民の学びや育ちを地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援することで、市民自治のまちづくりを目指します。

■自治のまちづくりの推進

今後のまちづくりには、地域をよりよくしていくための役割は、市民一人ひとりにもあるという自覚とそれに基づく行動、地域コミュニティにおけるお互いの尊重と支え合い市民等の参画と協働といった「シチズンシップ」の醸成が重要となります。

市制 100 周年を契機に制定した、こうした自治の基本理念や各主体の権利や責務を盛り込むとともに、情報共有や参画といった住民自治に必要な事項を定めた「尼崎市自治のまちづくり条例」を推進することで、市民のシチズンシップを高め、市民行政それぞれが意識改革を図り、ともにまちづくりを担っていく関係を築いていきます。

また、市民自治のまちづくりを推進するために、「地域振興体制」の再構築や「地域課題の解決に向けた予算執行のあり方」などの取組を進めるとともに、職員が地域に密着し、学びや保健福祉、防災などのあらゆる分野で、地域や関係団体をつなぐ、コーディネーター的役割を担う体制を整備します。

こうした取り組みを進めることは、市民のまちへの愛着を醸成することや、まちの魅力を高めていくことにもつながると考えます。

【目指すべき方向性（指標）】

市政に対して関心を持っている市民の割合　↑

【後期計画期間中の主な取組と関連施策】

5年間に実施する主な取組		関連施策
地域振興体制の再構築（地域別予算の導入など）	施策01	施策01　地域コミュニティ 施策02　生涯学習 施策03　学校教育 施策06　地域福祉 施策14　魅力創造・発信 施策15　地域の歴史 行政運営
（仮）協働に取り組む職員の育成	行政運営	
（仮）情報の収集・発信と市民の市政参画の促進	行政運営	

■学びと育ちの支援

市民自治のまちづくりの推進に向けては、未来のあまがさきを支える「ひとづくり」が非常に重要です。

そこで子どもから大人までの学びと育ちを、支援する拠点として、平成 29 年度に整備した「あまがさき・ひと咲きプラザ」を中心に、誰もが、いくつになっても学び続けることができる「学び」の先進都市を目指します。

「あまがさきひと咲きプラザ」では、教育データを活用した科学的根拠に基づき、子どもたちが学力に加え、社会を主体的に生きるために必要な力を身につけるための研究を実施し、政策立案や教員の指導力向上を目指します。

また、青少年施策の核となる「学び館」、子どもたちの育ちを支援する「育ち館」を中心に、学校教育や生涯学習、子育て支援などの施策を越えて、市民や行政職員、教員が出会い、まちづくりの担い手として、ともに学び合うまちを目指します。

【目指すべき方向性（指標）】

学力調査における平均正答率の全国との比較　↑

【後期計画期間中の主な取組と関連施策】

5年間に実施する主な取組		関連施策
教育データを活用した生きる力を育む教育（データ分析による政策立案）（ひと咲きプラザ）	施策03	施策01　地域コミュニティ 施策02　生涯学習 施策03　学校教育 施策04　子ども・子育て支援
地域と学校が連携・協働する体制づくり（地域学校協働本部）	施策02・03	
市民主体的な学びや活動の支援（みんなの尼崎大学）	施策01	

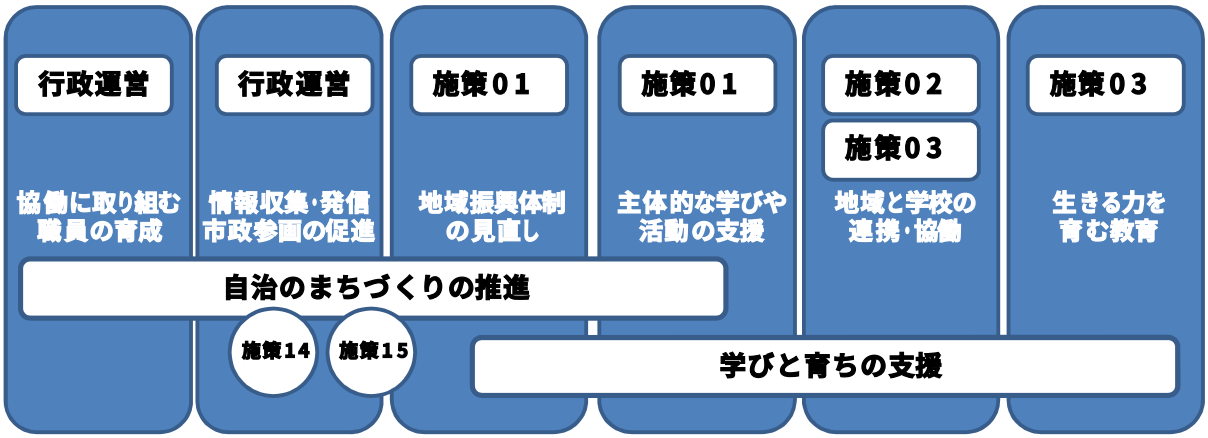

※イラストはイメージです

② 健康で、安全･安心を実感できるまち

「予防」に重点を置いた取組で、健康寿命の延伸を図るとともに、生活困窮者などに対するきめ細かい就労支援など、市民が健康で自立した生活を送れるまちを目指します。

■予防的観点からの健康と自立の支援

団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年、また、その後も進展していく高齢化社会を見据えたとき、若いころからの健診の受診や生活習慣の改善、また、高齢者の定期的な運動習慣など、市民一人ひとりの健康に関する意識の高揚をはかっていくことが重要です。

そこで、施策を超えて子どもから高齢者までの切れ目ない健康支援に取り組んでいる「ヘルスアップ尼崎戦略」や、「いきいき 100 歳体操」をはじめとする介護予防の取組を重点的に実施することで、市民がいつまでも健康に暮らせるまちを目指します。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策にも取り組みます

併せて、生活困窮者に対して、潜在的ニーズにも対応したアウトリーチによる支援を行い、早期の就労による自立を目指すことなどで、医療保険や介護保険、生活保護制度の安定的な運営を目指します。

【目指すべき方向性（指標）】

医療・介護など社会保障経費の伸びの抑制　↑

平均寿命の県下順位　↑

【後期計画期間中の主な取組と関連施策】

5年間に実施する主な取組		関連施策
介護予防・認知症対策の充実	施策07	施策03　学校教育 施策04　子ども・子育て支援 施策06　地域福祉 施策07　高齢者支援 施策09　生活支援 施策10　健康支援 施策13　地域経済の活性化・雇用就労支援
生活困窮者への就労支援、子どもの貧困対策の推進	施策04・09	
ヘルスアップ尼崎戦略の推進（企業の健康経営を含む）	施策10・13	

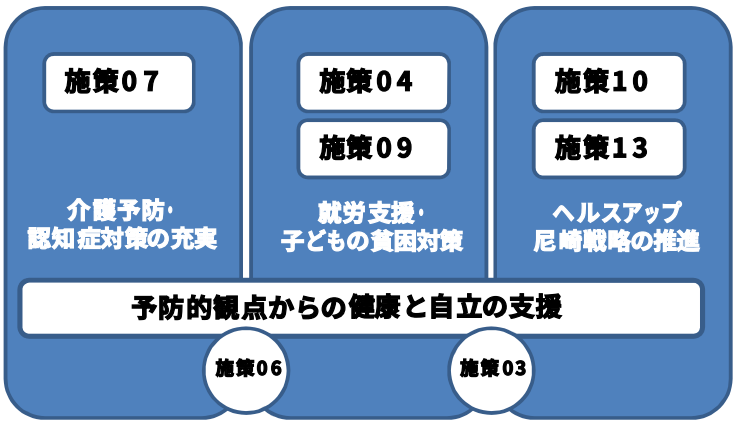

※イラストはイメージです

③ 地域の資源を活かし活力が生まれるまち

市民・事業者とともに新たなまちの魅力の創造・積極的な発信、産業都市としての新たな発展を実践することで、市民だけでなく、市外の人にも選ばれるまちを目指します。

■協働による観光地域づくり

大正 15 年の市制施行より 100 年を越え、新たな歩みを進めている本市は、これまでとは異なるまちのイメージについてを創造・発信していくことも必要となっています。

そこで、尼崎城など新たな地域資源を活かし、変貌を遂げつつあるまちの姿や、歴史・文化などの魅力を効果的に市内外の人に発信することで、交流人口の増加や多様な関係者と協働し観光地経営の視点も取り入れながら地域経済の活性化を目指す「観光地域づくり」を推進します。

また、魅力創造・発信に加え、治安や自転車利用、たばこのマナー改善なども市民の地域への誇りと愛着の醸成には必要であり、引き続き重点的に取り組みます。

これらの取組を両輪で進める事は、本市のファミリー世帯の定住・転入の促進にも資するものです。

【目指すべき方向性（指標）】

尼崎のイメージが良くなったと感じる市民の割合　↑

【後期計画期間中の主な取組】

5年間に実施する主な取組		関連施策
地域の「稼ぐ力」を引き出す観光地域づくり	施策13・14	施策05　人権尊重・多文化共生 施策12　生活安全 施策13　地域経済の活性化・雇用就労支援 施策14　魅力創造・発信 施策15　地域の歴史
市民とともに取り組むシティプロモーション	施策14	

■時代に即した産業の振興

本市は 20 代前半の若年層が転入超過であることが特長であり、地域における活発な産業活動により雇用や就労を安定させることが、さらなる若者の流入や定住につながり、まちの活力を高める重要な要素です。

産業都市として発展してきた強みを活かしつつ、省エネルギーや健康経営など、時代の変化に対応しながらの「産業の振興」、産業の新陳代謝につながる「起業の促進」、重要な経営資源であるとともに、市民生活を安定させる「雇用就労の維持促進」の３つの基本理念のもと、産業施策を推進していきます。

少子高齢化が進む社会情勢においては、社会的起業の促進やソーシャルビジネスを含む創業支援は、地域経済の好循環に欠かせないものであり、重点的に取り組みます。

【目指すべき方向性（指標）】

新たな事業にチャレンジしている人・事業者数　↑

【後期計画期間中の主な取組】

5年間に実施する主な取組		関連施策
企業・創業支援、ソーシャルビジネスの振興支援	施策13	施策10　健康支援 施策13　地域経済の活性化・雇用就労支援 施策14　魅力創造・発信
雇用就労の維持・創出	施策13	
企業の省エネや健康経営に向けた支援（エコ&ヘルスの推進）	施策10・13	

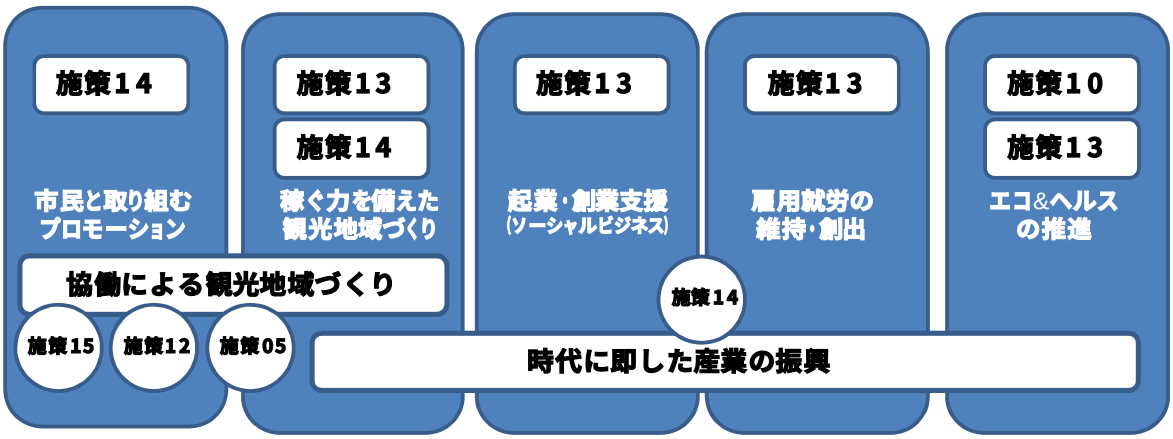

※イラストはイメージです

④ 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

少子高齢化や人口減少社会において、市民の利便性と安全性を併せもった、持続可能なまちを目指します。

■未来につなぐ環境づくり

人口減少下にあるとともに、行政が持つ財源等が限られる中で、公共施設の再配置と維持管理コストの最適化を図るとともに、機能や利便性の向上を図ることで、市民活動をサポートし続けられる持続可能な状況をつくっていくことは、未来に向けて大変重要なことです。

また、老朽危険空家による周辺への影響拡大を防ぐ対策や、耐震補助の体制強化などに取り組み、災害への対応力を高めるなど、まちの持続可能性を高める取組を重点的に実施します。

併せて、本市は経済と環境が共生する環境モデル都市として着実に変貌を遂げていることから、市民自らが身近な地域の環境や景観に意識をもって良好な住環境を形成することを支援することで、ファミリー世帯の定住・転入の促進を目指します。

【目指すべき方向性（指標）】

現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合　↑

【後期計画期間中の主な取組】

5年間に実施する主な取組		関連施策
（仮）公共施設の最適化	行政運営	施策16　環境保全・創造 施策17　住環境・都市機能 行政運営
官民協働による地球温暖化対策の着実な実施	施策16	
空家対策の推進などによる快適な住環境づくり	施策17	

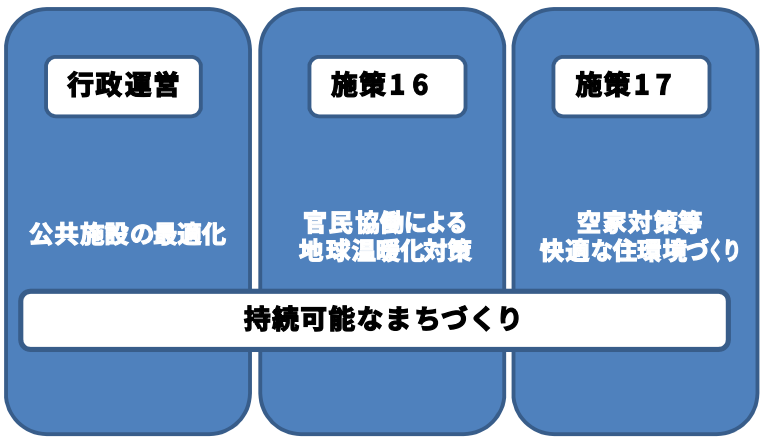

※イラストはイメージです

(3) 行政運営

「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを着実に進め、尼崎の魅力や活力を高めていくためには、効率的・効果的にまちづくりに取り組むとともに、社会経済情勢の変化にも対応できる、持続可能で弾力性のある財政構造を構築し、より柔軟に市民ニーズに対応したサービスを提供できる状態をめざしていかなければなりません。

また、地域課題の解決に向けて、地域コミュニティの活性化に向けた取組をさらに進めていく必要があることや、行政の役割が、「公共サービスの主たる担い手」であることにあわせて、「コーディネーター的な役割」も求められてきていること等を踏まえ、職員一人ひとりの資質向上を図っていくことに加え、公共施設の再配置を含めた、行政サービスや支援を、どのような体制で市民に提供していくかについて、今日的な視点で検討する必要があります。

こうした考え方を行政運営の基本に据え、次のような取組を進めます。

① ともにまちづくりを進めるために

■協働に取り組む職員の育成

□□

【目指すべき方向性(指標)】

各小学校区におけるコーディネイト職員配置数　↑

■情報の収集･発信と市民の市政参画の促進

□□

【目指すべき方向性(指標)】

尼崎市自治のまちづくり条例の認知度　↑

② 持続可能な財政基盤を確立するために

■弾力性のある財政構造の構築

□□

【目指すべき方向性（指標）】

予算決算の実質的収支　↑

■将来の負担を見据えた財政運営

□□

【目指すべき方向性（指標）】

主要基金残高　↑

■公共施設の量・質・運営コスト等の最適化

□□

【目指すべき方向性（指標）】

公共施設の保有量　↓

③ 行政運営の実行力を高めていくために

■課題に即した組織体制と職員の資質向上

□□

【目指すべき方向性（指標）】

資質向上に取り組んだ職員の割合　↑

(3) 進捗を測る指標（まちの通信簿）

総合計画のアクションプランである総合戦略や、各施策を越えて取り組む主要取組項目や行政運営に定める項目など、後期計画の進捗状況を測る代表的な指標を抜粋し、「まちの通信簿」として記載します。この通信簿については、毎年度、市報やホームページなどに進捗状況を掲載し、市民の皆さんにお伝えをしていきます。

まちの通信簿

指　標		策定時の値	目指す値 （平成 34 年）
5歳未満の子どもがいる世帯の転出超過世帯数	↓	382 世帯	186 世帯
市政に対して関心を持っている市民の割合	↑		
尼崎のイメージが良くなったと感じる市民の割合			
資質向上に取り組んだ職員の割合	↑		
学力調査における平均正答率の全国との比較	↑		
平均寿命の県下順位	↑		
医療・介護など社会保障経費の伸びの抑制			

※まちの通信簿に記載されている指標の進捗状況については、毎年度市の広報及びホームページで市民の皆さんにお知らせしていきます。

4．施策別の取組（各論）

各施策における取組は、「ありたいまち」という４つの目標を共有しており、施策ごとに、「施策の展開方向」と「ありたいまち」との関係を示しています。

また、「３．各主体が取り組んでいくこと」では、「行政が取り組むこと」にあわせて、「市民や事業者の皆さんができること」や、また、「その活動に対して行政として支援できること」も含めて記載しています。

今後、まちづくりを進めていくに当たって、この記載内容を基に、市民・事業者の皆さんにも、それぞれができることについて考えていただき、ともにまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

各論の構成（施策の見方）

1．施策を考える背景

施策を展開していくに当たって踏まえておくべき社会経済情勢や、尼崎市における現状や課題、活用できる資源等について、記載しています。

2．施策の展開方向

「ありたいまち」の実現に向けた各施策の取組を考えるに当たっての、施策展開の方向性を示しています。

また、それぞれの方向性と「ありたいまち」の関連性について図示しています。

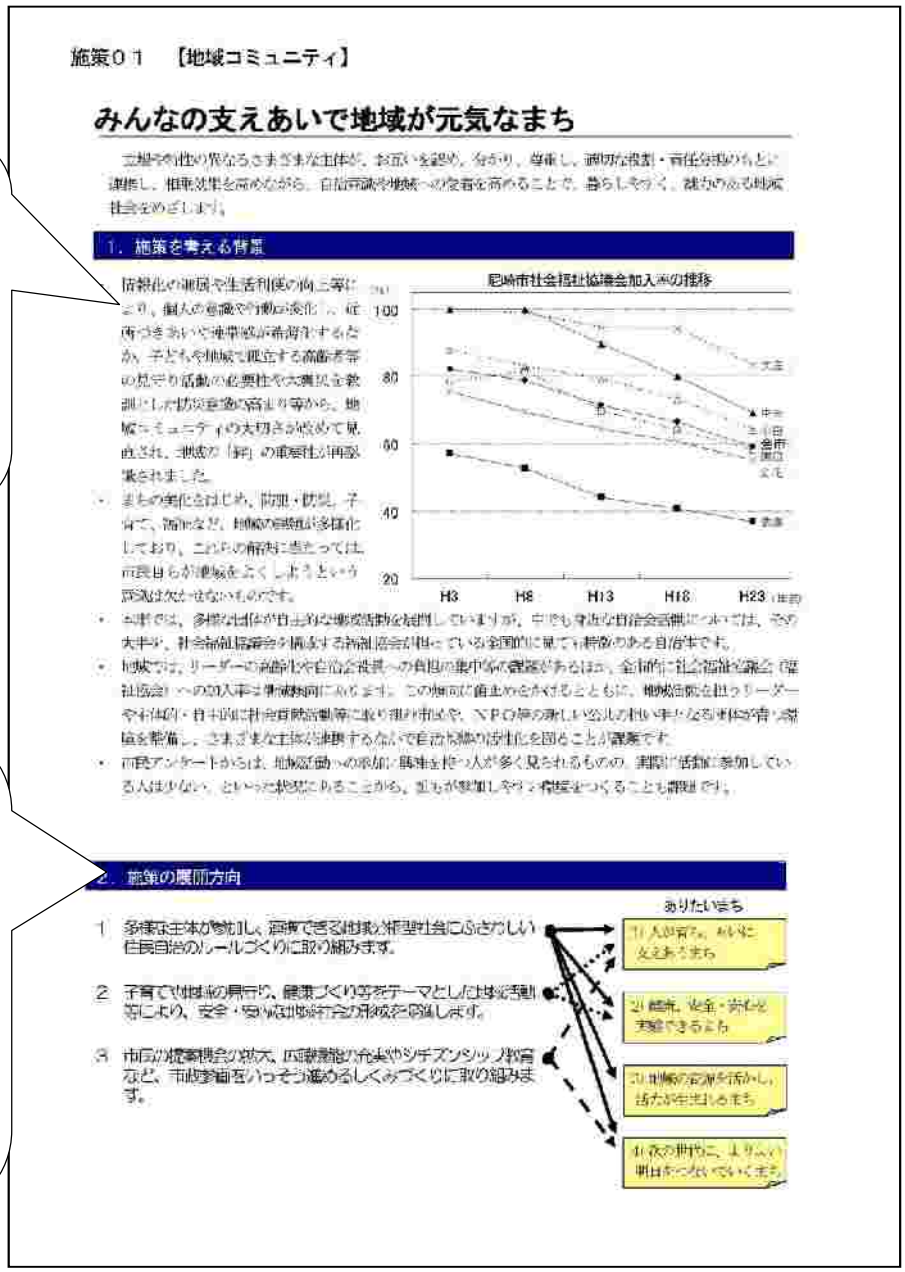

3．各主体が取り組んでいくこと

「施策の展開方向」に基づいて、市民・事業者・行政が取り組んでいく役割・期待する役割を記載しています。

このうち、市民・事業者と行政が協働で取り組んでいくことや、行政として市民・事業者の取組を支援することなど、相互の連携が求められるものについては、「市民・事業者」の欄の「①」等の数字と対応する形で「行政」の欄に「(⇔①)」という形で記載し、関連性を示しています。

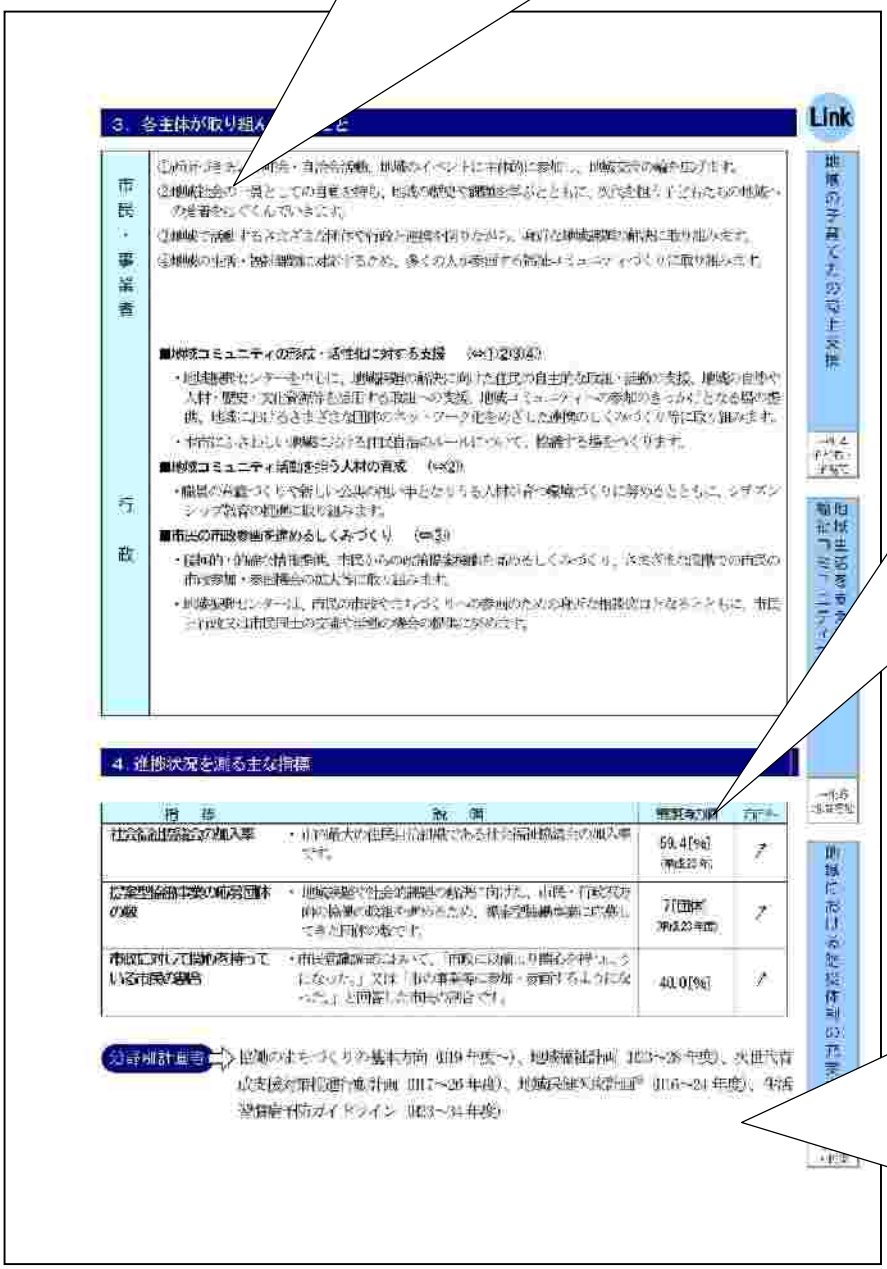

3．各主体が取り組んでいくこと

Link

市民・事業者

行政

■地域コミュニティの形成・活性化に対する支援

■地域コミュニティ活動を担う人材の育成

■市民の市政参画を進めるしくみづくり

4．進捗状況を測る主な指標

指標	数値	現状値(H23)	方向
社会福祉協議会の加入率	・市内最大の住民自治組織である社会福祉協議会の加入率です。	59.4[%] (平成23年)	↗
協定型協働事業の新規団体の数	・地域課題や社会的課題の解決に向けた、市民・行政双方向の協働の政策が進められるため、協定型協働事業に応募してきた団体の数です。	7[団体] (平成23年度)	↗
市政に対して関心を持っている市民の割合	・市民意識調査において、「市政に関心を持ちやすくなった」又は「市の事業等に参加・参画するようになった」と回答した市民の割合です。	40.0[%]	↗

分野別計画等

尼崎のまちづくりの基本方向（H19年度～）、地域福祉計画（H23～28年度）、次世代育成支援対策推進計画（H17～26年度）、地域防犯対策計画（H16～24年度）、生活習慣病予防ガイドライン（H23～34年度）

4．進捗状況を測る主な指標

施策の進捗状況を測る「ものさし」として、指標を設定しています。

毎年度の「施策評価」において、指標の推移を見ながら、施策の展開状況を振り返ります。

ここでの「市民意識調査」は、「まちづくりに関する意識調査(H24.3)」をさします。

分野別計画等

尼崎市が策定している分野別の計画等について、この施策に関連するものをまとめています。計画期間については、H28.4.1 現在の内容です。

(※は、期間終了に向け、改定の取組を進めていくもの)

施策０１　【地域コミュニティ】

みんなの支えあいで地域が元気なまち

立場や特性の異なるさまざまな主体が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域への愛着を高めることで、暮らしやすく、魅力のある地域社会をめざします。

1. 施策を考える背景

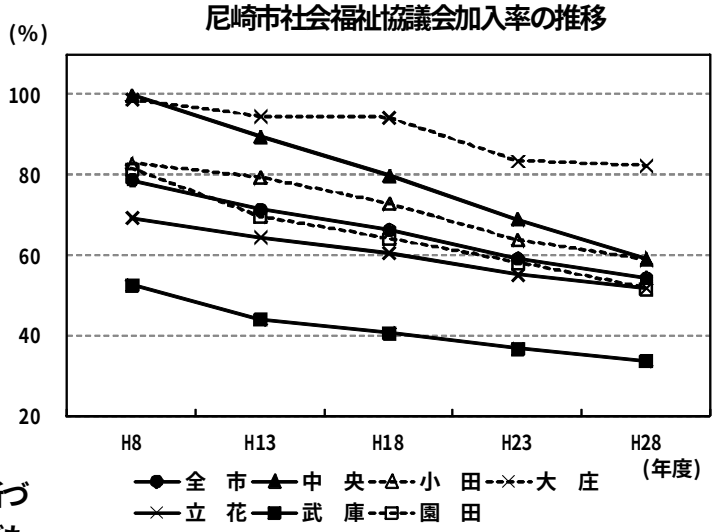

- 本市では、平成 28 年 10 月に、さまざまな主体が協力し、より良いまちをつくっていくために、市民・事業者・行政等、まちづくりに関わる者の基本的な役割などを盛り込んだ「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定しました。この条例の趣旨に沿い、多様な担い手の意思と責任により地域コミュニティが活性化していくよう取り組むことが必要です。
- 情報化の進展や生活利便の向上等により、個人の意識や行動が多様化し、近所づきあいや連帯感が希薄化するなか、子どもや地域で孤立する高齢者等の見守り活動の必要性や防災意識の高まり等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「絆」の重要性が再認識されました。
- まちの美化をはじめ、防犯・防災、子育て、福祉など、地域の課題が多様化しており、これらの解決に当たっては、市民自らが地域をよくしようという意識は欠かせないものです。
- 本市では、多様な団体が自主的な地域活動を展開していますが、なかでも身近な自治会活動については、その大半を、社会福祉協議会を構成する福祉協会が担っている全国的に見ても特徴のある自治体です。
- 地域では、リーダーの高齢化や福祉協会役員等への負担の集中などの課題があるほか、全市的に社会福祉協議会（福祉協会）への加入率は漸減傾向にあります。この傾向に歯止めをかけるとともに、地域活動を担うリーダーや、主体的・自主的に社会貢献活動等に取り組む市民、ＮＰＯ等の新しい公共の担い手となる団体が育まれる環境を整備し、さまざまな主体が連携するなかで自治基盤の活性化を図ることが課題です。
- 市民アンケートからは、地域活動への参加に興味を持つ人が多く見られるものの、実際に活動に参加している人は少ない、といった状況にあることから、誰もが参加しやすい環境をつくることが課題です。

2. 施策の展開方向

1　多様な主体が参画し連携する、地域分権型社会づくりに取り組みます。	
2　地域活動の促進により、安全・安心で魅力的な地域社会の形成に取り組みます。	

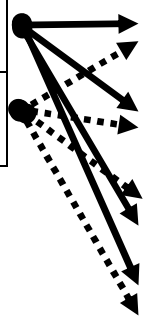

ありたいまち

1　人が育ち、互いに支えあうまち
2　健康、安全・安心を実感できるまち
3　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①近所づきあいを楽しみ、町会・自治会活動や地域行事に主体的に参加し、身近なコミュニティにおける交流の輪を広げます。 ②まちの歴史や課題を学び、自らのシチズンシップを高めるとともに、より多くの方々のまちへの愛着をはぐくみます。 ③さまざまな市民活動・各種団体、行政等との連携を図り、身近な地域課題の解決等に取り組みます。 ④自らがまちづくりの主体であることの自覚を持ち 、自己の発言などに責任を持ち行動します。		
行政	【展開方向1】地域分権型社会に向けた取組	市民・事業者	①③
	●地域における住民自治を支えるため、地域振興センターを中心とした地域振興機能の再構築や人員配置のあり方、身近な地域課題の解決に向けた地域住民の意思を反映した予算執行のあり方、さらには職員の意識醸成や能力形成について検討し、実施に向けた取組を進めます。		
	【展開方向2】地域コミュニティの形成のための支援	市民・事業者	①③
	●地域振興センターは、市民の市政やまちづくりへの参画のための身近な相談窓口となるとともに、地域コミュニティへの参加のきっかけとなる場づくりに努めます。また、市民と行政又は市民同士の相互理解が深まり、協働の取組につながるような交流や対話、活動の機会づくりに取り組みます。		
	【展開方向2】地域コミュニティ活動を担う人材の育成	市民・事業者	②④
	●市民の主体的な学習や活動を支援し、学びを通して地域を支える人材がはぐくまれる環境づくりに取り組みます。 あわせて、職員と市民が互いに学びあい活動する環境づくりや、シチズンシップ教育の推進に取り組みます。		

4.進捗状況を測る主な指標

	指　　標	説　　明	策定時の値	目標値
1	市政に対して関心を持っている市民の割合	市民・事業者等が市政や身近な地域に関心を持ち、自らの問題としてともに学び、考え、課題の解決に向けて行動していけるような地域となるよう、市民の市政への関心が高まることを目指します。	53.5[%]	60.0[%]
2	社会福祉協議会などの身近な地域活動に参加している市民の割合	市民・事業者等が社会福祉協議会をはじめとする自治会活動やな地域の活動に参加し、身近な地域の魅力を高めていくことを目指します。	24.1[%]	30.0[%]

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

協働のまちづくりの基本方向（H19 年度～）、地域福祉計画（H29～33 年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H28～31 年度）、地域いきいき健康プランあまがさき（H30～35 年度）、生活習慣病予防ガイドライン（H23～34 年度）

施策０２　【生涯学習】

生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち

市民が生涯を通して学習に取り組み、学習と交流を通じて生きがいを感じることができる環境を整えるとともに、その学習の成果をまちづくりにつなげていける人材をはぐくむまちをめざします。

また、子どもから高齢者まで、市民の誰もがスポーツに関心を持ち、“気軽に・いつでも・どこでも、安全に”スポーツに取り組み、健康な生活を営むことができるまちをめざします。

1. 施策を考える背景

- 心の豊かさや生きがいを求める意識が高まるなか、生涯学習やスポーツ活動に対する市民の参加意向が強まっており、多様化・高度化するニーズに応じた学習やスポーツの機会を提供するとともに、市民の主体的な学習や活動に対する支援を充実していく必要があります。
- 少子化・高齢化や情報化の進展、就業意識の変化、価値観の多様化といった社会環境の変化を踏まえた学習・活動機会の充実を図るため、文化施設や高等教育機関、民間教育事業者等との連携が求められています。
- 地域が抱える多様な課題を解決し、地域を活性化していくためには、市民一人ひとりが生きがいを持ち、その知識や能力が学校への支援やまちづくり活動の中で活かされることが大切です。のためには、学習の機会にアクセスしやすい仕組みや、学習を通じた仲間づくりへの支援も必要です。
- 生活習慣病や介護の予防という観点からも市民の健康維持は重要な課題であり、すべての市民が生涯にわたって気軽に運動やスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組める環境づくりが求められています。

生涯学習活動に取り組んでいる市民の割合
(市民意識調査より)

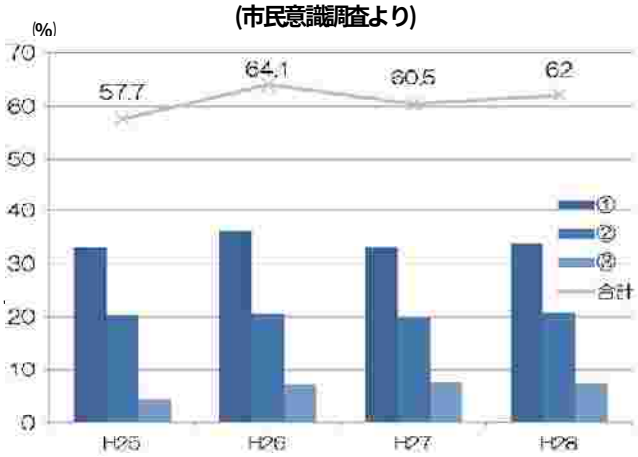

①自分の趣味・生きがいとしている
②自分の能力向上にいかしている
③ボランティア活動と通じて地域づくりに活かしている

2. 施策の展開方向

1　主体的な学習や生きがいづくりを支援し、その成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。	
2　健康の保持・増進のため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。	

ありたいまち

1　人が育ち、互いに支えあうまち
2　健康、安全・安心を実感できるまち
3　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①生涯を通じて、自ら学習に取り組むことで、自らの能力を向上させるとともに、生活の充実を図ります。 ②まちづくりや社会貢献などのさまざまな活動に参加するなかで、習得した知識や技能を地域活性化等に活かします。 ③生涯を通じた学習活動の活性化に向けて、市民学習グループ間の交流・連携の活性化などに努めます。 ④生涯を通じたスポーツ活動などに積極的に取り組み、健康増進と生きがいづくり、仲間づくりを行います。 ⑤事業者は、学習やスポーツに関する情報・機会の提供などを通じて、地域活動への参加や社会貢献に努めます。		
行政	【展開方向1】生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成・交流の推進	市民・事業者	①②③⑤
	●誰もが生涯にわたって自由に学び、それぞれがかかわりあいを持ちながら、生きがいを感じ、互いに高めあうことができるよう取組を進めます。 ●多様な学習機会の提供と情報発信による市民参加の促進、関係機関との連携による社会教育施設の有効活用等に取り組みます。 ●歴史や文化等の地域資源を活用した学習の拡充に取り組みます。 ●市民・ボランティアとの協働と学習グループ等の活動支援に取り組みます。 ●学習の成果を発表する機会やボランティア活動ができる機会の充実、学習の成果を学校への支援や地域づくりに活かせるようなしくみづくりに取り組みます。 ●学習と交流を通じたリーダーの発掘・ボランティアの養成等を通じ、市民主体の学習・活動を支える人材育成等に取り組みます。		
	【展開方向2】運動やスポーツによる市民の健康づくり	市民・事業者	④
	●個々の生活リズムに合わせて気軽にスポーツやレクリエーションに参加できる環境づくりや、情報提供等に取り組みます。		

4. 進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	学習を活かせる講座の受講者数	個人の学習を支援し、その成果を地域社会に活かす取組につながる講座を実施し、受講者数増加をめざします。	1,593 [人]	1,673 [人]
2	健康を意識した運動やスポーツを定期的に行っている市民の割合	気軽に運度やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組み、健康の保持・増進のために意識的に体を動かす習慣を身に付けた市民の増加をめざします。	46.2 [%]	49.0[%]

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

スポーツ推進計画（H27～31 年度）、協働のまちづくりの基本方向（H19 年度～）、次世代育成支援対策推進行動計画（H28～31 年度）

施策０３　【学校教育】

教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち

子どもの生きる力をはぐくむために、確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざす学校教育を展開するとともに、家庭、地域、学校が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境の充実したまちをめざします。

1. 施策を考える背景

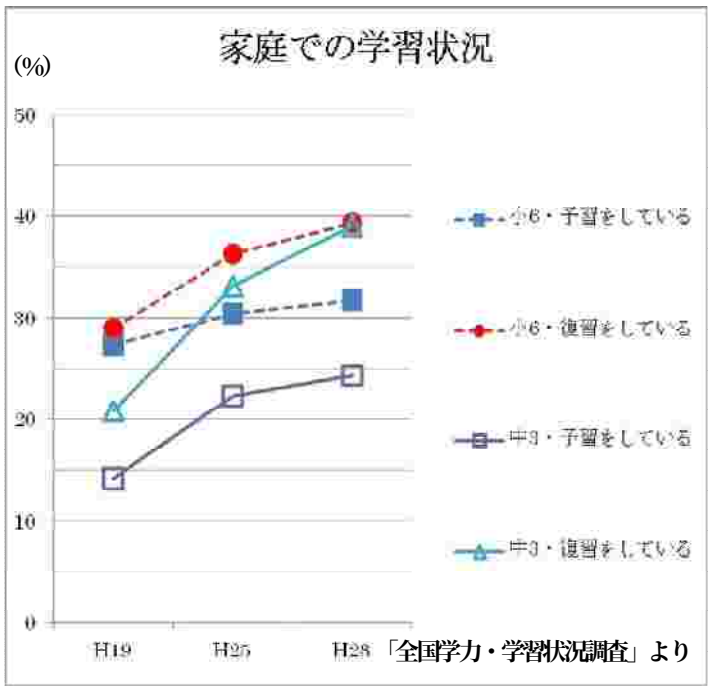

「全国学力・学習状況調査」より

- 全国学力・学習状況調査の「家庭での学習状況」に関する項目は改善されてきているが、まだ、その割合が低い。さらに、家庭において、自分で計画を立てて学習する習慣を身につけていくことが必要です。
- インクルーシブ教育の推進を図るため、障害のある子と障害のない子が、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子が、多様な学びの場において、その能力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参加を目指すことが求められています。
- 子どもの体力の低下が指摘されており、基本となる食生活や生活習慣の確立・改善に取り組むことが必要です。
- 社会環境やライフスタイルが急速に変化するなか、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力の低下が社会的な課題となっており、豊かな人間性や社会性、規範意識の育成が求められています。
- 不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消を図るためには、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整備することが必要です。
- 子どもを健やかに育てていくためには、地域全体での取組が必要不可欠であり、家庭や地域との協力・信頼のもとで、活力に満ちた学校づくりに取り組むことが重要です。
- これまで学校施設の耐震化の確保に努めてきましたが、高度経済成長期の急激な人口増加等に対応して建設した学校施設が多く、今後老朽化している施設の改善を進めることが必要です。
- 全国的に、子どもが被害者となるような自然災害や事件・事故が発生しており、地域や学校の安全・安心を確保することが課題です。

2. 施策の展開方向

	ありたいまち
1　確かな学力の定着と健やかな体づくりの実現をめざします。	1　人が育ち、互いに支えあうまち
2　体験的・実践的な活動を通して、豊かな心の育成に取り組みます。	2　健康、安全・安心を実感できるまち
3　地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。	3　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4　子どもが安全かつ安心して学ぶことができる教育環境を整備・充実します。	4　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①子どもの学習や成長に関心を持ち、職場体験や総合的な学習の時間など、さまざまな体験学習に協力します。 ②ＰＴＡ活動や学校行事に積極的に参加し、地域と一体となり、子どもが健やかに育つ環境を整えます。 ③子どもとの丁寧なコミュニケーションを心がけ、家庭で基本的な生活習慣・食習慣を身に付けられるようにします。 ④安全な地域環境で、子どもが安心して成長していけるよう、防犯や交通安全のための見守り活動等を行います。 ⑤子どもを対象とする行事や地域活動などをさまざまに展開し、子どもと積極的にかかわる地域づくりを進めます。		
行政	**【展開方向1】教育・学習内容の充実、子どもの健康な体づくり**	**市民・事業者**	**①③**
	●家庭との連携による家庭学習の習慣化、子どもの自発性や能力を引き出す教職員の指導力向上に取り組みます。 ●インクルーシブ教育を推進することにより、障害のある子と障害のない子が、豊かな人間性や多様性を尊重し、共に学ぶ態度の育成を図るとともに、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育活動に取り組みます。 ●子どもが地域社会の一員としての役割を果たすために必要な知識や価値観を身に付ける取組の充実、家庭・地域、企業、団体等との連携による勤労観・職業観をはぐくむ学習活動の展開、地域資源を活用した学習活動の充実に取り組みます。 ●子ども一人ひとりが、実社会を主体的に生きていくための必要な力をさらに伸ばしていけるよう、中長期的な効果測定を通じた科学的根拠に基づく研究等を行い、政策に活かしていくとともに、教員等のさらなる力量形成を図ります。 ●学校体育の充実や食育の推進等により、子どもの体力・運動能力の向上を図るとともに、基本的な食生活・生活習慣が身に付くよう取り組みます。		
	【展開方向2】心のケア・心の教育の充実	**市民・事業者**	**②**
	●命の尊さを理解し、思いやりの心をはぐくむとともに、自尊感情を高める道徳教育・体験的学習の充実に取り組みます。 ●人権意識や規範意識をはぐくみ、家庭・地域との連携促進及び関係機関・専門家との協働体制の強化により、子どもや保護者が気軽に相談できる体制の整備と、不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消に取り組みます。		
	【展開方向3】家庭・地域・学校の連携推進	**市民・事業者**	**⑤**
	●学校評議員制度や学校評価の充実とともに、学校支援ボランティアの参画等を通じて、学校と家庭、地域が連携した、信頼される開かれた学校づくりを推進します。 ●家庭・地域・学校等の連携協力による多様な学習や体験等の機会の創出を推進します。		
	【展開方向4】安全な教育環境の確保	**市民・事業者**	**④**
	●安全・安心な教育の場として学習環境の整備に取り組むとともに、保護者や地域、関係機関と連携した子どもの安全確保を図り、正しい防災知識を身に付けるための防災教育の充実に取り組みます。		

4. 進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	**平均正答率の全国との比較**	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較から、子どもの学力の状況を測ります。本市の子どもの学力を全国平均を超えることをめざします。	小６ △1.6～△3.1 中３ △1.2～△2.4	小６、中３とも全国平均以上
2	**「自分には良いところがある」と答えた児童生徒の全国との比較**	全国学力・学習状況調査における体験的・実践的な活動を通して「自分には良いところがある」と答える児童生徒の割合を増やし、豊かな心の育成に取り組みます。	小６ △4.7 中３ △3.5	小６、中３とも全国平均以上
3	**学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合**	市民意識調査において、学校支援ボランティアの参画等を通して学校の教育活動に「かかわりを持っている」と回答する市民の割合を増やし、家庭・地域・学校の連携を推進します。	33.1[%]	50.0[%]
4	**小学校における洋式トイレの整備率**	良好な教育環境を確保するため、小学校の洋式トイレの整備をめざします。（整備率は各施設１ヶ所以上ある率とします）	85.3[%]	92.6[%]

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画
児童生徒の学力向上＆学校活性化推進プラン（H19 年度～）、次世代育成支援対策推進行動計画（H28～31 年度）、第２次食育推進計画（H27～32 年度）、（仮称）中学校給食基本計画（H29 年度～）

施策０４　【子ども・子育て支援】

健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち

妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実により、安全に安心して産み育てる家庭環境づくりを支援するとともに、地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支え、また、子どもの主体的な学びや行動を支えることによって、子ども一人ひとりが健やかに育つ社会を目指します。

1. 施策を考える背景

- 本市における高齢出産の割合は、平成 15 年 13.8%から平成 25 年 25.9%と上昇しており、また、20 歳未満で出産する割合についても国、県と比較して高くなっています。更に相談相手がなく、妊娠や出産に関する悩みや不安を抱えたまま、家庭や地域で孤立している妊産婦の存在も見受けられます。こうしたことから、妊娠期から子育て期にかけた切れ目のない支援の強化が求められています。
- 市民意識調査結果によれば、身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じている人の割合が約５０%を下回っていることから、気軽に相談でき、相談の内容に応じて適切なアドバイスができる窓口の設置が必要になっています。

身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合

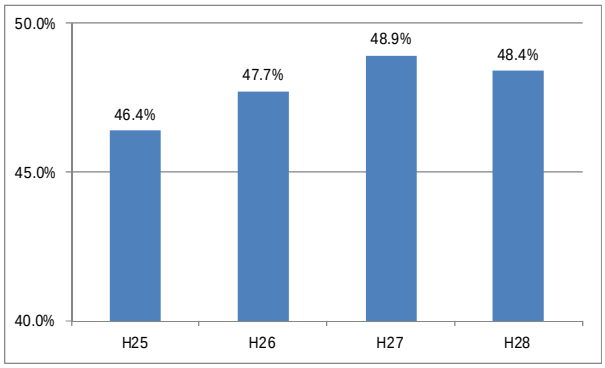

- 地域の大人と子ども、子育て家庭と地域につながる機会の減少や、地域で子どもを育てる意識が弱くなっていること等から、子どものいる家庭と地域とを結び付けていくことが課題となっています。
- 本市の乳幼児や児童の人口は減少傾向にありますが、出産後も仕事を続ける女性の増加等に伴い、保育施設・児童ホームの利用者は増加傾向にあり、就労形態の多様化等を背景に保育ニーズも多様化しています。
- 子どもの発育・発達や児童虐待の相談件数が増加しており、また不登校児童生徒やひきこもりの青少年等が多数存在していることから、さまざまな専門機関が連携した、早期の支援が必要になっています。
- 国が実施している国民生活基礎調査結果から、子どもの相対的貧困率が上昇傾向にあり、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策の取組を進めることが必要となっています。
- 日常生活において、子ども同士が互いに遊びや体験を通じて人間関係づくりを学ぶ機会や、地域活動等に参加する機会が減少しているため、子どもの育ちにとって重要な体験の機会を確保すること等が課題になっています。

2. 施策の展開方向

1　安全に安心して産み育てることができる家庭環境づくりを支援します。	
2　保育施設等の定員増など、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。	
3　全ての子どもが健やかに成長していくことができるよう支援します。	
4　子どもの社会参加や自主的な企画・運営などを通じて主体的な学びや行動を支えます。	

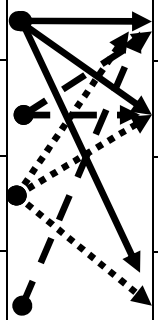

ありたいまち

1　人が育ち、互いに支えあうまち
2　健康、安全・安心を実感できるまち
3　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①子どもを慈しみ、子どもと向き合い、子どもが心身ともに安らぐことができる家庭づくりに努めます。 ②子どもが健やかに育つため、妊婦健診や乳幼児健診等を適切に受診し、必要な予防接種を受けるよう努めます。 ③出産・育児の不安や困り事があれば、行政や地域関係団体等に気軽に相談しながら、子どもの育つ環境を整えます。 ④近所の子どもたちへの声掛けなど、子どもたちに積極的にかかわり、地域で子どもが安心して暮らせる環境づくりに努めます。 ⑤事業者等は、従業員が安心して出産・育児に臨めるよう配慮し、また、子育てにかかわる地域の活動に協力します。		
行政	【展開方向1】安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援	市民・事業者	①～④
	●子育てに関する情報収集と発信、気軽に相談ができ、ニーズに応じたさまざまなアドバイス等を行う相談窓口の設置、また、保護者の情報交換の機会づくり等により子育ての不安や負担感の軽減に努めます。 ●地域で子どもを育てるという意識を啓発し、地域と子育て家庭がつながるよう働きかけていきます。 ●思春期の健康教育について、学校と連携した実施に努めます。 ●妊娠期から切れ目のない子育て支援の充実を図るため、各種の母子保健事業の充実に努めます。		
	【展開方向2】保育事業、放課後児童対策等による支援	市民・事業者	①
	●保育サービスの充実、保育施設等や児童ホームの定員増に努めるほか、各種の給付等により、子どもの安全・安心を確保するなかで、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。		
	【展開方向3】社会的支援を必要とする子ども・家庭を地域で支えるための支援	市民・事業者	⑤
	●児童虐待や不登校など様々な困難や課題を有する子どもや、発達障害及びその疑いのある子どもに対し、子どもの育ちに係る支援センターを拠点として、関連分野が有機的に連携し、早期に、かつ年齢に応じて切れ目なく、総合的かつ継続的な支援を行います。 ●関係機関と連携・協力し、青少年の非行化防止や、ひきこもり等課題を抱える青少年の支援に努めます。		
	【展開方向4】子どもの主体的な学びや行動への支援	市民・事業者	④⑤
	●あまがさきひと咲きプラザの学生会館をはじめ、各地域の公共施設などを活用し、青少年の居場所づくりや、青少年が自らの思い・考えを表現する場や機会の提供、自主的な企画・運営による活動の支援に努めます。		

4. 進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1・3	身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	市民意識調査により、尼崎市が社会的支援が必要な子どもや家庭を支援できている状態にあるかどうかを測ります。 子育て不安の解消につながる事業を充実させることで、すべての人が子育ての悩みを相談できるまちを目指します。	48.9[%]	100[%]
2	保育施設等未入所待機児童数（翌年度当初）	4 月利用希望の新規利用申込児童数から実際の利用児童数を差し引いた数です。（ ）は国の定める待機児童数。 増加傾向の保育需要に対応し、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援します。	295 (47) （平成 28 年 4月）	0 （平成３2年 4 月）
4	「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の全国との比較（施策 03-2 と同）	全国学力・学習状況調査における体験的・実践的な活動を通して、「自分にはよいところがある」と答える児童生徒の割合を測ります。 子どもの主体的な学びや行動への支援等を通じ、豊かな心の育成に取り組みます。	小6　△4.7 中3　△3.5	小6、中3とも全国平均以上

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

子ども・子育て支援事業計画（ H27～31 年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H28～31 年度）、地域保健医療計画（H25～29 年度）

施策０５　【人権尊重・多文化共生】

互いの人権を尊重し、共に生きるまち

すべての市民が自分らしく生き、本市のまちづくりに積極的なかかわりを持ち、その個性と能力を十分に発揮できるよう、人権教育や啓発活動、多文化共生社会の実現、男女共同参画社会づくりに取り組むとともに、市民がさまざまな人権問題に関する事例や普遍的な人権の概念等について学び、社会に主体的に参加・参画するまちをめざします。

1. 施策を考える背景

・人権とは、個人の尊重に基づいて、年齢や性別、人種等に関係なく、すべての人が生まれながらにしてもっているかけがえのない権利であり、人として正しく生きていくために欠かすことのできない普遍的な権利です。
・人権を考える時には、まずは身近な人権問題に気づくことから始める必要があり、人権を身近な問題として感じている割合が半数以下であることから、自らの問題として関心を持つことが大切です。
・同和問題や外国人、女性、子ども、高齢者、障害のある人等に対する差別意識や偏見のない社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活の中で基本的人権を尊重する感性や人権感覚を身に付けていくことが必要となっています。

人権をどのくらい身近な問題と感じている割合

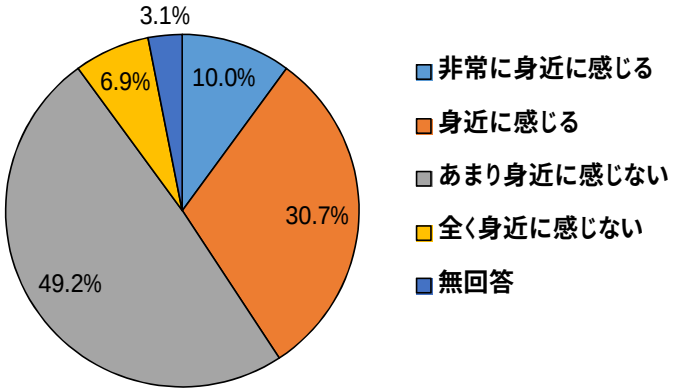

「まちづくりに関する意識調査」（H28.2）

・社会的弱者やマイノリティへの差別、インターネットによる人権侵害等の多様な人権問題への対応が課題です。
・在住する外国人が安心して住めるよう、互いの生活や文化を理解・尊重し、ともに生きる社会を築くとともに、世界平和を願う意識をはぐくみ、多文化共生への取組をより一層進めることが課題です。
・男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができるためには、男女の固定的な性別役割分担意識や社会慣行の解消が課題です。

2. 施策の展開方向

	ありたいまち
1　市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。	1　人が育ち、互いに支えあうまち
2　人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。	2　健康、安全・安心を実感できるまち
	3　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
	4　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①人権問題や多文化共生を自らの課題と捉えて、人権にかかわる学習会や活動の機会に、積極的に参加します。 ②性の多様性などの今日的な課題も含めた人権問題を我が事と捉えて、ともにその課題解決に向けて取り組みます。 ③日本人も外国人も、同じ地域社会を築く一員として、お互いの違いを認めあい、理解を深めるよう努めます。 ④男女が家庭や社会における役割を平等に果たし、家庭、地域、職場、学校などで、自分らしく活動します。 ⑤事業者は、従業員の仕事と生活の調和を促進し、ハラスメントの防止研修を実施するなど、職場環境の向上に努めます。		
行政	**【展開方向1】多文化共生社会の実現**	**市民・事業者**	**①③**
	●多様な文化・伝統に対する理解の推進を図り、外国人等が生活しやすくなる諸条件の整備等に取り組みます。 ●世界平和の尊さ・大切さに対する理解の推進等に取り組みます。		
	【展開方向1】男女共同参画社会の実現	**市民・事業者**	**④⑤**
	●啓発や支援事業の充実、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確立に向けた環境整備、ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止等に取り組みます。		
	【展開方向2】人権問題の啓発と人権教育の取組	**市民・事業者**	**①②**
	●職員や教職員の人権意識の高揚と人権感覚の醸成、人権についての学習環境の整備、市民の自主活動やリーダー育成支援等に取り組みます。		
	【展開方向2】人権侵害の防止と被害者への支援	**市民・事業者**	**①②**
	●地域や関係機関との連携・協力、相談機能の充実、人権侵害事象の未然防止、児童虐待の防止等に取り組みます。		

4.進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	**多様性を認め合う市民の割合**	固定的な概念にとらわれず、多様性を認め合い、市民の理解が高まることをめざします。	75.3	90.0[%]
2	**人権を身近な問題と感じている市民の割合**	人権問題が多様化・複雑化するなかで、市民が人権問題に関心を持ち、学び、考え、課題の解決に向けて行動していけるよう、市民の人権への関心が高まることをめざします。	43.8 [%]	60.0[%]

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

人権教育・啓発推進基本計画（H22～31 年度）、国際化基本方針（H6 年度～）、第3次男女共同参画計画（H29～33 年度）、配偶者等からの暴力対策基本計画（H24～29 年度）

施策０６　【地域福祉】

誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち

市民や事業者が地域課題を自分のこととしてとらえ、行政とともに、みんなで支え合う仕組みを作ることで、地域に住むすべての人が、その人らしい生活を地域で送り続けながら、孤立することなく、安全に、安心して暮らせる地域福祉社会をめざします。

1. 施策を考える背景

- 少子高齢化の進展や単身世帯の増加等に加え、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域社会において人と人とのつながりが弱くなっていると言われ、住民同士の助け合いによる課題解決が難しくなっています。
- また、一人暮らしの高齢者の電球交換やゴミ出し、買い物などの少しの困りごとを頼める人がいないといった悩みをはじめ、壮年期のひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、若年層の貧困、子どもや高齢者に対する虐待、振り込め詐欺などの犯罪被害の増加、孤立死や自殺等の深刻な問題、要配慮者（災害時要援護者）支援の対応など、地域の生活福祉課題は多様化・複雑化、そして深刻化してきています。

孤独感を感じている市民の割合

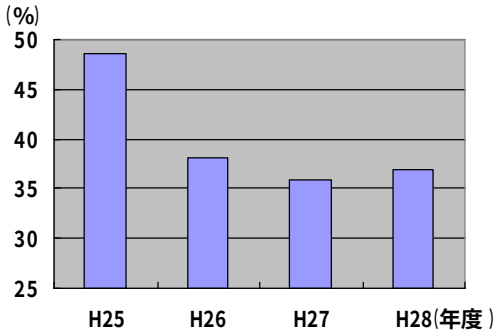

- これまでも、自分や家族の努力ではどうにもならない課題や困難にぶつかったときに誰もが安心して暮らせるよう、公的サービスの充実が図られてきましたが、多様化・複雑化した課題に対しては、公的サービスだけでなく、身近な人や地域による支え合いの力を高めていく必要があります。
- そのため、行政による福祉サービスを充実させることはもちろんのこと、住民一人ひとりが時と場合に応じてお互いに「支える」、「支えられる」ことを意識し、多様な地域課題に対して、日頃の地域のつながりの中で話し合い、それぞれのできる範囲で主体的に関わり、地域の様々な活動に参画・協働し「支え合う」ことができれば、誰もが安心して暮らすための大きな力となります。
- 尼崎市は多様な人材や企業、団体が集まり、多様性や包容力という“つよみ”を持つまちでもあり、この“つよみ”を最大限活かし、新たな担い手や様々な活動がつながりを作ることで、そうした活動が次の世代へと引き継がれていくことが必要です。

2. 施策の展開方向

	ありたいまち
1　地域課題に関心を持ち、行動する「支え合い」をはぐくむ人づくりを進めます。	1　人が育ち、互いに支えあうまち
2　市民や多様な主体が福祉課題を共有し、参画・協働して解決する地域づくりを進めます。	2　健康、安全・安心を実感できるまち
3　誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくりを進めます。	3　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
	4　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①地域活動に積極的に参加し、住民同士の顔の見える関係を築き、地域課題等の解決に向けて話し合います。 ②地域で活動するさまざまな団体や行政と連携を図りながら、身近な地域の生活・福祉課題の解決に取り組みます。 ③身近な地域で困り事を抱え、孤立している人に早めに気付き、専門機関等につなぐことに努めます。 ④事業者は、地域社会の一員として、地域の課題解決のために地域住民との協働に努めます。		
行政	**【展開方向1】支え合いをはぐくむ人づくり**	**市民・事業者**	**①②**
	●様々な学びを通して、市民が地域や福祉、人権に関して正しく理解し、地域の様々な課題に気づき、自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自ら取り組んでいく意識を醸成します。 ●性別、年齢、障害の有無、国籍、地域住民かどうかに関わらず、全ての市民が主体的に地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを市民とともに進めます。 ●多様化・複雑化する課題の解決に向けて、地域の様々な活動、専門機関をつなぎ、支える人材を育成します。		
	【展開方向2】多様な主体の参画と協働による地域づくり	**市民・事業者**	**①②③④**
	●多様な活動主体や様々な専門機関が、地域の活動と連携、協働しながら取り組む、地域、専門機関、市の重層的なネットワークを構築します。 ●誰もが孤立することなく、地域のつながりの中で、安全・安心に暮らすために、多様な見守り・支え合いを進めます。 ●誰もが安心して、その人らしく、生きがいのある暮らしを送ることができる地域づくりを進めるために、その多様な手法により、様々な困りごとや不安等に対応した地域福祉活動を推進します。 ●社会福祉法人、企業、NPO 等が地域社会の一員として、それぞれの強みを活かし、地域の様々な団体や地域住民と協働し、課題解決に取り組むことを推進します。		
	【展開方向3】誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	**市民・事業者**	**①③**
	●社会的孤立、社会的排除の状態や制度の狭間にあって支援の届かない市民を早期把握し、必要な支援につなげるために地域や専門機関のネットワークを構築することで、包括的・総合的な相談支援体制の充実を図ります。		

4. 進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1・2	**身近な地域活動に参画している市民の割合**	市民意識調査において、自治会活動や様々な地域の活動に「参加している」と回答した市民の割合です。	—	—
3	**孤立感を感じている市民の割合**	小地域福祉活動を広げていくなかで、こうした人を発見し、そのニーズへの対応も含め、この割合が少なくなることをめざします。	35.9%	32.1% 以下

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

地域福祉計画（H29～33 年度）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H30～32 年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H28～31 年度）、子ども・子育て支援事業計画（H27～31 年度）、障害者計画（H27～32 年度）、障害福祉計画（H30～32 年度）、地域防災計画（S36 年度以降毎年修正）、協働のまちづくりの基本方向（H19 年度～）

施策０７　【高齢者支援】

高齢者が地域で安心して暮らせるまち

高齢者の生活様式や考え方、価値観は今後ますます多様化していくと考えられます。こうした新たな価値観を持った高齢者像を念頭に置き、「高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会」をめざします。

1. 施策を考える背景

高齢者の状況と単身高齢者数の推移（国勢調査結果）

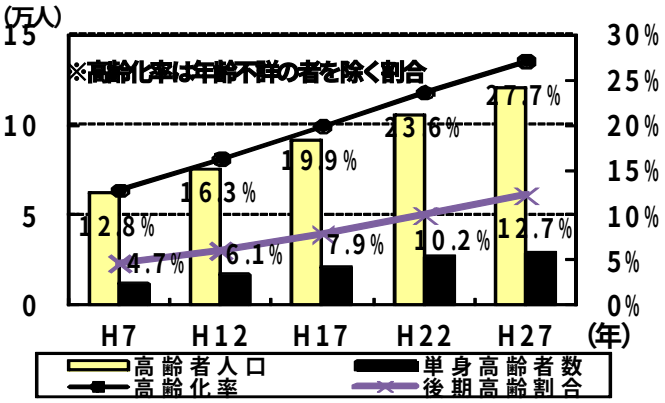

- 本市における高齢化率は、平成 27 年には 27.7%となっており、全国（26.7%）とほぼ同じ割合で高齢化が進んでいます。ただ、他都市に比べると、高齢者の単身世帯が多い傾向があり、今後も増加することが見込まれます。
- 平成 37 年（2025 年）には、団塊の世代が後期高齢者となり、介護や医療を必要とする高齢者の増加が見込まれています。介護予防や健康づくりは市民の生活の質を高める上でますます重要になるとともに、療養が必要になった時に必要なサービスを適切に選択できることや終末期ケアのあり方や在宅での看取りについても意識することが大切です。
- １億総活躍社会に向けて、介護サービスの基盤整備や多様な介護人材の育成・確保、介護と仕事の両立の促進など、介護離職ゼロの実現が重要視されています。
- 行政による福祉サービスの充実のみならず、住民一人ひとりが「支える」、「支えられる」ことを意識し、元気な高齢者自身も支え手となるなど、地域で支え合うための体制を強化する必要があります。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう、各分野の専門職同士が連携することで医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていく必要があります。
- 高齢者が抱える課題が複雑化する中、地域包括支援センターでは各地域の高齢者総合相談窓口として、介護予防活動の促進から認知症対策、権利擁護、高齢者虐待に至るまで包括的に対応し必要な支援を行うなど、その役割はより重要になってきています。
- 認知症の人の増加が見込まれる中、専門機関、地域住民による認知症に対する適切な理解や、認知症の人を支えるネットワークづくり、早期発見による集中的な支援体制の構築等が重要です。
- 介護予防の推進や介護人材の確保等を着実に進め、費用の効率化を行うことで、介護保険制度をより持続可能なものにしていく必要があります。

2. 施策の展開方向

1　高齢者自らが介護予防に努めながら、積極的に地域とかかわれるよう支援します。	
2　福祉サービスの充実と、地域の支え合いや相談支援の基盤づくりを進めます。	

ありたいまち

1　人が育ち、互いに支えあうまち
2　健康、安全・安心を実感できるまち
3　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①いつまでも自分らしく生活し、いきいきと社会参加ができるよう、自分の健康を意識し、健康づくりに取り組みます。 ②認知症がある人など、近隣からの日常的な見守り・支援が必要な人などの、地域生活の安心を支えます。 ③これまでに培った経験・知恵・技術を生かすなど、高齢期になってからも地域・社会とのかかわりを積極的に持ち続けます。 ④事業者は、高齢者に向けた情報や催し、また世代間交流や高齢者の持つ技術が活かされるような機会を増やします。		
行政	**【展開方向1】健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進**	**市民・事業者**	**①②③④**
	●高齢者同士が主体的に集い、介護予防の取組等が広がるよう働きかけ、また、取組が継続されるよう支援します。 ●ハード面のユニバーサルデザイン化だけでなく、近隣の高齢者に思いやりを持って接していただけるような啓発、高齢者と地域住民がかかわりを持つ機会を増やします。 ●高齢者の豊かな知識・経験・能力が、地域課題の解決など地域福祉の向上に大きな役割を担っていただけるよう、シルバー人材センター等とも連携しながら社会参加の機会を提供し、ふれあいと生きがいのある地域社会の形成に努めます。		
	【展開方向2】福祉サービスの充実と地域の支え合いや相談支援の基盤づくり	**市民・事業者**	**①②③④**
	●高齢者に対する総合相談窓口である地域包括支援センターや地域を支える各主体が連携を密にし、ニーズに応じた取組が実践できるよう、総合的な支援を行います。 ●介護サービスの新たな担い手の養成や質の確保を図りながら、多様なサービスが提供できる仕組みづくりを推進します。 ●成年後見制度など高齢者単独・夫婦のみの世帯を支える権利擁護の取組を推進します。 ●認知症の早期発見・早期支援に向けた取組や認知症の方やその家族を支える仕組みなど、新たな施策や既存の事業を組み合わせた支援策を重層的に展開します。 ●在宅での療養が必要になった時に必要なサービスを適切に選択できるよう、また終末期ケアのあり方や在宅での看取りについても意識されるよう、医療と介護の連携に向けた取組を進めます。		

4. 進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	**生きがいを持つ高齢者の割合**	市民意識調査において、「生きがいを感じていることがある」と回答した高齢者の割合です。高齢者が介護予防を通じて身体の健康維持に努めながら、社会とのかかわり等を持つ中で生きがいを持って生活できるよう取り組みます。	64.0[%]	75.9 以上
2	**地域の中で頼れる人がいる割合**	市民意識調査において、「家族以外に頼れる人がいる」と回答した高齢者の割合です。認知症の方の支援、医療介護の連携、地域包括支援センターの持つ役割や取組により、高齢者が安心して暮らせるまちをめざします。	54.8[%]	54.8 以上

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H30～32 年度）、地域いきいき健康プランあまがさき（H30～35 年度）、地域福祉計画（H29～33 年度）

施策０８　【障害者支援】

障害のある人が地域で自立して暮らせるまち

誰もが地域の中で豊かに生活し、地域とのかかわりの中で、自立して過ごせる支えあいのまちづくりといった人間尊重の視点に立った施策の推進により、障害のある人が地域の一員として、自立した生活を送ることができる地域社会をめざします。

1. 施策を考える背景

- 障害のある人へのアンケート調査によると、今後の暮らし方としては、家族と同居を希望する人のほか、単身やグループホーム等を含めて地域での生活を希望する方が多くなっており、在宅支援の充実、住まいや日中活動の場の確保など、地域生活を支える基盤整備が必要です。
- また、知的障害のある人、精神障害のある人及び発達障害のある人並びに障害のある児童の約半数が障害のために差別や偏見等を感じていると回答しており、障害のある人や子どもに対する正しい理解や、社会参加のしやすい環境づくりが必要です。
- 移動支援をはじめとした地域生活支援事業など、障害のある人の地域生活を支援するため、本市ではさまざまな取組を行ってきています。
- 本市では、障害のある人が多いことや、本人だけでなくその家族も課題を抱えているケースが多いこと等を背景に、専門性や複合的な支援が必要となる相談が増えています。

障害のある人の今後の暮らし方への希望について

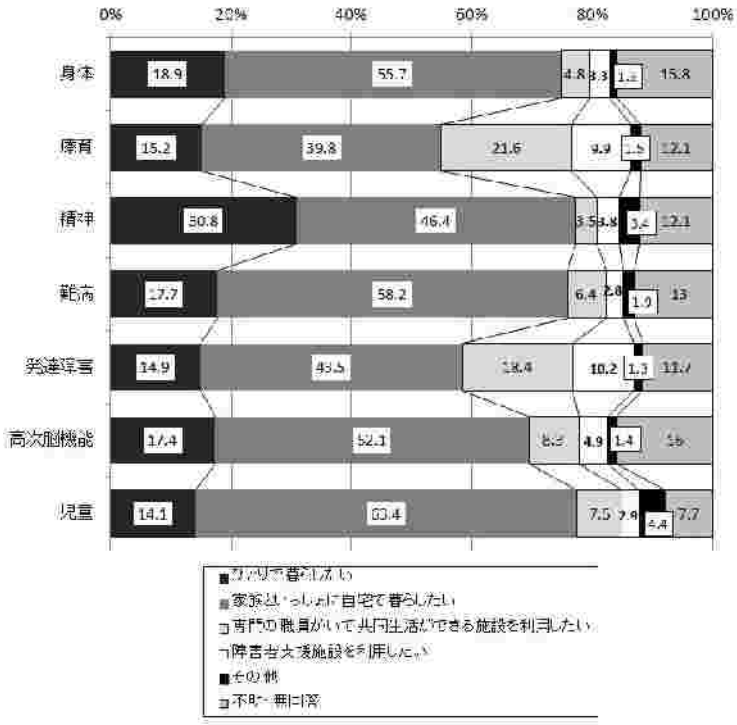

「『尼崎市障害者計画』等の改定に係るアンケート調査結果報告書（平成26年）」より

- これまでの相談支援体制では、ライフステージごとで相談が行われるなかで、次のステージでの支援に必要となる情報の共有化が十分図られなかったため、ニーズが潜在化するなど、生涯にわたってサポートすることが難しい状況も見られます。

2. 施策の展開方向

1　障害のある人への日常生活を送るための支援など、地域での在宅生活を支えます。	
2　相談の体制を充実するとともに、適切な支援につなぐための橋渡しを行います。	
3　福祉事業者支援やバリアフリー化の推進など、障害のある人の社会参加を促進します。	

ありたいまち

1　人が育ち、互いに支えあうまち

2　健康、安全・安心を実感できるまち

3　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち

4　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①障害のある人とともに暮らしやすい社会づくりについて、積極的に学び、理解を深めます。 ②地域でのイベント等を通じて普段から障害のある人・子どもと交流し、理解を深めます。 ③障害のある人の生活のしづらさ等を理解し、地域生活や社会参加ができるように必要に応じて支援します。 ④事業者は、障害のある人の、雇用に努め、働きやすい環境づくりを行うなど、個々の適性に応じて能力を十分発揮できるよう取り組みます。 ⑤事業者は、障害の特性やその人のニーズに応じた支援が受けられるよう、環境づくりに努めます。		
行政	【展開方向1】日常生活の支援の充実と権利擁護	市民・事業者	④
	●ホームヘルパー等の人材確保と資質の向上、事業所に対する情報提供、医療・保健との連携、必要な施設整備への支援など、日常生活を支える障害福祉サービス等を事業者が提供できるよう支援を行います。 ●成年後見制度の活用や障害のある人に対する虐待の早期発見など、権利擁護にも取り組みます。		
	【展開方向2】相談体制の充実とネットワークの構築	市民・事業者	⑤
	●市の相談支援体制の整備と専門的な支援等が必要な場合の適切な相談窓口への橋渡しを行うとともに、関係機関との情報共有化による途切れのない相談支援など、総合的な相談支援体制の構築に努めます。 ●複雑かつ専門的な支援や共通課題の解決に向けた協議等を行うためのネットワークの構築を中心になって行います。		
	【展開方向3】日常生活での交流の支援	市民・事業者	①②③
	●障害への正しい理解に対する啓発等を行い、障害のある人とない人との交流を支援します。		
	【展開方向3】働く場の確保	市民・事業者	④
	●国、県等と連携しながら、障害のある人の働く場を確保するよう努めます。		
	【展開方向3】社会参加の促進	市民・事業者	②③
	●障害のある人・子どもが積極的に社会参加することのできる環境づくりを進めるため、民間事業者による各種の割引制度や支援活動等の周知など、民間の取組を支援します。 ●公共施設等をはじめとしたバリアフリー化の推進を図るとともに、文化・スポーツ・レクリエーション等を含めて、障害のある人が地域で活動しやすい環境づくりに努めます。		

4. 進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	市民意識調査において、「地域の環境が整っている」と回答した市民の割合です。障害のある人が地域での日常生活を送ることや社会参加をする上で、地域の意識や受入れ環境が整ってきていると市民が感じられるまちをめざします。	39.1[%]	40.3[%]
2	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率	サービスの支給決定者（児）に対する利用計画の作成達成率を向上させることにより、適切なサービス支給が行われている環境が整うことをめざします。	14.1[%]	100[%]
3	委託就労支援機関を通じた就労者数	本市が委託する就労支援機関を経由して、一般就労に至った人数です。障害のある人の働く場の確保に努めます。	36 [人]	45[人]

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

障害者計画（H27～32 年度）、障害福祉計画（H30～32 年度）、地域福祉計画（H29～33 年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H28～31 年度）、地域いきいき健康プランあまがさき（H30～35 年度）、人権教育・啓発推進基本計画（H22～31 年度）

施策０９　【生活支援】

生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち

失業や不安定就労による経済的な困窮等の生活上の課題や、離婚等子どもの養育環境にも影響を与える家庭内の課題が増加しているなかで、生活に課題を抱える人又は世帯が、必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるまちをめざします。

1. 施策を考える背景

- 少子化や核家族化等による家族形態の多様化や、地域社会のつながりの希薄などにより、子育ての悩みや不安を持つ保護者が増えています。
- 家庭不和や離婚等子どもの養育環境に影響を与える家族の問題や、配偶者からの暴力等家庭内におけるさまざまな課題が増加しており、特に、児童虐待等の要保護児童に関する相談件数が増えています。
- 生活の中で起こりうる様々なことをきっかけとして、長期失業や社会的孤立、経済的な困窮状態を招くなど、生活上の課題が複合することで、より深刻化しています。
- 平成２７年４月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう幅広く相談支援を行うほか、支援のためのネットワークづくりが求められています。
- 最後のセーフティネットである生活保護制度がより適正に機能し、自立が促進されるような取組が求められています。

要保護児童に関する相談件数（要保護児童対策地域協議会）

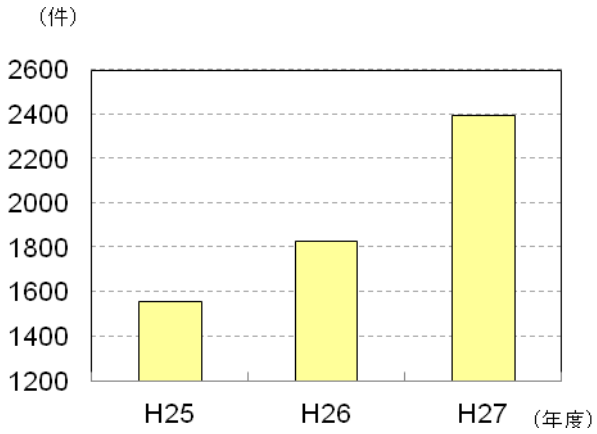

2. 施策の展開方向

１　支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。	
２　相談体制の充実や関係機関との連携強化に努め、生活困窮者の自立支援に取り組みます。	
３　生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます	

ありたいまち

１　人が育ち、互いに支えあうまち
２　健康、安全・安心を実感できるまち
３　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
４　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①児童虐待防止の啓発事業等に参加し、児童虐待についての知識を深めます。 ②子どもの健やかな育ちや安全への取組に参加するなど、地域での見守りに努めます。 ③児童虐待の予防と早期発見に努め、虐待が疑われる事例を発見した場合には、相談窓口に連絡します。 ④生活に課題を抱える人の自立に向けて、自らが行政や専門機関とともに考えていくという視点を持ちます。 ⑤事業者等は、生活保護受給者等の自立に向けた支援が必要な人への就労体験等の取組に協力します。		
行政	【展開方向1】支援を要する子どもの早期発見と早期対応	市民・事業者	①②③
	●市民の理解と協力を得るため、地域の団体と連携しながら、児童虐待防止に関する啓発や相談窓口の周知等に努めます。 ●子どもに関する様々な問題に対して、家庭や関係機関からの相談に応じ効果的な援助を行うともに、保護者の社会的理由による一時的な養育困難に対し、児童福祉施設での一時預かりを実施するなど子育て負担の軽減を図ります。 ●要保護児童対策地域協議会において要保護児童への支援体制の強化を図ります。		
	【展開方向2】幅広い支援に向けた連携	市民・事業者	④
	●生活に課題を抱える人が、安心して相談できる体制づくりに取り組みます。 ●生活に課題を抱える人を、外部機関も含めた関係機関と連携し、社会資源の開発も含めて総合的に支援します。		
	【展開方向2】生活困窮者自立支援制度による就労等自立の支援	市民・事業者	④⑤
	●より多くの人が就労により自立した生活ができるよう、ハローワーク等の関係機関との連携を一層強化します。また、就労が難しい方に対しても社会とのつながりを取り戻せるよう、地域での居場所に結びつけるなどを支援します。 ●就労を希望する人の状態に応じて、幅広い就労先を提案できるよう、求人事業者や就労訓練事業の受入れ事業者の開拓に取り組みます。		
	【展開方向3】生活保護の適正運営と自立支援	市民・事業者	④⑤
	●法令等に基づく適正な支援・措置を行い、安心し信頼される取組を進めます。 ●生活保護受給者の自立助長をめざし、再チャレンジに手を差し伸べる取組を進めます。 ●生活保護の世代間連鎖が社会問題になりつつあるため、健全育成を支援する取組を進めます。		

4. 進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	要保護児童に関する個別ケース検討件数	要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討する個別ケース検討会議で協議した児童の延べ件数です。より多くの事例を蓄積・共有することで、問題への対応力の強化を図ります。	289[件]	332[件]
2	生活困窮者自立相談支援事業の就労・増収率	自立相談支援窓口の職業紹介事業等の就労支援により就労開始または増収に至った人の割合です。 生活に課題を抱える人の相談に幅広く対応する中で、関係機関との連携を強化し、課題に応じた支援を行います。多くの方が就労による自立を希望しているため、この施策の指標としています。	49.3[%]	70[%]
3	生活保護受給者就労支援事業における就労開始件数	生活保護受給者が就労支援事業によって就労を開始した件数をいい、この件数が増えることは、適切な支援を行うことで自立の助長につながったと見ることができるため、この施策の指標としています。	245[件]	315[件]

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

地域福祉計画（H29～33年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H28～31年度）、第3次男女共同参画計画（H29～33年度）、配偶者等からの暴力対策基本計画（H24～29年度）、人権教育・啓発推進基本計画（H22～31年度）

施策１０　【健康支援】

いきいきと健康に安心して暮らせるまち

健康寿命の延伸を目指し、すべての市民がより良い生活習慣を選択できるように健康や医療について正しく学び、すべてのライフステージを通じて主体的に健康づくりに取り組むとともに、個人や家庭、地域、行政などが協働して、健康づくりを支援し、生活衛生面も含めて、市民が健康や安心を実感しながら、いきいきと暮らし、社会に参画し続けられるまちをめざします。

また、国民健康保険等の医療制度の継続的かつ安定的な運営とともに、必要に応じた適切な保険医療サービスを安心して受けることができるまちを目指します。

1. 施策を考える背景

主な死因別死亡率（人口10万人対）の推移

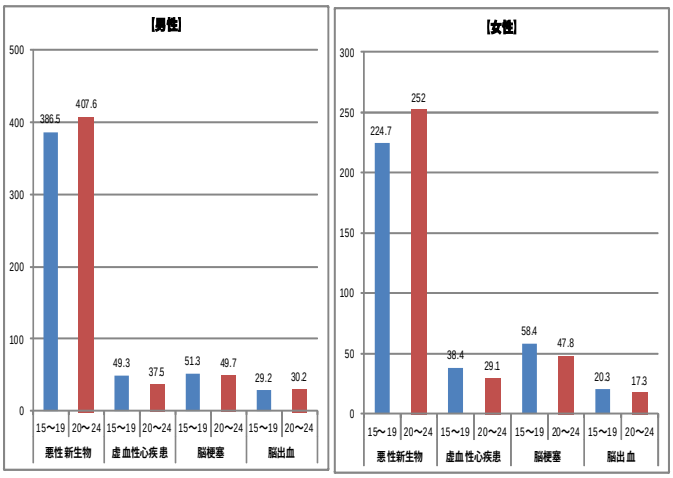

- 本市の平均寿命は男女とも県下最下位(※)であり、65 歳未満の死因では、悪性新生物（がん）が約 4 割、心血管疾患死が 2 割と、生活習慣病関連疾患で約６割を占める状況にあり、早世を防ぐ対策が必要です。(※平成 22 年国勢調査)
- 全年齢の死亡率では、生活習慣病予防に向けた特定健診の開始により、心筋梗塞、脳梗塞死亡率は、開始前の 5 年間と比べて、男女とも減少していますが、男女の悪性新生物死亡率と男性の脳出血は増加しており、これらの予防対策の強化が必要です。
- 感染症の発生については、緊急時において迅速かつ的確な対応が図れるよう、平時から体制の整備並びに試験検査を含む疫学調査機能の充実及び強化が求められています。
- こころの病気の急増により、5大疾病の１つとして新たに精神疾患が加えられたことや、難病法の施行により指定難病の対象疾病が拡大するなど、多様な健康課題への取り組みが求められています。
- 大規模災害の発生を想定した、災害時における健康危機管理体制の整備が課題となっています。
- お互いの支えあいによって健康な生活を保障する国民健康保険等の医療保険制度は、なくてはならない社会保障のしくみであり、このしくみを将来にわたって継続的に運営していくために、市民や事業者、医療機関が互いに協力し、支えあっていく必要があり、医療保険制度の適切な維持・運営が課題となっています。

2. 施策の展開方向

	ありたいまち
1　健康寿命の延伸に向けて市民とともに健康づくりに取り組みます。	1　人が育ち、互いに支えあうまち
2　感染症、精神保健医療、難病など多様な健康課題に取り組みます。	2　健康、安全・安心を実感できるまち
3　地域医療や健康危機管理、食品・環境などの衛生面の体制確保に努めます。	3　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4　国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。	4　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①がん検診受診や、生活習慣病等予防のため、健診や保健指導を活用するなど、自ら主体的に健康の維持、増進に努めます。 ②地域ぐるみで健康学習の機会を持って共に学ぶなど、地域で健康づくり活動を進めます。 ③事業者や医療機関は、連携しあいながら、生活習慣病予防や健康づくりをサポートする環境づくりに取り組みます。 ④食と衛生への関心を深め、健康づくりの基礎として、安心・安全で、規則正しい食習慣・生活習慣を保ちます。 ⑤医療保険制度の適切かつ継続的な運営に向けて、市民、事業者、医療機関等は、制度理解と適正利用に努めます。		
行政	**【展開方向1】ヘルスアップ戦略の推進**	**市民・事業者**	**①②③⑤**
	●より早期から望ましい生活習慣を選択する力の獲得や、生活習慣に起因、関連する疾病及び介護の予防については、組織横断的に施策を推進するとともに、必要に応じて、その施策の評価と再構築を行います。 ●市民の健康実態の分析と情報の提供等に取り組みます。		
	【展開方向1】団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進	**市民・事業者**	**①②③④**
	●地域で生涯にわたる健康づくりに向けた活動が広がるよう、そうした活動に携わる人材を育成します。 ●健康寿命延伸にかかる産業と連携しながら、まちの健康環境づくりに努めます。		
	【展開方向2】感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進	**市民・事業者**	**①**
	●感染症に関する正しい知識の普及啓発や健康相談等を行うとともに、感染症の発生の予防及び蔓延の防止を図ります。		
	【展開方向2】健康回復や療養のための支援	**市民・事業者**	**①**
	●大気汚染による健康被害者の健康回復や、難病患者への療養支援、精神疾患にかかる支援を推進します。		
	【展開方向3】地域医療体制・健康危機管理体制の確保	**市民・事業者**	
	●医療関係施設の監視、指導を行うとともに、休日夜間の急病に対応できる適切な医療体制の確保に努めます。 ●災害時等の緊急時における対応体制の確保に努めます。		
	【展開方向3】食品・環境などの衛生面の体制確保	**市民・事業者**	**③**
	●食品・環境衛生施設等の監視、指導及び検査体制、相談体制の強化により、生活衛生面の安全・安心を図ります。		
	【展開方向4】医療保険制度の適切な維持・健全運営	**市民・事業者**	**①④⑤**
	●国民健康保険にかかる被保険者資格の管理、保険料収納対策の推進、制度周知・広報等の実施により、制度の適切な維持・運営に取り組みます。 ●特定健診・生活習慣病予防健診の受診率や保健指導実施率の向上や、健康についての学習機会の提供などを通じ、被保険者の健康増進、結果としての医療費適正化に努めます。		

4. 進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	**平均寿命の県下順位**	各ライフステージを対象にした、ヘルスアップ戦略の取組みをすすめ、市民の健康づくりと平均寿命の延伸をめざします。	最下位 (41 位)	ランク UP
2	**結核罹患率(人口10万人対)**	本市における結核罹患率は全国平均 14.4 に対し 23.8 と依然高い状態にあることから、多様な取組を推進することにより、その低減を図ります。	23.8	19.5
3	**食品衛生監視実施率**	監視指導計画で、食中毒などの危害が生じた場合に影響の大きい施設等を対象とし、必要回数を設定して、監視を実施し、実施率を向上することで「食の安全・安心」をめざします。	84.7%	100%
4	**特定健診・保健指導の受診率等**	医療費の適正化に向け特定健診受診率の向上を図るとともに保健指導実施率の向上もめざすことで、生活習慣病予防の取組を推進します。	40.1% 44.3%	60.0% 60.0%

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

生活習慣病予防ガイドライン（H23～34 年度）、地域いきいき健康プランあまがさき（H30～35 年度）、食育推進計画（H27～32 年度）、地域福祉計画（H29～33 年度）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H30～32 年度）、障害者計画（H27～32 年度）、障害福祉計画（H30～32 年度）、国民健康保険特定健康診査等実施計画（H25～29 年度）、国民健康保険保険事業実施計画（データヘルス計画）（H27～29 年度）

施策１１　【消防・防災】

消防・防災体制が充実した安全・安心のまち

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害による被害を最小限に食い止め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、消防・防災体制を強化するとともに、行政と市民等が強く連携し、日常の災害や大規模災害に迅速かつ的確に対応できる地域防災力を身に付けたまちをめざします。

1. 施策を考える背景

- 今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えるため、国、県、災害時応援協定団体等のさまざまな関係機関と連携を密にした市の防災体制の強化を図ることが課題です。
- 高齢者の増加に伴う救急需要の増大や、高齢者や障害者の方など、災害時に配慮を要する方への適切な対応が求められています。
- 住宅密集地域等での人命の防護や焼損面積の抑制など、火災予防により被害の軽減を図ることが課題です。
- 行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進するため、多様な主体が相互に連携、協働し、平時から防災・減災の意識の向上を図るとともに、地域において自主的な防災活動が行える体制を強化することが課題です。

火災件数の推移

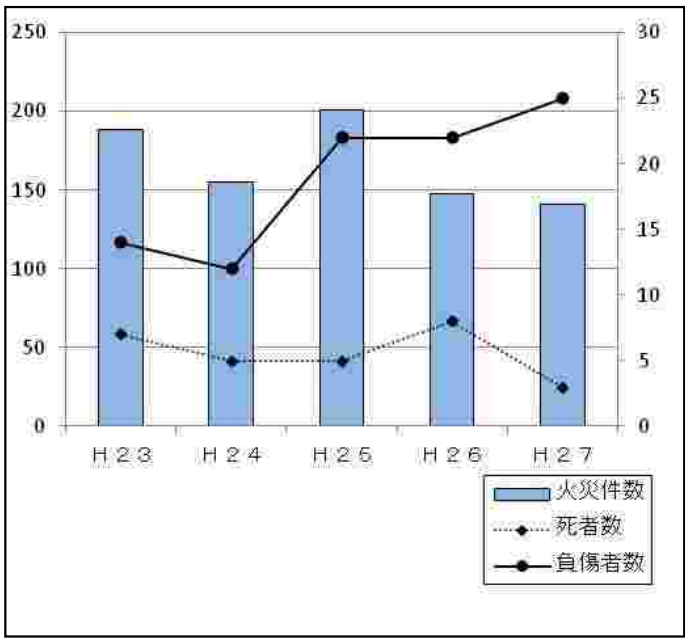

2. 施策の展開方向

1　火災・水害等に適切に対応できるよう、消防・救急・救助体制を充実します。	
2　地震等の大規模災害発生時に被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。	
3　地域住民が災害発生時に協力して被害を軽減できるよう、地域の防災力向上に努めます。	

ありたいまち

1　人が育ち、互いに支えあうまち

2　健康、安全・安心を実感できるまち

3　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち

4　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①家庭や職場等での地震等への備えとして、家具転倒防止対策、食料等の備蓄、非常用持出袋の準備等を行います。 ②急病人、けが人への対応、救急救命の知識と基礎技能を習得するため、応急手当講習や救命講習に参加します。 ③発災時等の早期対応のため、防火管理体制の強化や住宅用火災警報器・消火器の設置などを行います。 ④地域の防災力向上のため、地域の防災訓練を始めマンション、職場等での訓練に積極的に参加します。 ⑤事業者等は、災害時に速やかに避難できるよう定期的な防災訓練を行い、発災時には地域の災害対応に協力します。		
行政	【展開方向1】消防・救急・救助体制の充実	市民・事業者	②
	●救急救命士の更なる養成、医療機関との連携強化及びＡＥＤ（自動体外式除細動器）の取扱いを含む心肺蘇生法等応急手当の普及啓発等を実施します。 ●災害現場における指揮体制の充実、救助救出訓練の実施並びに消防団員の入団促進及び教育・訓練等を実施します。		
	【展開方向1】消防施設等の整備・充実	市民・事業者	
	●消防署所、消防団器具庫及び防災施設等の計画的な改修・整備、消防水利の確保、情報システムの整備等に取り組みます。		
	【展開方向2】防災対策の充実	市民・事業者	①
	●防災情報伝達手段の整備、防災啓発等、市民の円滑な避難行動を支援する各種取組を推進するとともに、防災総合訓練の実施等をとおして、関係機関と連携した対応力や受援力の向上等の防災体制強化に取り組みます。		
	【展開方向3】市民・事業者における火災予防等	市民・事業者	②③④
	●自らの生命を守るために必要な能力等を向上させていくため、市民や事業所への防火指導、救命講習等を実施します。		
	【展開方向3】地域における防災体制の充実支援	市民・事業者	④⑤
	●関係機関と連携した自主防災組織の活動支援、要配慮者（災害時要援護者）の登録及び支援者の確保、多様な視点を反映させた避難所運営の検討、福祉避難所の設置等に取り組みます。		

4.進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	人口１０万人当たりの火災死者数	人口１０万人当たりの火災による年間の死者数を指標としています。（焼死者数÷総人口×１０万人） 【参考】　H27 年全国平均値／１．２２人	0.65 [人] (平成２７年)	全国平均値以下
2	尼崎市の消防・防災体制に対して、安心感を持っている市民の割合	市民意識調査において、市の消防・防災体制が、「安心」「どちらかといえば安心」と回答した市民の割合です。	73.6[%] (平成２７年)	90.0
3	地域において自主的に防災活動を実施した自主防災会の数	自主的に自ら主催して防災活動（防災訓練、地域の防災マップづくり、防災研修会等）を実施した自主防災会の数です。すべての自主防災会での実施をめざします。	41 [会] (平成２７年)	75

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画
地域防災計画（S36 年度以降毎年修正）、水防計画（S26 年度以降毎年修正）

施策１２　【生活安全】

生活に身近な安心を実感できるまち

市民が日常生活の中で安全や安心を実感しながら暮らしていけるよう、地域での防犯や交通安全活動、消費者被害の未然防止など、市民と行政が協働して安全・安心なまちづくりを進めていきます。

1. 施策を考える背景

・市民が、誇りと愛着を持ち、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが身近な暮らしの中で安全・安心を実感できることが必要です。

・地域での防犯や交通安全といった身近な生活における安全を高めていくためには、警察等の関係機関と連携した取組に加えて、市民一人ひとりが意識を持ち、犯罪への備えや交通ルールを守るとともに、地域ぐるみの活動を充実させ、犯罪や事故が起きにくいまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

・本市の自転車利用に適した都市としての特性を、まちの強みと位置づけ、環境や健康面等における自転車の持つメリットを最大限に活用したまちづくりを推進し、本市における自転車の位置づけを都市課題から都市魅力へと転換します。

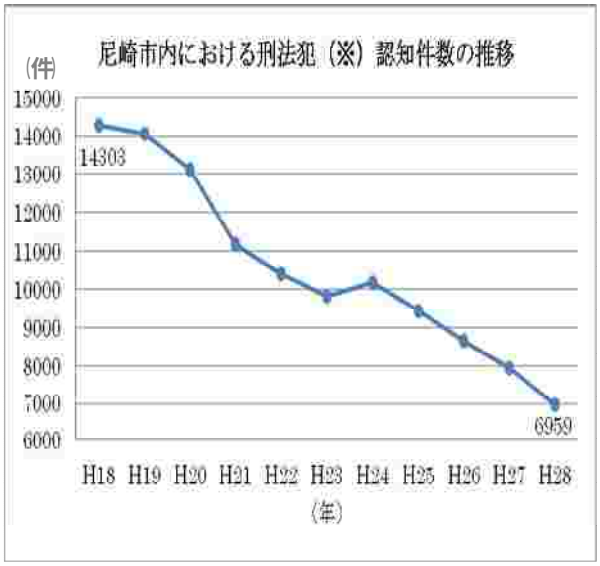

※兵庫県警察ホームページ市区町別刑法犯認知状況

・また、近年、悪質商法やインターネットを介在した詐欺的な架空請求、多重債務、食品の偽装表示問題等のトラブルを受けて消費者問題への関心が高まっています。商品やサービス、取引形態が多様化し、消費者被害が複雑化しているなかにあっては、消費者被害の未然防止や被害者の救済といった行政による消費者を守っていく取組だけではなく、市民自らが知識と意識を持った賢い消費者となり、消費者被害に遭わないよう備えることが必要です。

※刑法犯とは、刑法の各本条に定める罪（道路上の交通事故に係る第 211 条の罪を除く。）などのことです。

2. 施策の展開方向

		ありたいまち
1　地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	→	1　人が育ち、互いに支えあうまち
2　市民が、安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進します。	→	2　健康、安全・安心を実感できるまち
3　消費者被害の未然防止など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	→	3　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
	→	4　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①日常生活の中で防犯について意識し、ウォーキングを兼ねた見回り活動など安心して暮らすことができるまちづくりに努めます。 ②自転車のまちづくりを推進するため、自転車に関連する交通事故や犯罪の防止、適正な駐輪など、安全、安心、快適利用に努めます。 ③自転車をはじめとする交通ルールやマナーを遵守するとともに、学校、地域ぐるみの啓発・学習活動に取り組みます。 ④消費者被害に遭わないよう商品や商取引等への関心と知識を持ち、身近な消費生活弱者の見守りに協力します。 ⑤悪質な訪問販売や金融商品等による被害を防ぐため、地域や各種団体で高齢者等に対する情報の共有や見守りを行います。		
行政	**【展開方向1】防犯力の高い地域コミュニティづくり**	**市民・事業者**	**①②⑤**
	●警察等の関係機関と連携しながら、防犯に関する情報発信や意識啓発、地域ぐるみの防犯活動の推進など、地域の防犯力を高める取組を進めます。		
	【展開方向1】交通安全対策の推進	**市民・事業者**	**②③**
	●家庭や学校、地域等と連携し、子どもや高齢者をはじめとした市民を対象として交通安全教育に取り組むほか、警察等の関係機関との連携を図りながら市域における交通安全対策を推進します。		
	【展開方向2】自転車総合政策の推進	**市民・事業者**	**②③**
	●自転車の事故や放置等の課題解決を引き続き推進するとともに、自転車を利用しやすいことをまちの強みと捉え、環境や健康面等における自転車のもつメリットを最大限に活かすといった観点から自転車総合政策を推進します。		
	【展開方向3】安心できる消費生活を実現する環境づくり	**市民・事業者**	**④⑤**
	●市民が賢い消費者となり、安心して日々の消費生活が送れるよう、消費生活センター等を中心として消費活動に関する情報発信や意識啓発、消費生活トラブルにおける相談やあっせん等に取り組みます。 ●計量検査等の適正な商取引等を支える取組を適切に行います。		

4. 進捗状況を測る主な指標

	指　　標	説　　明	策定時の値	目標値
1	**交通安全、防犯等の面で安心感を持っている市民の割合**	市民意識調査において、「交通安全、防犯等の面で日常生活を安心して過ごすことができている」と回答した市民の割合です。	58.8[%]	90[%]
2	**安全・安心・快適に自転車を利用できていると感じている市民の割合**	市民意識調査において、「安全・安心・快適に自転車を利用できている」と回答した市民の割合です。	40.7[%]	90[%]
3	**消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合**	市民意識調査において、「消費生活等の面で日常生活を安心して過ごすことができている」と回答した市民の割合です。	82.7[%]	90[%]

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画
第10次尼崎市交通安全計画（H28年度～H32年度）

施策１３　【地域経済の活性化・雇用就労支援】

経済の活性化により、いきいきと働き生活できるにぎわいのあるまち

本市の地域経済を今後も持続的に発展させていくために、さまざまな産業が活性化し、新たな産業が生まれ、雇用が発生し、消費を通じて更なる生産やサービスの提供につながるといった好循環を、事業者、産業関係団体、市民、行政等が常に意識しながら、互いに協力して産業の振興等に取り組みます。

1. 施策を考える背景

- 社会全体が成熟し、少子高齢社会や人口減少に向かうとともに、経済活動そのものも大きく変化していく中、産業の振興をはじめ、産業の新陳代謝につながる起業の促進、事業者にとって重要な経営資源であり、かつ市民生活を安定させる雇用就労の維持創出について同時に取り組む必要があると考えられることから、「産業の振興」、「起業の促進」、「雇用就労の維持創出」の３つの基本理念を定めた「尼崎市産業振興基本条例」を制定しました。
- 産業構造の変化により、製造業の従業者数がかつての６割から２割強まで減少し、雇用の受け皿としてサービス産業の役割がクローズアップされてきました。一方、労働生産性や給与水準などは製造業が優位であることから、それぞれの良さを活かす支援を行う必要があります。
- 人口の社会減対策の一環として、企業が継続して事業を続けることができる環境づくりを行う必要があります。
  そのため、業種・規模にかかわらず、オンリーワン技術・サービスを提供するなど、尼崎の魅力・ブランド力を地域内外に発信している企業や、積極的に地元でも雇用及び取引拡大、税収増等の波及効果を生み出すような、地域内の経済を支えている企業に対する支援を行っていくことが重要です。
- 起業には、新たに事業を起こすことによる雇用創出への寄与、ニーズの変化への柔軟な対応による新たなマーケット展開など、産業の新陳代謝を進め、地域経済の活力を高めることが期待されています。その中でも社会的企業の活躍は、高齢化への対応や環境問題等さまざまな社会課題の解決への寄与が期待できます。
- 本市の有効求人倍率は全国並みに高く推移しており、多くの事業所が人材不足の状態であるとともに、労働力人口の減少を踏まえ、女性・高齢者の活用が課題となっていることから、企業が求める人材の確保とともに、働く人が働くことを通じてその意欲と能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備することが重要となっています。

民営事業所の推移（経済センサスより）

	平成21年	平成24年	平成26年
事業所数（箇所）	19,329	17,878	18,149
上段:全産業	1,968	1,825	1,817
中段:製造業	17,361	16,053	16,332
従業者数（人）	201,843	189,050	194,509
上段:全産業	45,997	41,838	41,826
中段:製造業	155,846	147,212	152,683
下段:非製造業			

2. 施策の展開方向

1　製造業やサービス業それぞれの強みをいかし、競争力を高めます。	
2　本市産業の特長を生かすべく、地域に根ざす産業を支援します。	
3　働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用を支援します。	
4　起業の促進・社会的起業の活躍に向け、資金面や情報提供などの支援をします。	

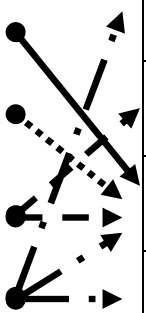

ありたいまち

1　人が育ち、互いに支えあうまち
2　健康、安全・安心を実感できるまち
3　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①事業者等は、自然環境・近隣環境に配慮しつつ、事業分野や規模を活かした、持続可能な事業活動を行います。 ②日常の買物や外食が産業と関係していることを知るなど、産業振興や地域経済活性化について当事者意識を持ちます。 ③事業者等は、地域社会を構成する一員として、地域経済や地域づくりに関心を持ち、事業活動や地域活動に取り組みます。 ④事業者等は、施設・設備投資や低未利用地等の所有資産活用等を行うことで、市内での雇用機会の拡大に努めます。 ⑤事業者等は、健康で働きやすい職場環境づくり、従業員への自己啓発とキャリアアップ等への支援に取り組みます。
行政	【展開方向1】産学公融合によるイノベーション促進支援　市民・事業者　①④ ●労働生産性が高く本市の強みである製造業のチャレンジやイノベーション、エコを切り口とした取組などを後押しする支援を実施します。また製造業より労働生産性が低いサービス業については、従来製造業が果たしてきた雇用の受け皿としての役割を果たしていることから、サービス業を対象とした支援にも取り組みます。 【展開方向2】地域に根ざす産業集積支援　市民・事業者　①②③④ ●地域に根ざす企業を増やしていくために、事業所の取引拡大や販路開拓、市内への新規立地や増設・建替等の支援、地域に根ざした商業に対する支援、市内小売業者による食料品流通等を支える尼崎市公設地方卸売市場の健全な運営などにより、市内事業者の事業活動を後押しします。また、地域と共生する都市農業の振興に向けて、都市農業の多様な機能を踏まえた支援を実施します。 【展開方向2】企業の魅力発信支援　市民・事業者　③⑤ ●ＣＳＲ（企業の社会的責任）への取組、新しいことへのチャレンジなど、市内事業所の持つ強み、魅力を体感し発信する機会を積極的に設けていきます。 【展開方向3】働きやすさ・スキルアップによる定着促進と人材活用の支援　市民・事業者　④⑤ ●企業の求める人材確保、人材育成及び定着促進に対する支援を行うとともに、労働力人口の減少を踏まえ、女性・高齢者等の人材の活躍を応援します。 【展開方向4】起業促進支援　市民・事業者　①③ ●地域経済の活性化につなげるため、あらゆるひとがチャレンジし活躍できる環境を整備し、社会的課題解決型のビジネスを含めた創業支援を産業関係団体と連携して実施します。

4. 進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1・2	市内事業所の利益計上法人の割合（尼崎市税務統計）	製造業やサービス業を含めた市内事業所の利益計上法人数を市内事業所の法人数で除した値。利益計上法人の増加を促進し、地域経済の活力の向上を図る。	41.4	43
3	求人を充足した市内事業所数（延べ件数）	「地域雇用・就労支援事業」「雇用創造支援事業」「キャリアアップ支援事業」等により人材が確保できた市内事業所数。市内事業所の成長を支える労働力の確保を図る。	48	75
4	事業所新設率の全国との比較（経済センサス）	事業所新設率の尼崎市と全国との差。尼崎において社会的企業の活動や起業を促進し、地域経済の好循環を図る。	0.6(H26) （尼崎市 7.1 全国 6.5）	0.6

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画
尼崎市創業支援事業計画（平成 26～30 年度）、フェニックス（東海岸町沖地区）早期土地利用基本計画（昭和 60 年度～）

施策１４　【魅力創造・発信】

人をひきつける魅力があふれるまち

若い人の夢とチャレンジを応援することや、地域資源を活用した取組を進めることで、市民のまちへの愛着と誇りを高めていくとともに、まちの魅力を増進し、戦略的・効果的に発信していきます。また、そうした取組を通じて交流人口、活動人口、定住人口の増を図っていく中で、本市がめざす姿を実現していきます。

1. 施策を考える背景

- まちの魅力そのものを高めていく取組に加えて、今後はより、市外向けのシティプロモーションが求められています。尼崎城を核として、寺町・城内の魅力づくりを行うとともに、増加する訪日外国人を含め、市外からも人が訪れる場を創造する観光地域づくりに取り組むことが必要です。そのためには、多様な関係者との連携を深めながら、行政だけにとどまらない仕組みや体制を構築していく必要があります。
- 近年、「工場夜景」や人気アニメのファンによる「地名めぐり」など、尼崎の新たな魅力を地域資源として活用する取組が進んでいます。こうした取組は、市民自らが地域に愛着と誇りを持つことにつながります。
- 本市の文化施策の指針である「尼崎市文化ビジョン」に基づき、「若い人の夢とチャレンジを応援する」「育まれてきた歴史・伝統・文化を継承・発展させる」「市民の芸術体験を支える」の３つを柱とした取組を進めていく必要があります。
- ３つの柱での取組を通じて、本市が目指す姿である「文化の担い手が活躍しているまち」「文化資本が次世代に継承されているまち」「市民の地域への愛着が高まっているまち」を実現していくことが重要です。
- 本市の地域資源である「お笑い」「落語」を活用し、若者向けのコンテストを開催しているほか、若手芸術家への創造・発表の場の提供や、子どもが鑑賞・創作する機会の充実などに取り組んでおり、これらを通じて、将来を担う若い人の夢を後押しし、尼崎が夢とチャレンジを応援するまちであるというメッセージを発信していくことが重要です。

アウトリーチ事業

落研選手権

工場夜景

ワークショップ

- こうした本市の魅力を多様な情報発信媒体（SNS 等）を活用して戦略的・効果的に発信していく必要があります。

2. 施策の展開方向

1	良好な都市イメージを創造し、積極的にまちの魅力を発信します。
2	地域の資源や魅力を活用し、愛着と誇りを持つ市民を増やします。
3	本市の魅力を実感する機会を増やすため、市内外の人の交流を促進します。
4	地域資源の活用や文化芸術活動の担い手の育成など、まちの魅力と活力を高めます。

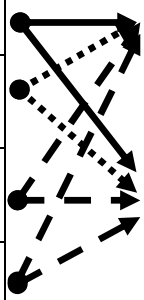

ありたいまち

1　人が育ち、互いに支えあうまち
2　健康、安全・安心を実感できるまち
3　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①さまざまな芸術体験と芸術活動を通じて文化の大切さを理解し、文化の力を活かしたまちづくりを意識します。 ②地域の催し等に参加し、身近なまちの魅力を再認識・発見し、自らがプロモーション役として、市内外に発信します。 ③まちの魅力アップや学び・楽しみ・交流するさまざまな活動や新しいことにチャレンジする人を応援します。 ④尼崎城を核にした寺町・城内地区の魅力づくりにおいて、新たな魅力の活用や訪日外国人との交流等に努めます。 ⑤事業者等は、尼崎の魅力が感じられる商品の開発やサービス等を提供し、積極的に情報発信に努めます。		
行政	**【展開方向1】戦略的な情報発信によるまちのイメージの向上**	**市民・事業者**	**①③⑤**
	●まちの魅力を戦略的かつ効果的に発信していくことで、良好な都市イメージの創造につなげていきます。		
	【展開方向2】尼崎への愛着と誇りの醸成	**市民・事業者**	**①②③⑤**
	●本市の魅力を高め、戦略的に発信していくことで、市民の尼崎への愛着と誇りの醸成を図ります。		
	【展開方向3】地域資源を活用した市内外の交流推進	**市民・事業者**	**①④**
	●市外からの来訪者が尼崎の地域資源に直接触れ、魅力を実感する機会を増やすために「来訪者の動き」を意識して、地域の資源をつなげていきます。 ●姉妹都市・友好都市をはじめとする諸外国との交流に引き続き取り組みます。		
	【展開方向3】地域一体となって取り組む観光地域づくり	**市民・事業者**	**①②③⑤**
	●さらなる地域の愛着や誇りの醸成、市内外の人の交流促進に向けて、多様な関係者との連携を深めながら、行政だけにとどまらない仕組みや体制を構築していきます。 ●データに基づいた戦略的な情報発信、体験型企画の開発などに取り組みます。		
	【展開方向4】地域文化を創造する次代の担い手の育成や連携の促進	**市民・事業者**	**②**
	●若い人の夢を後押しし、飛躍のきっかけとなる機会の提供に取り組みます。 ●市民が芸術に触れる場づくり、芸術活動の場づくり、子どもの鑑賞・創作機会の充実に取り組みます。 ●近松等の地域文化を保存・活用し、その魅力を若い世代等に伝えるとともに、市民や事業者の連携を促進します。		
	【展開方向4】地域の資源を活かした新たな魅力づくり	**市民・事業者**	**①②③⑤**
	●尼崎ならではの資源や特性を見つけ、組み合わせや加工、見せ方等を工夫して価値を高めます		

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

4. 進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	**尼崎市のイメージがよくなったと回答した市民の割合**	市民意識調査において、「尼崎市の都市イメージがよくなった」と回答した市民の割合です。戦略的にまちの魅力を発信することにより、都市イメージの向上をめざします。	40.3[%]	50.0[%]
2	**「尼崎が好き」と回答した市民の割合**	市民意識調査において、「尼崎のまちのことがとても好き」「まあ好き」と回答した市民の割合です。市民のまちへの愛着を醸成する取組により、「尼崎が好き」な市民を増やします。	70.3[%]	80.0[%]
3	**市内の観光客入込客数**	市内のイベントや観光拠点への訪問者、ホテルの利用者等の数を示す指標です。地域で一体となった取組により、市内外の人の交流を促進します。	2,311,583[人]	2,670,000[人]
4	**尼崎市総合文化センターおよび本市が実施した文化芸術事業への参加者数**	本市の文化振興の中核である総合文化センターおよび本市が実施する文化芸術事業への参加者数を増やしていくことで、まちの文化の担い手を育成します。	308,556 [人] (平成27年度)	333,250 [人] (平成31年度)

分野別計画

尼崎版シティプロモーション推進指針（H25 年度～）、文化ビジョン（H２９年度～）、（仮称）観光地域づくり推進に係る指針（H29 年度～）

施策１５　【地域の歴史】

歴史遺産を守り活かすまち

市民共有の貴重な財産である文化財や歴史資料を調査・保存し、次世代に継承するとともに、これを地域資源として活用し、本市の魅力を広く発信していくことにより、市民が、地域の歴史に関心を持ち、市内に現存している数多くの史跡・文化財に親しみながら、地域への理解を深め、愛着を持ち、誇りを感じることができるまちをめざします。

１．施策を考える背景

『田能遺跡』【国指定史跡】
近畿地方を代表する弥生時代の集落跡

- 中世には西国と都を結ぶ港町、江戸時代には阪神間唯一の城下町、近代以降は産業都市として発展してきた本市には、２０００年以上にわたる豊かな歴史と文化がはぐくまれ、その歩みを今に伝える史跡・文化財を始め、各時代のさまざまな歴史資料、産業遺産等が残されています。こうした地域の歴史と文化を紹介し、広く市内外に情報発信することで、まちの魅力として伝えていくことが必要です。
- 文化財や歴史資料等を次世代に継承するとともに、地域資源としてまちづくりに活用し、市民の地域に対する誇りや愛着を醸成していくためには、市民が地域の歴史や文化について学習できる環境を整え、子どもの頃からそれに触れる機会を提供するなど、地域全体で文化財や歴史資料等の保全と活用に取り組むことが必要です。
- 分散されている歴史・考古・民俗・美術等に関する資料を一括して保存し、資料収集・保管、展示・閲覧公開、教育普及、市民活動支援、調査研究の諸機能を集約することで、歴史文化の拠点としての歴史館機能の整備が必要です。
- 築城４００年となる平成３０年に尼崎城が再建されることになり、子どもからお年寄りまで歴史を学べ、楽しめる場所となるよう取り組むことが必要です。

『尼崎城下風景図』【尼崎市指定文化財】
江戸時代の尼崎の町の様子が詳細に描かれた絵図

２．施策の展開方向

１　地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、歴史や文化財等の魅力を伝えていきます。	
２　文化財や歴史資料等の保存や学習機会の充実など、ともに学びあえる環境をつくります。	

ありたいまち

１　人が育ち、互いに支えあうまち
２　健康、安全・安心を実感できるまち
３　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
４　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

３．各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①地域の歴史や文化財に関する催しに積極的に参加し、身近なまちの魅力の再認識・発見に努めます。 ②地域の歴史や文化財等に関心を持ち、身近な地域の魅力について、積極的に情報発信していきます。 ③未来の担い手である子どもにまちに愛着を持ってもらうため、地域の豊かな歴史などを伝えていきます。 ④地域の歴史や文化財などに関する調査に協力し、文化財等を広く発信していきます。 ⑤地域資源として史跡・文化財を守るとともに、観光資源としても活用し、まちの魅力アップや活性化を意識します。		
行政	【展開方向1】住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りをはぐくむ	市民・事業者	①②③
	●地域の豊かな歴史を紹介し、歴史や文化財等に関する情報発信に努めます。 ●学校等とも連携し、子どもたちに地域の歴史や文化に触れる学習機会（体験学習会の開催等）の提供に取り組みます。 ●市民が地域の歴史や文化財に触れ、学ぶ機会（見学会・歴史講座の開催等）の提供に取り組みます。		
	【展開方向2】歴史遺産等の保存と活用	市民・事業者	①④⑤
	●史跡・文化財の保全と調査研究に努め、その活用に取り組みます。 ●歴史資料等の収集・保存と調査研究に努め、その成果の公開・活用に取り組みます。 ●歴史に関するボランティアの養成、市民グループ等との連携による歴史遺産等の保存と活用に取り組みます。		
	【展開方向2】地域の歴史に関する学習環境の整備	市民・事業者	⑤
	●市民が地域の歴史を調べ、学ぶことのできる拠点施設を整備し、施設周辺の観光資源とも連携してまちの魅力の発信に取り組みます。		

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

４.進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1	尼崎の歴史に関心を持っている市民の割合	・地域の歴史や文化財等に関する情報発信に努め、まちの歴史に関心を持つ市民の割合を高めることで、地域への愛着と誇りをはぐくむことをめざします。	56.0[%] (平成27年度)	77.0[%] (平成31年度)
2	歴史や文化財等に関するボランティア活動参加延べ人数	・歴史や文化財等に関するボランティア活動の参加者を増やすことで、市民とともに歴史や文化財の保存と活用を図り、ともに学びあえる環境をつくることをめざします。	3,747[人] (平成27年度)	4,792[人] (平成31年度)

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画
城内地区まちづくり基本指針（H20年度～）、都市再生整備計画　（城内地区・H28～32年度）

施策１６　【環境保全・創造】

環境と共生する持続可能なまち

市民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、生活環境の保全、生物多様性の保全・創出等に取り組み、良好な環境や限りある資源を享受できるまち、「環境と共生する持続可能なまち」をめざします。

1. 施策を考える背景

- 本市の環境は、これまでの活発な市民活動、事業者や行政の取組により、大きく改善されてきました。現在においても、例えば、猪名川自然林の保全活動に取り組む市民や、環境に配慮した事業活動を営む企業等により、さまざまな環境活動が行われています。
- こうした取組やその成果を情報発信していくとともに、より活性化させていくため、人材の育成や、さまざまな活動のネットワークを広げていくことが課題です。
- 公害の歴史等に学びつつ、生活環境の保全はもとより、環境モデル都市として推進している温室効果ガスの削減や、循環型社会への転換など、環境への負荷低減に向けて、事業活動や家庭での日常生活等といったさまざまな側面からの取組を自発的に進めることが課題です。

二酸化炭素排出量の推移

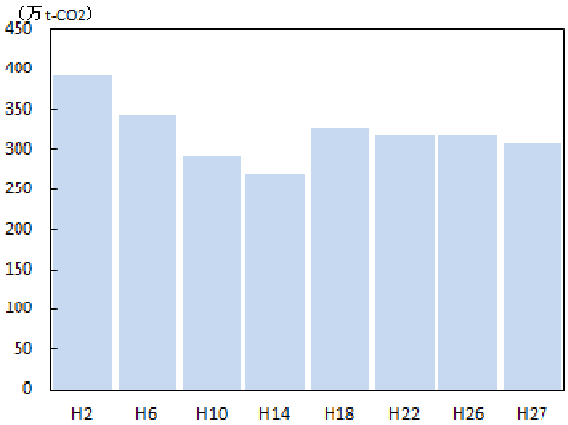

- 身近な自然や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響をみんなが認識し、生物多様性の保全・創出を図っていくことが必要です。特に、早くから都市化が進んだ本市においては、これまでの保全活動により、守られてきた貴重な自然林や、新たに創造される臨海部の緑地等の良好な環境を次の世代へ継承していくことが課題です。

2. 施策の展開方向

1	環境の保全や創造に取り組む主体のネットワークを広げ、市域での活動を活性化します。
2	市民や企業の活動を、環境負荷が少なく持続可能なしくみへと転換する取組を進めます。
3	身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創出に取り組みます。

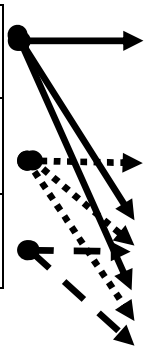

ありたいまち

1　人が育ち、互いに支えあうまち
2　健康、安全・安心を実感できるまち
3　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
4　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

3.各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①温暖化の防止や循環型社会について学ぶとともに、環境に配慮した物品の購入など、環境に配慮した生活を心がけます。 ②省資源・省エネルギーや自然エネルギーの利用、壁面緑化や屋上緑化等、低炭素型まちづくりに向けた取組を進めます。 ③ごみの発生や排出の抑制に努めるとともに、再資源化やエネルギーの有効活用のために、分別の徹底に取り組みます。 ④大気環境の保全や水環境の保全等、安全で快適な生活環境の保全に取り組みます。 ⑤身近な自然や生き物を大切にすることを意識し、自然観察や環境保全活動の参加等、生物多様性の保全に取り組みます。		
行政	【展開方向1】環境保全・創造に向けた活動の支援とネットワーク形成	市民・事業者	①②③④⑤
	●普及啓発活動の推進、環境関連情報の集約と発信、環境保全に取り組むコミュニティの醸成等に取り組みます。		
	【展開方向2】地球温暖化問題への対応	市民・事業者	②
	●自然エネルギーの公共施設への率先導入や家庭及び事業所での利用促進、環境マネジメントシステムの活用、環境に配慮した事業活動の支援、環境産業の支援等を進めます。		
	【展開方向2】循環型社会の形成	市民・事業者	③
	●効率的かつ持続可能な一般廃棄物の処理システムの構築、未活用の資源やエネルギーの活用方策の検討等を進めます。		
	【展開方向2】生活環境の保全	市民・事業者	④
	●市内の環境監視や事業者への指導及び規制を適正に行います。		
	【展開方向3】自然環境・生物多様性の保全創出	市民・事業者	⑤
	●自然観察や体験学習等の環境保全活動の推進や支援等に取り組みます。		

4.進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1・3	身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合	市民意識調査において、「生物多様性の保全を意識した取組を行っている」と回答した市民の割合です。一人ひとりの意識の向上を図ることで、良好な環境を次の世代へ継承していくことをめざします。	64.5 [%]	68.9 [%]
2	市内における二酸化炭素の年間排出量	第2次地球温暖化対策地域推進計画に定める平成32年度の目標数値です（平成2年（3,956千t）比15%以上削減）。低炭素型のまちづくりを進めることにより、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいきます。	3,078 [千t]	3,340 [千t]

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

環境基本計画（H26～35年度）、第2次地球温暖化対策地域推進計画（H23～32年度）、第2次環境率先実行計画（H23～32年度）、一般廃棄物処理基本計画（H23～32年度）、分別収集計画（H29～33年度）、緑の基本計画（H26～35年度）、尼崎21世紀の森構想（H14年度～）、環境モデル都市アクションプラン（H26～30年度）

施策１７　【住環境・都市機能】

安全・安心、快適で暮らしやすいまち

市民が安全・安心を感じながら、快適で暮らしやすさを実感できるまちを実現するため、都市基盤の計画的・効率的な維持管理に取り組むとともに、市民自らが身近な住環境に関心を持ち、防災への配慮や住まいの質、都市景観の向上に取り組むことができる仕組みをつくることにより、シビックプライドが向上する魅力あるまちづくりを進めていきます。

1. 施策を考える背景

- 魅力ある住環境や美しいまちなみを保全・形成し、まちの魅力を高めていくためには、地域住民自身が身近な住環境に関する意識を高め、必要なルールづくりを進めていける仕組みをつくっていくことが必要です。
- 居住水準や利便性、バリアフリー性能の向上など、安全・安心で快適に暮らし続けることができるよう住環境の向上に向けた取組みが必要です。
- 近年、空き家が増加する傾向にあることから、老朽危険空き家への対応や空き家の利活用が課題となっています。
- 市営住宅等の老朽化への対応、耐震化、予防保全の観点に立った維持管理が課題となっています。
- 災害時における緊急輸送予定道路や避難路の整備及び自転車・歩行者空間など、道路交通の安全確保や快適化に向けた取組みが必要です。
- 台風やゲリラ豪雨等自然災害における浸水を防ぐために、河川、水路及び下水道施設等を適正に管理するとともに、機能向上に向けた取組みが必要です。
- 快適な市民生活とまちの活力を支えるため、公共交通の維持・向上を図り、誰もが移動しやすい交通環境の確保が必要です。
- 道路、橋りょう、河川、公園緑地、上下水道等を計画的・効率的に整備・改修・更新することで、予防保全による長寿命化や維持管理経費の低減等を行うなど、持続可能なまちづくりに向けた取組みが必要です。

2. 施策の展開方向

１　市民自らが住環境に関心を持ち、まちづくりに積極的に関わるしくみづくりを進めます。	１　人が育ち、互いに支えあうまち
２　住環境を向上させ、安全・安心に暮らし続けられる魅力あるまちづくりに取り組みます。	２　健康、安全・安心を実感できるまち
３　都市基盤を計画的・効率的に維持管理し、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。	３　地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
	４　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

ありたいまち

3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	①都市景観に関心を持つとともに、景観や近隣との調和に配慮したまちなみの形成に努めます。 ②地区計画やまちづくりのルール等を自ら定め共有することで、良好な住環境を保全・形成し、災害に強いまちづくりに努めます。 ③道路や側溝の簡易な清掃や緑化等の身近な住環境の維持向上のため、できることに取り組みます。 ④さまざまな年代・立場の人に適した住環境の形成を図るため、良質な住宅の供給や住まいに関する情報の共有に努めます。 ⑤まちに関する各種制度の活用や条例・規則を知り遵守することにより、住環境の質の向上を図ります。		
行政	【展開方向1】市民主体のルールづくりや規制・誘導による、良好な住環境や安全空間の創出と継承	市民・事業者	①②③④⑤
	●地域住民が自ら定めたまちづくりのルールに基づき、良好な住環境の保全・形成や、密集市街地においては防災性の向上も目的とした地区計画等の策定支援に取り組み、地域の特性に応じた住民主体のまちづくりを支援します。		
	【展開方向1】市民が地域の住環境に関心を持ち、誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちづくりに取り組める環境づくり	市民・事業者	①②③④⑤
	●市民や事業者等と連携して、都市美形成の推進や景観資源の保全・活用や効果的な情報発信に取り組みます。		
	【展開方向2】すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保	市民・事業者	④⑤
	●子育てファミリー世帯を中心とする居住促進を図るため、ゆとりある敷地の形成や住宅の質の向上に取り組みます。 ●耐震化やバリアフリー化の促進に取り組みます。 ●老朽危険空き家の所有者等への指導等を強化するとともに、関係団体と連携し、空き家の利活用等を含めた対策に取り組みます。		
	【展開方向2】公園緑地、住宅等の維持・整備・更新	市民・事業者	④
	●公園緑地、市営住宅の長期的な視点に立った効率的な維持管理や整備、更新、耐震化等を進めます。		
	【展開方向3】都市基盤の整備・維持による安全で快適なまちの創出	市民・事業者	
	●災害時緊急輸送予定道路や避難路の整備及び自転車・歩行者空間など道路交通の安全確保や快適化に取り組みます。 ●台風やゲリラ豪雨等自然災害における浸水を防ぐために、河川、水路及び下水道施設等を適正に管理するとともに、機能向上を図ります。 ●地域の実情に即したバスネットワークを中心とする公共交通サービスの充実に取り組みます。		
	【展開方向3】適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減	市民・事業者	
	●都市基盤の計画的・効率的な整備・改修・更新により、長寿命化等に努め、維持管理費の低減等に取り組みます。		

4. 進捗状況を測る主な指標

	指　標	説　明	策定時の値	目標値
1 2	現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合	市民意識調査において、「現在の住まいをはじめとする住環境は快適で暮らしやすい」と回答した市民の割合です。市民が暮らしやすいと実感できるまちづくりを進めます。	82.8[%]	83.3[%]
3	都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合	市民意識調査において、「市内が道路や上下水道等の都市基盤が整っており、利便性が高く安全で暮らしやすい」と回答した市民の割合です。道路、橋りょう、河川、上下水道等を計画的に整備・改修・更新することで利便性と防災性の向上をめざします。	79.2[%]	90.0[%]

※現在記載している各指標の数値は参考数値です

分野別計画

都市計画マスタープラン（H26～35 年度）、都市美形成計画（H24 年度～）、住宅マスタープラン（H23～32 年度）、緑の基本計画（H26～35 年度）、耐震改修促進計画（H28～37 年度）、都市計画道路整備プログラム（H15～30 年度）、水道・工業用水道ビジョンあまがさき（H22～31 年度）、下水道中期ビジョン（H24～33 年度）、立地適正化計画（H29～35 年度）、空家等対策計画（H29～33 年度）、地域交通計画（H29～38 年度）

7. 計画の推進

⑴ 施策の評価

「ありたいまち」の実現に向け、計画を推進していくなかで、社会情勢や市民意識等を踏まえ、施策の展開状況を絶えずチェックしていくことが必要です。

そのためには、継続的に、各施策において「ありたいまちに向けて、事業が効果的に展開されているか」、また、「ありたいまちにより近づくためには何をしないといけないのか」といった視点で取組状況の振り返りを行い、その結果に基づいて施策における事務事業展開の見直しを行うことが必要です。

各施策における取組状況の把握

各施策における取組状況を把握するために、「施策評価」と「市民意識調査」により、毎年度「振り返り」を行います。

これらの結果を公表し、各施策の成果や課題を市民や事業者の皆さんと共有することに努め、その後のまちづくりに活かしていきます。

① 施策評価

各施策でどのような取組が行われ、市民生活にどのような効果があったか、また、どのような課題があるのかを振り返るために、毎年度、施策単位での評価を行います。

その結果を基に、翌年度における施策の展開方向の確認を行うとともに、新規事業の立案や既存事業の改廃等の見直しに反映していくことにより、効率的・効果的な施策展開が図られるよう努めます。

② 市民意識調査等

各施策に関する市民の意識や行動、また、施策に対する「重要度」や「満足度」等を把握し、施策展開の参考としていくため、毎年度、市民意識調査を実施します。

また、個々の事務事業に関しては、行政による評価を行うとともに、主なものについては市民目線での評価も行い、意見を踏まえて見直しにつなげます。

⑵ 施策の重点化等

ありたいまちに向け、すべての施策に資源を投入し、成果を向上させていくことが理想ですが、将来世代に過度の負担を転嫁しないためにも、財政的な制約を十分踏まえ、限られた資源を配分していく必要があります。

そうしたことから、毎年度の施策展開に当たっては、「施策評価」や「市民意識調査」の結果とともに、「５．主要取組項目」のほか、緊急の対応が必要な社会的課題、国における諸制度の変更等を踏まえ、総合的な視点から事務事業を選択していきます。

なお、公共施設等の都市基盤については、市民活動や経済活動等のさまざまな都市活動を支えるものであるとともに、防災面でも重要な役割を果たすものですが、その維持・更新等に関する投資的事業については、事業単位で複数年度にわたる取組が必要なものが多くあります。

そのため、これにかかる事業量の調整については、別途、複数年度（３か年程度）を見通した計画を立て、一定の予算枠を確保するなかで、優先度の高いものから実施していくこととします。

資料編

1. 時代認識と尼崎市の現状

平成 25 年度の総合計画策定当時に、基本構想に示す「ありたいまち」を考えるに当たって、まちづくりに特に影響があると思われる尼崎市を取り巻く背景をまとめたものです（数値データを最新のものにするなど、記載内容の一部を変更しています）。

⑴ 人口減少、少子･高齢社会の進行

■日本全体で進む人口減少、少子化･高齢化

わが国は、戦後、生産年齢人口が多く、一方で社会保障等によって支えられる老年人口が少ないという状況にありました。しかし、1990 年代半ばごろに生産年齢人口がピークを迎え、その後、減少に転じたことで、老年人口の相対的な増加が顕著になっています。今後は、さらに急速な少子・高齢、人口減少社会を迎えます。

推計では、50 年後には生まれる子どもの数は現在の半分以下、生産年齢人口とされる 15～64 歳の数は約半分近くまで減少し、一方で医療や福祉に対する需要の高い高齢者の数は約 1.2 倍になると見込まれており、今後、こうした少子化・高齢化の影響で、働く若い世代が高齢者の年金・医療を支える、といったしくみを維持することがますます難しくなっていきます。

■尼崎市の人口動向

尼崎市では、産業都市として発展してきた歴史のなかで、高度経済成長期の人口流入によって人口が増加し、昭和 46 年にそのピークを迎えましたが、その後は一貫して減少が続いてきました。その間の状況を見てみると、社会減少の幅が縮小する一方、出生数の減少と死亡数の増加により自然増加の幅が縮小するという傾向が続いています。平成21年以降は死亡数が出生数を上回っており、今後もこの傾向が続くことで人口は減少すると見込まれます。

国勢調査結果を基に統計手法により計算すると、この総合計画が終了する平成 37 年頃の人口は、約 40 万人となると推計されます。さらに、その年齢別の構成について見ると、高齢者１人に対する生産年齢人口の比率は平成 27 年時点の 2.2 人から、その 15 年後の平成 37 年には２人となり、全国とほぼ同様の傾向で推移し、高齢化が進行すると推計されます。

■尼崎市における人口減少、少子化･高齢化の影響

本市では、他都市と比較して、単身世帯の占める割合が高く、夫婦と子どもからなる世帯の占める割合が低くなっています。今後も続くと予想される少子化・高齢化の進行は、子育て世帯の減少や一人暮らしの高齢者の増加等を加速させ、地域コミュニティの姿をさらに変化させていくと考えられます。例えば、近所の乳幼児とふれあう機会が少ないままに親となる人が増えることや、気軽に相談できる場が少なくなることで子育て中の保護者が育児において不安や孤立感を感じる可能性が高まります。特に、本市では他都市と比べて若年者の出産数が多いこと等から、子育てに関する支援が必要な家庭が多いことがうかがえます。

また、別の視点では、多くの若い世代が中心になって働くことで、給与によって家計が、納税によって行政サービスが支えられているといった社会のしくみも機能しにくくなってくることを意味します。例えば、本市の介護保険の状況を見ると、他都市と比較して、要介護認定率が高く、かつ、要介護度が重度である傾向が見られ、今後、介護

保険料の負担が増すことや、介護保険制度の維持が難しくなるということも考えられます。

こうしたことから、地域の一員である子どもの育ちを、家庭、学校とともに地域全体で支えること、また、社会を支える人材を育成することは、より重要となってきます。また、年齢や性別にかかわらず、健康を保ちながら、仕事と家庭、あるいは地域での活動のバランスをうまく保つことができる環境を整えることや、特定の世代や立場の人に負担が偏ることなく、みんなで地域社会を支えていくしくみをつくっていくことが必要となります。

図表1-1 尼崎市の人口の推移等

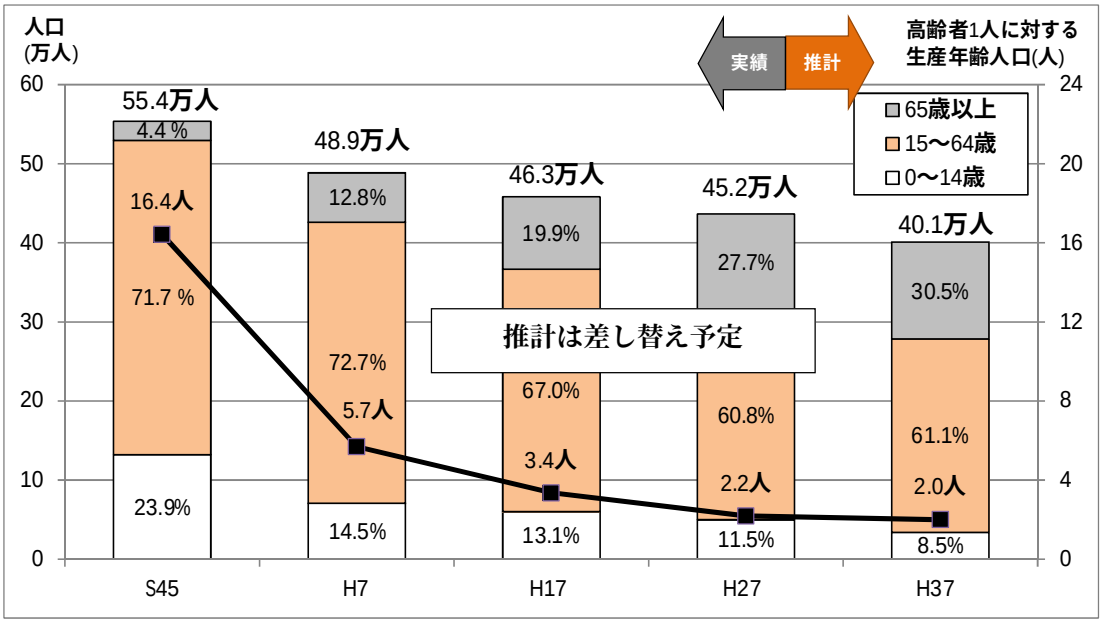

(資料) 国勢調査

図表1-2 世帯類型別世帯数の推移

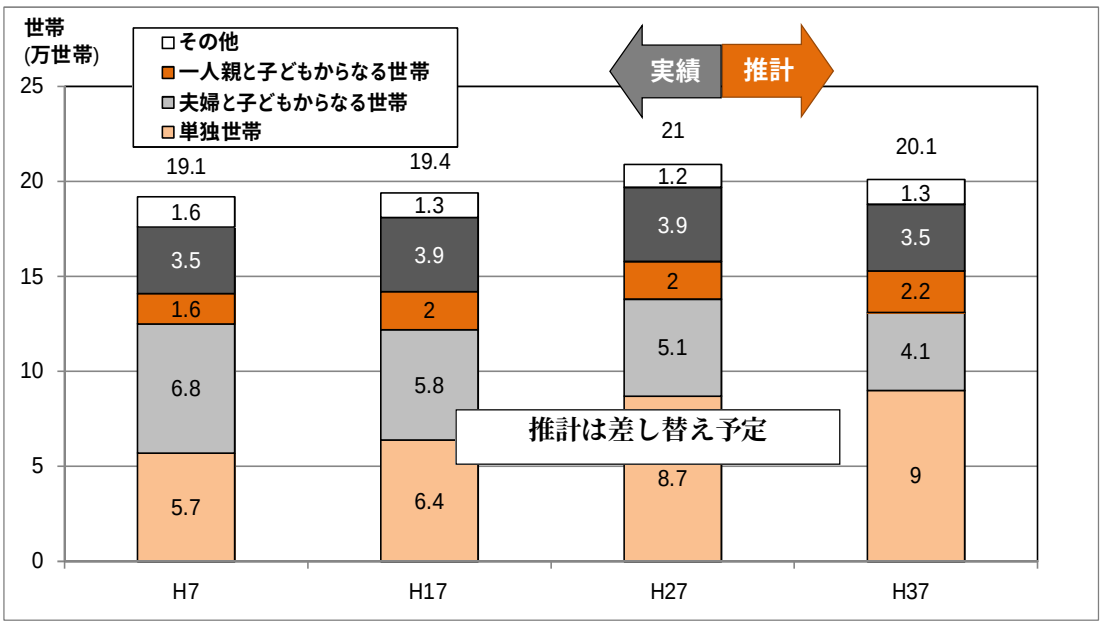

(資料) 国勢調査

(2) 社会経済情勢の変動

■経済のグローバル化に伴う地域社会への影響

経済のグローバル化が進行し、世界規模で企業間の競争が激しくなっているなかで、世界の市場の混乱が、瞬時に私たちの身近な地域経済を揺るがすことにつながるといったことが起こっています。産業のまち、ものづくりのまちとして発展してきた歴史や土地利用の状況から見ても、産業は尼崎市にとって重要な要素です。本市産業において重要な分野である製造業の近況を見てみると、平成 20 年の世界同時不況後の景気回復が全国に比して低調（特に中小企業において）であることなど、産業構造上の課題が見られます。

また、企業経営や雇用のあり方が変化し、非正規雇用者の増加といった雇用形態の変化や、世代によって経済格差が広がるといった問題が生じています。そこで、こうした不安定な雇用環境のもとで、経済基盤が安定しない人々、特に若い世代への支援など、次代の地域の担い手が、意欲を持ちながら安心して暮らせるための支援方策が求められます。

一方で、労働人口そのものの減少も見込まれるなかで、職場において女性や高齢者が現在より働きやすい環境を整えていくとともに、地域においてはさまざまな職種・業種・立場の人が地域づくりに参画しやすい状況をつくっていくことが必要です。

■求められる都市活力を高める工夫

一方、グローバルな経済競争が進むなかでも、独自の技術やノウハウによって高い競争力を有している企業は、規模の大小を問わず存在しており、そのような市内企業を支援したり、新たに誘致したりすることで、都市の活力を高めていく工夫が必要です。

また、これまでも、蓄積されてきた歴史文化、尼崎ならではの商品や製品など、有形無形の地域資源・地域資産の活用等によるまちの魅力の創出に向けた取組が行われてきましたが、引き続きこうした取組を進めるとともに、それらの魅力をつなげることで交流人口の増加につなげていく工夫も必要です。

■土地利用

産業都市として成長してきた本市には、臨海部を中心とした多種多様な製造業事業所の集積に加え、環境産業等の最先端の研究開発を担う企業の拠点が多く立地するなど、ものづくりを支える産業基盤が形成されています。このような産業都市としての魅力を活かし、企業立地に適した土地については、次代を拓く企業の事業所の立地を誘導していくとともに、その効果が地域に波及していくよう取り組んでいくことが必要です。

また、一方で、経済のグローバル化に伴う産業構造の変化等による工場の転出や廃止等が見られるなか、尼崎市の地理的利便性から住宅地としての魅力が高いこと等から、主に工業系用途から住宅系用途への土地利用の転換が続いています。このようなことから、工場と住宅が混在する地域が増えているなかで、それぞれが理解し互いの環境を阻害しないよう工夫することが必要です。

図表2-1 尼崎市における40歳未満の完全失業者と完全失業率の推移

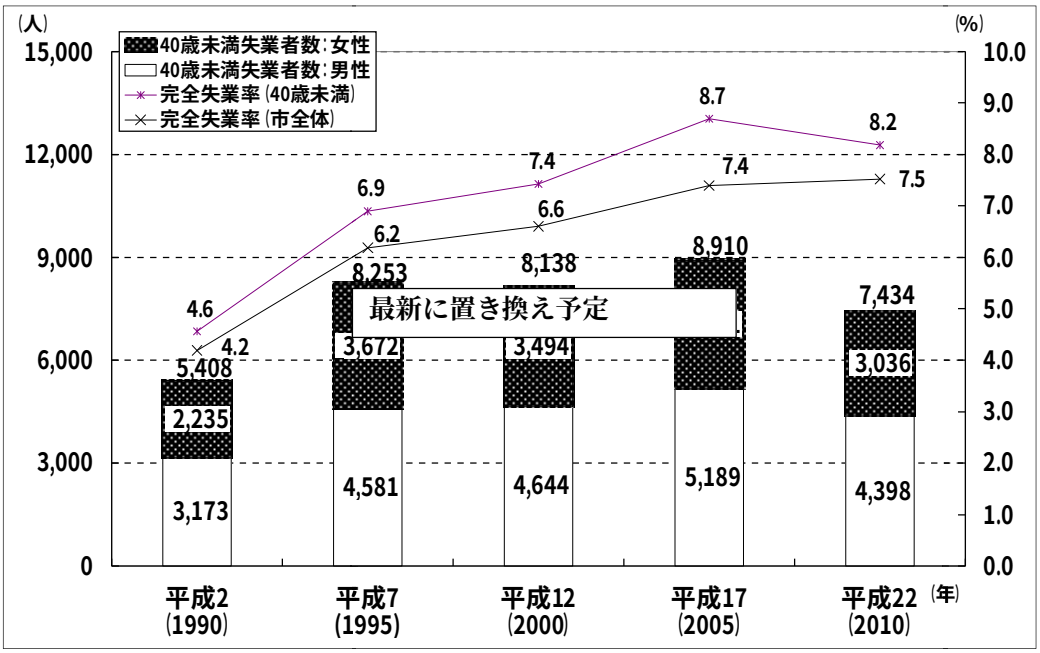

図表2-2 都市計画用途地域図(平成28年4月)

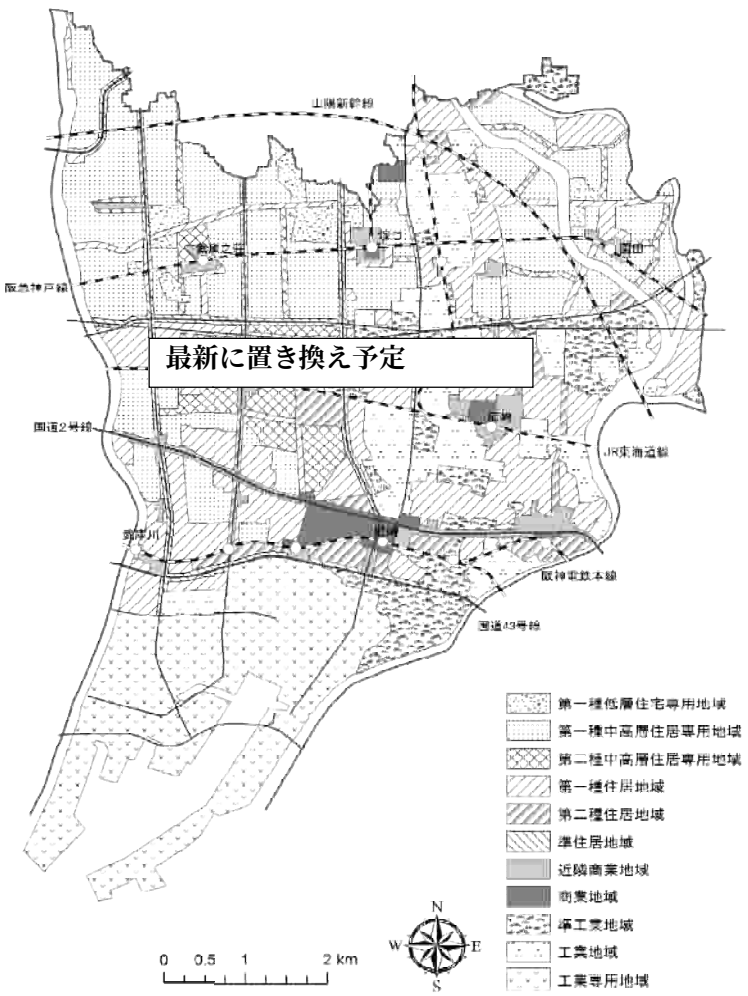

(3) 地方分権と住民主体のまちづくり

■地方分権の進展

地方分権が進むなか、尼崎市ではできる限り住民の身近なところで行政を行い、より充実した市民サービスを提供するため、平成 21 年 4 月に中核市に移行しました。基礎自治体としての尼崎市の裁量が拡大していくなかでは、規制や許認可等の権限を有効に活用し、より市民の実情や地域の特色に即したサービスの提供が求められます。そのための市役所職員の政策形成能力の向上など、人材の育成がより重要となります。

■まちづくりに取り組む人材の育成

これらのためには、地域においてまちづくりに積極的に参加する人材がはぐくまれることが重要であり、人材の確保や能力の養成、その活用等が進むような環境づくりに取り組むことが必要です。

■住民主体のまちづくり

国から地方自治体への分権という視点だけでなく、市のなかでの地域における住民主体のまちづくりを進めていくことも今後の大きなテーマです。尼崎市では阪神・淡路大震災を機に、地域での助けあいに対する市民意識の高まりやボランティア・ＮＰＯ活動の活発化など、社会の課題に市民が主体的に取り組む活動が見られます。一方、生活様式や世帯構成が変化しているなかで、自治会への加入率の低下や活動の担い手の高齢化が進んでおり、地域における支えあいやまつり等の行事といった、地域に密着した身近なまちづくりを続けていくことが難しくなってきています。このような状況に対応するため、住民が支えあって活発な活動が展開されるよう支援していくことも必要です。

また、高齢化の進行や市民ニーズの多様化に伴い、生活支援サービスへのニーズが高まってくると考えられるなかで、ソーシャルビジネス等を通じて、地域において雇用が生まれる可能性があります。

■公共サービスに関する考え方の変化

平成 12 年の介護保険制度の導入等に見られるように、公共サービスは、これまで行政による「措置」とされていたものが、民間事業者との「契約」に移行しつつあります。

措置制度では、行政による「給付の決定」として、利用者はサービス内容を選ぶことができませんでしたが、契約制度への移行により、利用者は、自らが必要なサービスを選択し、購入することとなり、利用者の主体性が尊重されることとなりました。また、多様なサービス提供主体の参画と創意工夫によって、多様なニーズに対するサービスの質と効率性の向上を図ることも、制度変更の目的のひとつとなっています。

一方、行政は、利用者がサービスを選択できる環境や事業者が創意工夫できる環境を整備するなど、適切な制度運用のためのマネジメントを行うという役割を担っています。

今後、地方自治においても、市民・事業者のまちづくりへの参画をさらに進めるなかで、行政として「市民や事業者の力が、より発揮されるためにはどうすればよいか」を考えていくことが、より重要になってきます。

図表3-1 まちづくりの進め方についての意向

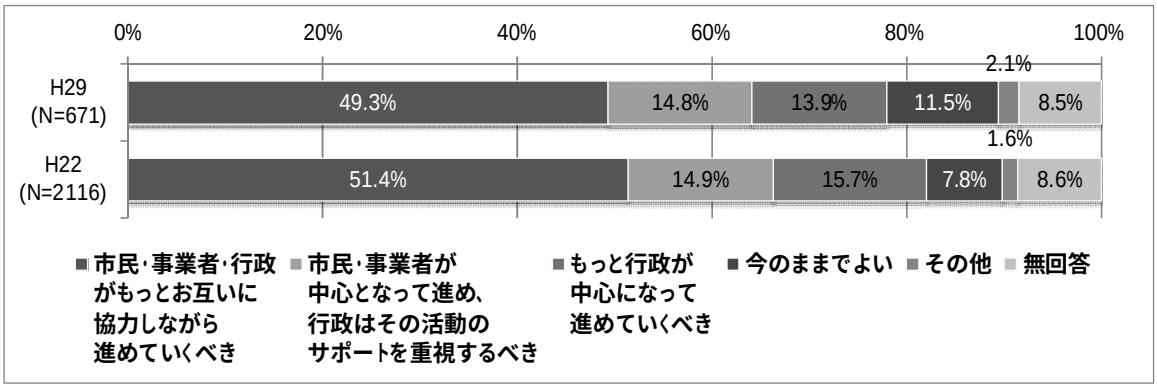

(資料) 平成 28 年度 尼崎市市民意識調査

図表3-2 自身の地域をより良くするための取組

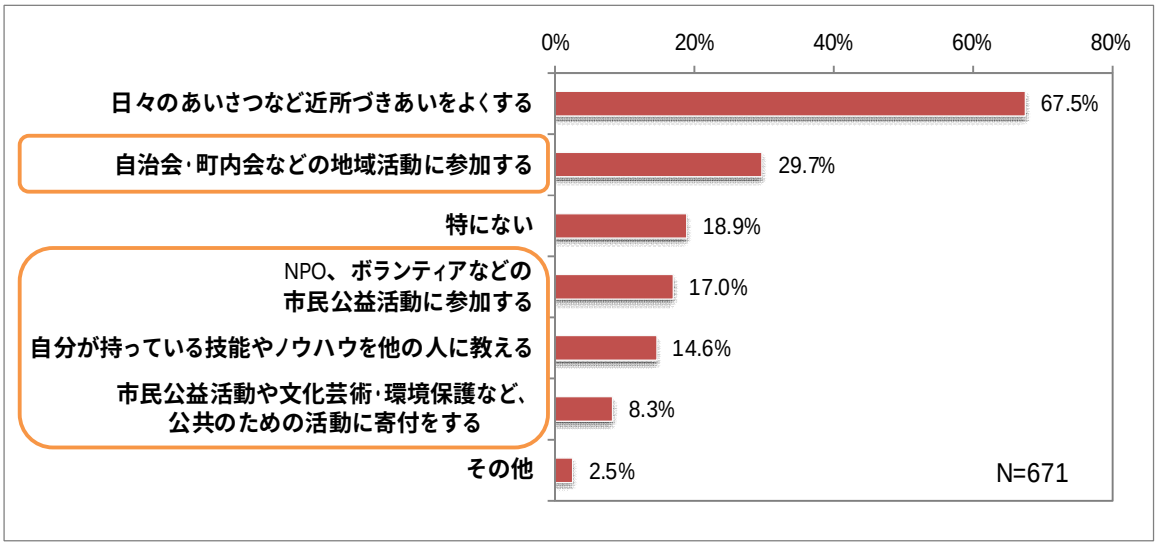

(資料) 平成 28 年度 尼崎市市民意識調査

図表3-3 男女別産業別雇用者数の増減 (全国:平成 14 年→21 年、H21→H27)

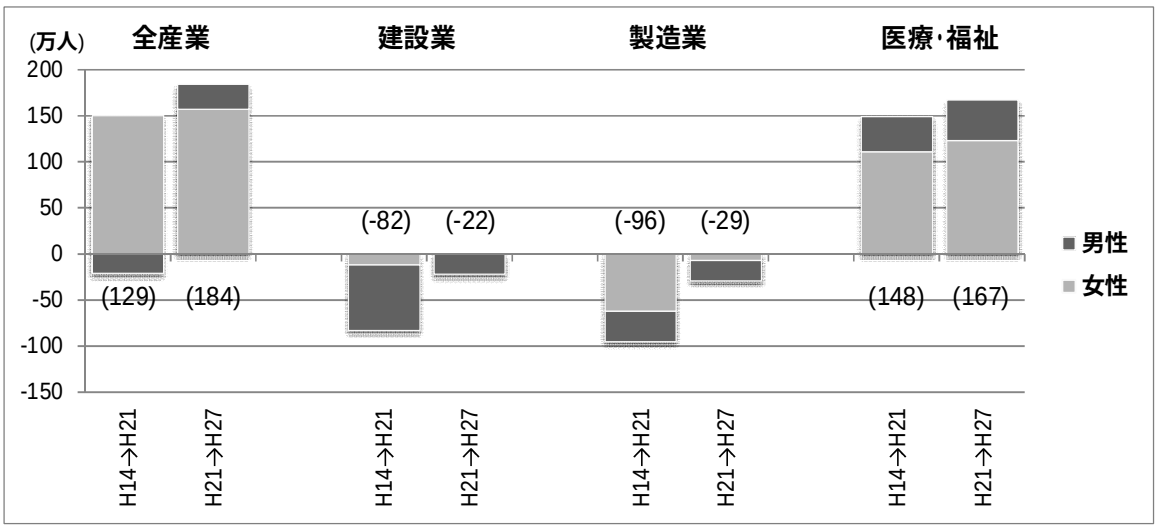

(資料) 内閣府「男女共同参画白書」平成 22 年、平成 28 年

(4) 環境問題の顕在化

■環境問題の顕在化

高度成長期に産業都市として発展した尼崎市では、昭和 40 年代以降、大気汚染をはじめとする公害問題が深刻であった時期がありましたが、市民の関心の高まりや熱心な活動、諸制度の整備、事業者の取組等により、目に見える改善を実現してきた実績があります。

しかしながら、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が要因とされる温暖化等の地球規模での気候変動等の環境問題への対応は、将来世代の生活に影響を与える重要な課題となっており、環境負荷を低減しながら持続的な社会経済活動を行う循環型社会への転換が求められています。

このようななかで、尼崎市がこれまでに得た教訓を活かしながら、環境問題に取り組んでいく必要があります。

■自然環境と生物多様性の保全

本市では、猪名川・藻川周辺地域での自然や歴史・文化を守り楽しむ取組や、西武庫地域でのホタルが棲める環境を取り戻す取組など、市民グループが中心となった自然と共生するまちづくりが進められています。また、南部の臨海地域では、「尼崎 21 世紀の森構想」による地域の活性化と自然再生の取組が進められています。このような取組により、少しずつですが緑が確実に増え、トンボや蝶等も日常的に姿をみられるようになっています。

多様な生物が棲みやすい環境をつくっていくことは、ひいては人間の住みやすい環境をつくることにつながるものであり、さまざまな取組により、自然環境という市民共通の財産を次の世代に引き継いでいく必要があります。

■環境問題への取組と可能性

尼崎市における、自転車や徒歩移動に適した起伏の少ない平坦な地勢や、鉄道をはじめとした公共交通のネットワークは、自動車交通に過度に依存しないまちとして、温室効果ガスの排出抑制に向けて優位な点として特徴づけることができます。また、尼崎に集積する企業のなかには、新エネルギーをはじめとするこれからの環境産業を担う技術開発や製品の製造を行っている事業所があります。

また、かつての公害の経験を活かし、県下他都市に先駆けた環境マネジメントシステムの導入・運用、市民・事業者・行政の協働による環境保全活動や身近な自然の再生等の取組も進めているところです。

今後は、これらの資源を大いに活用していくなかで、よりよい環境を創造していく産業活力につなげるとともに、尼崎市の魅力向上に向けた大きなポイントとしてアピールしていくことが求められます。

図表 4-1 二酸化炭素排出量の家計部門と業務部門の推移（尼崎市）（1990 年の排出量を 100 とした推移）

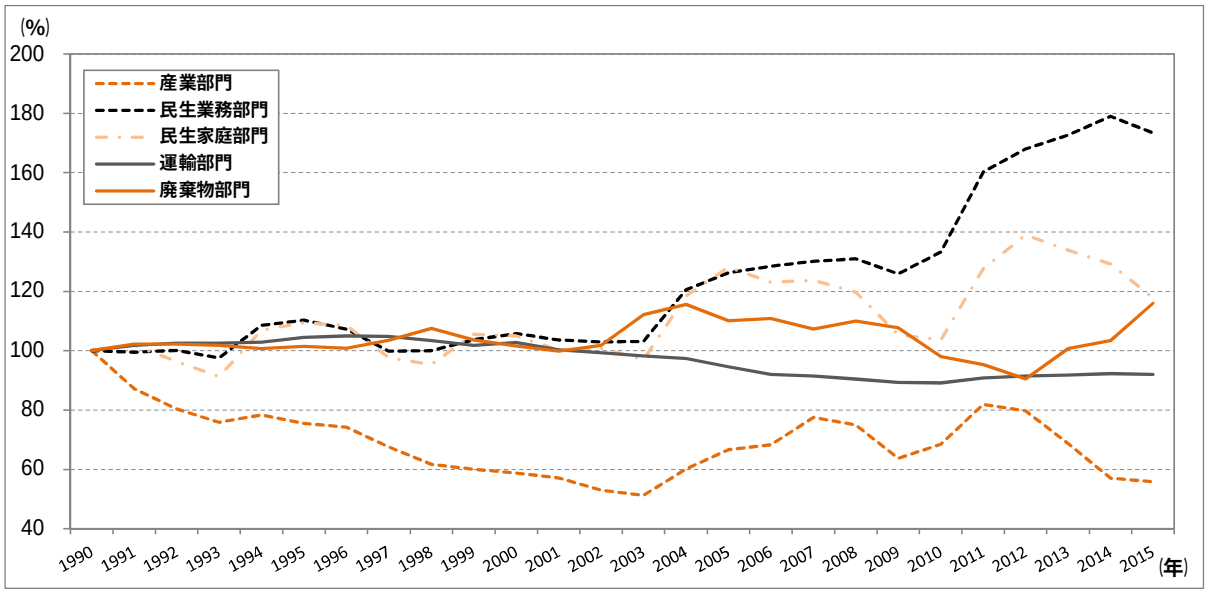

（資料）尼崎市市内温室効果ガス排出町推計結果報告書（平成 29 年 3 月）

(5) 情報社会の進展

■情報化社会の可能性

インターネットや携帯電話に代表されるような、近年の情報通信技術の進歩には目覚ましいものがあります。こうしたなかでは、情報通信技術を利用できる人であれば誰もが必要とする知識や情報を瞬時に得られるだけでなく、発信することも可能となっています。これまでは情報量の差から行政や大きな企業でしかできなかったような活動が、個人や市民団体といった単位でも可能になってきており、そのなかで立場や世代を越えた人々の新しいつながりができていく可能性があります。

また、普段の生活においても、商品やサービスの選択等から、防犯、防災にいたるまで、さまざまな場面で情報が得られることは、生活の質を高めることにつながってきます。このように、現在の社会においては、「情報」の価値が相対的に高まってきている状況を見ることができます。

■情報社会の負の側面

一方で、膨大な情報のなかから自分が必要な情報を選択することや、得た情報の正確さを判断することの難しさが生まれます。また、人とのつながりや情報を得る手段が断たれてしまうと、地域において孤立してしまう危険性があり、そのような要因となる情報格差の解消を図る必要があります。また、情報技術を悪用した犯罪など、情報社会の負の側面に対する対応の重要性も高まっています。

■情報社会とまちづくり

このような状況のなかで、行政における情報の収集・活用・発信が情報社会の潮流に十分に対応できていなかった面がありました。例えば、子育てや教育等に関する情報について、自治会等への加入率が低下しているなかで、広報紙や回覧版等を通じた発信だけでは、本当に必要な人に情報が届いていないことも考えられます。このように、情報の内容や伝えたい相手に応じた情報発信の工夫が、より必要となってきます。

また、市民、事業者と行政がともにまちづくりを進めていくために、行政は一層の情報提供・情報公開を進めるとともに、地域においてさまざまなグループや組織が交流し、信頼関係が築かれるよう努めていく必要があります。

このほか、行政が持つ統計的なデータ等を、経済・福祉・健康といった観点で横断的に精査していけば、地域の実情に合ったもっときめ細かなまちづくりが展開できる可能性があります。

さらに、尼崎市が抱える多様な資源を発掘して市の魅力を高める情報へと編集し、内外に発信していく取組も重要です。また、図書館・公民館といった行政資産のさまざまな情報の蓄積・整理により、公共施設等の効率的・効果的なマネジメントにつなげていくことも重要です。

図表5-1 市民参加を進める上で大切だと思うこと

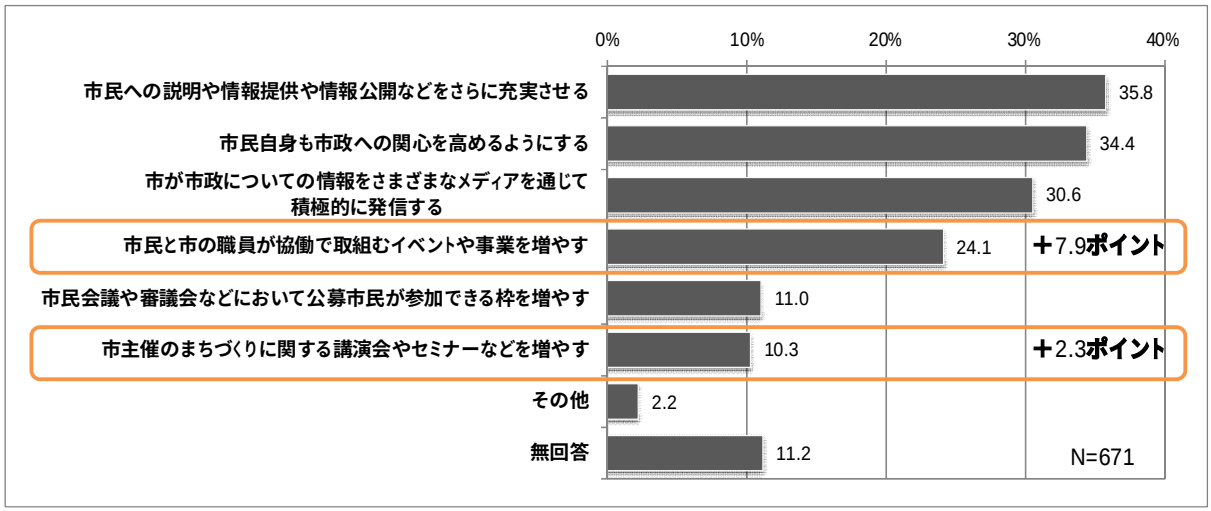

(資料) 平成 28 年度　尼崎市市民意識調査

図表5-2 インターネット利用者数及び人口普及率の推移 (全国)

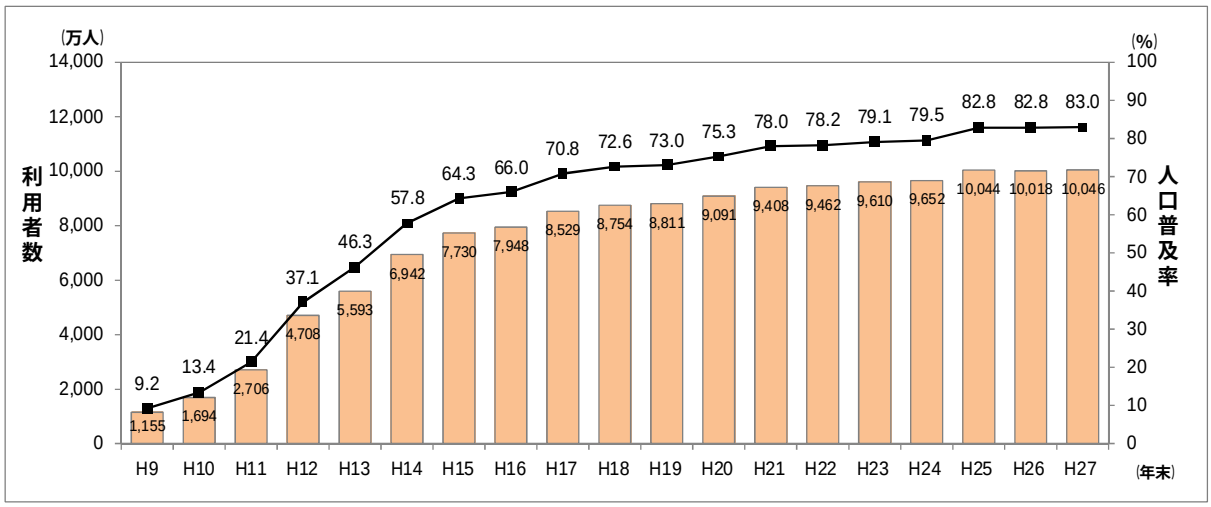

(資料) 総務省　平成 28 年版　情報通信白書

図表5-3 属性別インターネット利用状況 (全国)

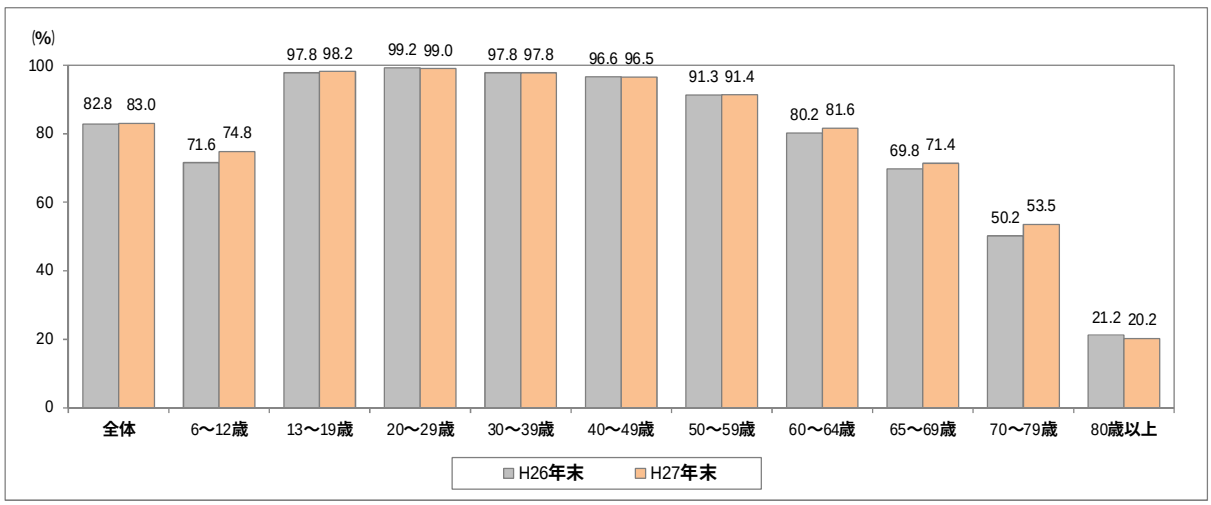

(資料) 総務省　平成 28 年版　情報通信白書

(6) 市民生活を支える財政

■厳しさを増す財政状況

経済成長の鈍化等に伴い、国・地方ともに全国的に厳しい財政状況にあります。尼崎市では、「“あまがさき”行財政構造改革推進プラン」による財政構造の改善の取組を進めてきましたが、厳しい経済状況もあり、収支の乖離はなかなか縮まりません。一方で、高齢化の進行に伴う扶助費の増大や、労働人口の減少に伴う税収の減少など、今後とも本市の財政を取り巻く状況は厳しさを増すものと考えられます。

※平成 29 年度当初予算において、公共用地先行取得事業費会計繰り出し金をのぞき収支均衡を達成しました

■市民生活を守る工夫

防災・防犯、感染症への対策や、高齢化の進行に伴う医療・福祉サービス等の市民の安全・安心に関するニーズは、今後ますます高まってくることが見込まれます。このようななかで、市民生活を守っていくためには、行政として、市民生活に特に必要なサービスを選び、その質を維持していく「選択と集中」の視点や、民間活力の導入等といったさまざまな事業手法を用いた効率的な公共サービスの提供、また、地域における支えあいのしくみの強化等が求められます。

また、他都市に比べ介護認定率が比較的高い尼崎市においては、市民の健康を守るとともに、医療費をはじめとした社会保障費の適正化を図るために、若い頃からの健康管理意識の啓発と疾病予防に取り組むことが重要です。

一方で、市の収入を増やすための取組として、都市の魅力を高め、雇用や税収をもたらす産業の活性化に向けた取組や、「住みたいまち」として人々に選ばれるための取組も必要です。

■構造的な課題の改善

まちづくりを進めていくに当たってはさまざまな課題が生じてきます。顕在化したものに対処することは当然ですが、発生を未然に防いだり、その影響を少なくしたりするために、その根底にある原因と顕在化するまでの構造を探り、課題の根本的な解決に向けて取り組むという視点がより重要となっています。

図表 6-1 尼崎市の財政状況

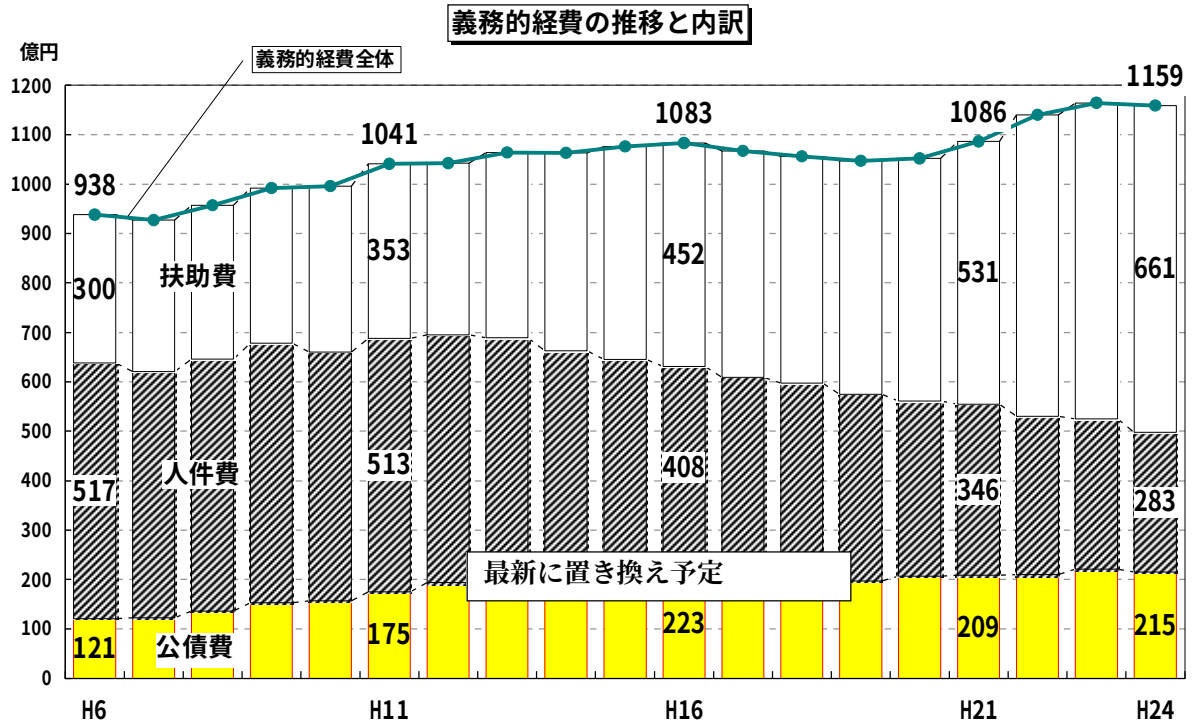

（資料）尼崎市の再生と発展をめざして－平成 24 年 4 月－

図表 6-2 尼崎市における生活保護世帯数（月平均）の推移

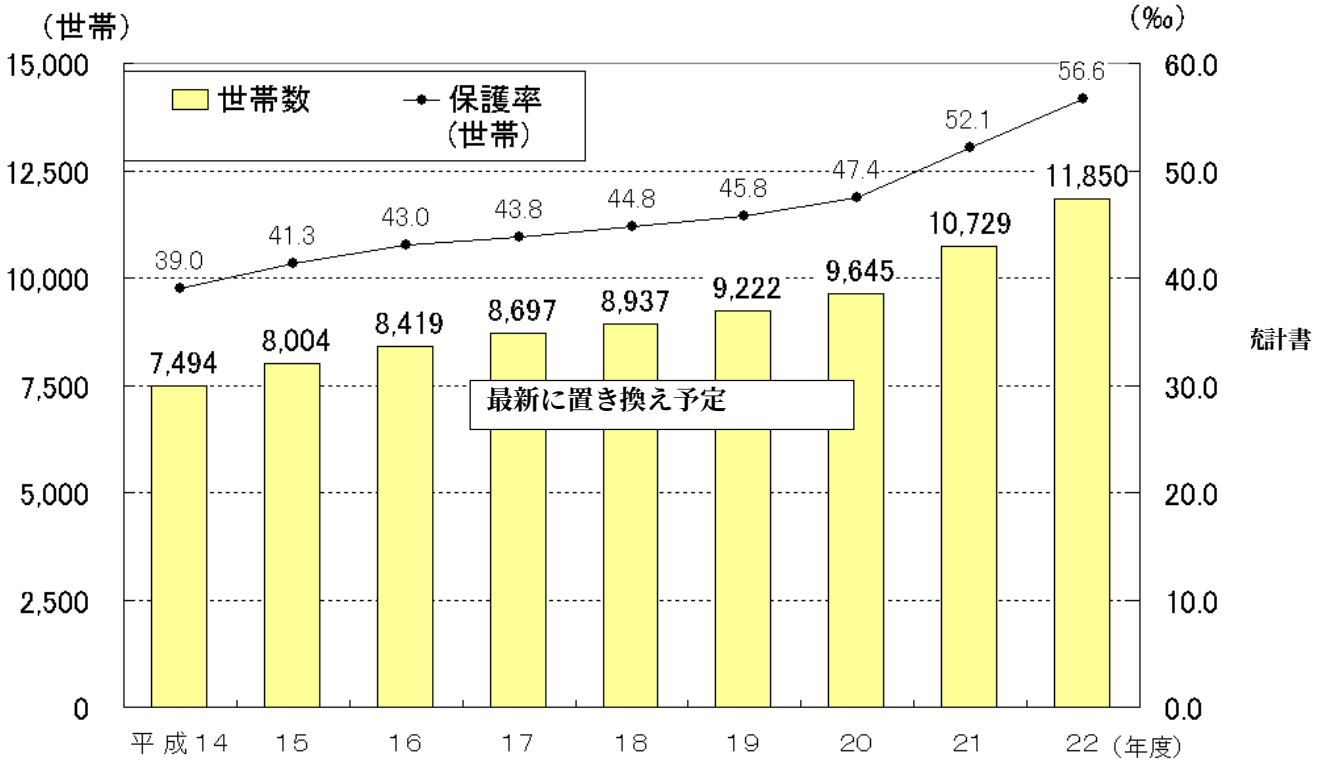

(7) 次代に引き継ぐ資産の活用

■都市基盤等の老朽化と更新、再配置

尼崎市では、高度経済成長期の急激な人口増加や行政需要の多様化に伴い、また、競艇事業等によるかつての潤沢な収益事業収入を背景に、さまざまな都市基盤や多くの公共施設の整備を行ってきました。これらの多くが、今後更新が必要な時期を迎えることになりますが、道路や上下水道、学校といった市民生活に必要不可欠な都市基盤については、計画的な更新を行って財政負担を平準化していきつつ、耐震化等必要な対策を行っていく必要があります。

公共施設については、高齢化・人口減少等の社会変化を見据え、住民ニーズに即した形での機能・配置の見直しが求められます。また、厳しい財政状況や地域における住民主体のまちづくりの推進といった観点から、運営方法を見直していくことも必要です。

※平成 29 年度に全市立小・中学校の耐震化が完了しました。

■蓄積してきた資産の有効活用

このような取組を通じて、これまで整備してきた公共施設が、地域における支えあいや社会参画の拠点としての役割を果たしていくことも考えられます。

また、スポーツ施設や文化施設といった公共施設は、市の施設のみならず、県や民間等が整備・運営しているものもあり、近隣市にもさまざまな公共施設があります。整備・運営主体や立地（市域内外）にかかわらず、これらを市民・利用者の目線に立って有効に連携・活用することは、市民生活の維持・向上につながりますし、効率的・効果的な行政運営にもつながるものです。

図表7-1 公共建築物のうち、建設から満50年を経過する施設の累計面積

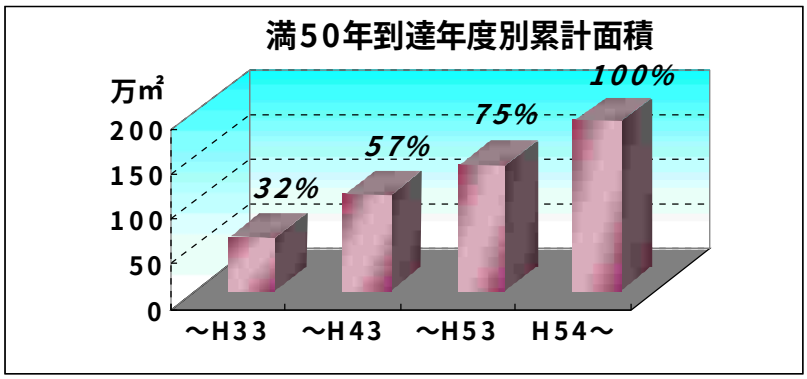

(資料) 尼崎市公有財産台帳から作成

図表7-2 尼崎市の施設の状況

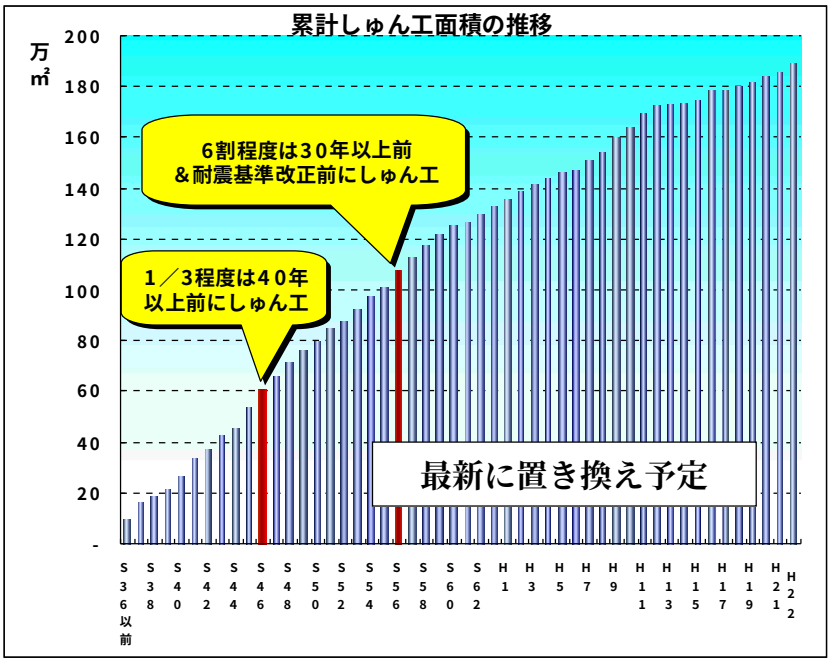

(資料) 尼崎市公有財産台帳から作成

2．総合計画にかかるこれまでの取組経過

尼崎市では、昭和４４年の地方自治法改正による基本構想の策定義務化※以降、４次にわたって基本構想を策定してきました。（※平成２３年の地方自治法改正により、「策定義務」は廃止。）

ここでは、総合計画にかかるこれまでの取組経過を振り返っています。

「まちづくり基本構想」（第 1 次：昭和 46～56 年度、計画期間 11 年）

- 策定当時は高度経済成長が終盤にさしかかる時期であり、産業の急速な発展に伴って、人口の増加が進んでいました（ピークは昭和４５年（約５５．４万人））。一方で、公害の発生や生活関連の都市基盤の未整備が深刻な問題となっていました。
- そうした背景もあり、基本構想は都市像として「快適な職住都市」を掲げ、施策の冒頭に公害対策を挙げているほか、下水道等生活関連都市基盤の整備をまちづくりの主要課題と捉えて構成されています。

「尼崎市総合基本計画」（第 2 次：昭和 55～65 年度（平成 2 年度）、計画期間 11 年）

- 「人間性豊かな職住都市」を都市像に掲げ、併せて「生活基盤をととのえる環境都市」「市民経済をつちかう産業都市」「人間社会をきずく市民都市」を打ち出しています。
- 当時の時代背景として、日本全体が高度経済成長の終焉を迎え、安定成長期に移行するなかで、本市においては工場再配置促進法等の影響により、工場の市外流出が進んでいたほか、市南部の人口減少と北部の人口増加といった市内の発展バランスの問題等が顕在化しつつありました。
- そうしたこともあり、施策の冒頭には「緑と空間の確保」として生活環境の改善に向けた取組を掲げ、無秩序な土地利用の改善に努めるなど、暮らしやすいまちづくりに向けた方向性が打ち出されています。

「尼崎市総合基本計画」（第 3 次：昭和 61～70 年度（平成 7 年度）、計画期間 10 年間）

- 都市像や基本理念は第２次のものを継承していますが、時代背景としては産業の構造変化が進むなかで、本市においても南部の工業地帯の空洞化等が問題となっていたため、「産業構造の高度化」が施策として打ち出されています。
- このほかにも、「国際交流の促進」の章の設置、「女性の社会参加の促進」の節の設置など、時代の変化への積極的な対応が見られます。

「尼崎市総合基本計画」（第 4 次：平成 4～現在（当初の計画期間は平成 37 年までの 34 年間））

- 都市像として「にぎわい・創生・あまがさき」を掲げ、「文化の創造」「スポーツ・レクリエーション」といった項目が施策として冒頭に挙げられるなど、ライフスタイルの多様化や、都市イメージの向上といった側面への対応が重視されています。
- また、地球環境問題を意識した節の設置や「ノーマライゼーション」の節の設置など、現在につながる問題設定がなされていますが、一方で当時のバブル景気を背景とした積極的な開発志向が見られ、現在の社会情勢にはなじまない部分があります。
- 基本構想のもとに、「第１次基本計画」（平成４～１３年度）を策定し、文化、産業、環境、生

活、人づくりといった５部門の将来像を支えるとともに、都市魅力や防災性の向上、住環境の改善といった観点から積極的な都市基盤の整備が進められました。しかし、これに伴い発行した多額の市債等の償還が、結果として今日の財政を圧迫する大きな要因となっています。

・続く「第２次基本計画」（平成１３～２４年度）は、「都市の活力は、まちへの誇りと愛着を持った市民や事業者の主体的な活動や、行政との協働の取組のなかから生まれ、そうした活動の成果が、誇りや愛着をさらに増していく」という考え方のもと、人びとの生活と交流等の展開に重点を置いて策定されています。

【本市の総合計画と時代背景】

総合計画	都市像	基本理念	まちづくりの主要課題	策定時の時代背景
まちづくり基本構想 （第１次） 昭和 46～56 年度	快適な職住都市		・公害問題の解決 ・都市環境の改善 ・下水道等生活関連都市基盤の整備	・経済の高度成長 ・公害問題等経済成長に伴う「歪み」の顕在化
尼崎市総合基本計画 （第２次） 昭和 55～65 年度 （平成2年度）	人間性豊かな職住都市 ・生活基盤をととのえる環境都市 ・市民経済をつちかう産業都市 ・人間社会をきずく市民都市	・安全で健康にくらすことができること ・働くにも住むにも便利でくらしよいこと ・生きがいとゆとりのある人生がおくれること	・市南部の人口減少と北部の人口増加 ・市内産業の停滞 ・工場の市外流出に伴う雇用不安 ・住工混在やスプロール化など、無秩序な土地利用の改善	・高度成長の終焉、安定成長への移行 ・工場再配置促進法等の影響により工場の市外流出が進む
尼崎市総合基本計画 （第３次） 人間性豊かな 職住都市をめざして 昭和 61～70 年度 （平成7年度）			・市域の人口減少 ・南部の工業地帯や既成市街地の空洞化 ・南部地域の高齢化 ・地価の高騰に伴う宅地の細分化 ・産業の高度化への対応	・急速な円高が進み、産業の構造変化が進む ・老人保健医療の開始 ・男女雇用機会均等法の成立 ・市域の人口減少はペースが鈍化
尼崎市総合基本計画 （第４次） にぎわい・創生 あまがさき 平成4～37 年度	にぎわい・創生・あまがさき	・人にやさしいまちづくり ・都市が人をはぐくみ、人が都市を育てるまちづくり ・個性を活かし、広域圏と連携するまちづくり	・文化を基軸とした都市の魅力の発信 ・南部地域の人口減少や都市活力の停滞への対応 ・文化、産業、環境、生活、人づくりを支える都市基盤の整備	・バブル期の経済成長 ・価値観の多様化、女性の社会進出の進行
尼崎市総合計画 （第５次） 平成 25～34 年度	・人が育ち、互いに支えあうまち ・健康、安全・安心を実感できるまち ・地域の資源を活かし、活力が生まれるまち ・次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち		・「あるもの」と「つながり」を活かす ・人の育ちと活動の支援 ・市民の健康と就労の支援 ・産業活力とまちの魅力の向上 ・まちの持続可能性の向上	・低成長 ・成熟社会 ・人口減少、少子・高齢社会の本格的な進行 ・市民活動形態の多様化 ・東日本大震災

3．まちづくりに関する市民意識

ここでは後期計画を策定の際（平成 29 年 3 月）に実施した「尼崎市まちづくり計画策定のためのアンケート調査」の結果から主なものをまとめるとともに、一部、尼崎市総合計画を策定の際（平成 23 年 3 月）の中央差結果との比較を掲載しています。

(1) 尼崎市への居住意向

●平成 29 年と平成 22 年の調査結果を比べると、「ずっと住み続けたい」、「当分の間は住み続けたい」が増えており、「市内で移りたい」、「無回答」が減っている。

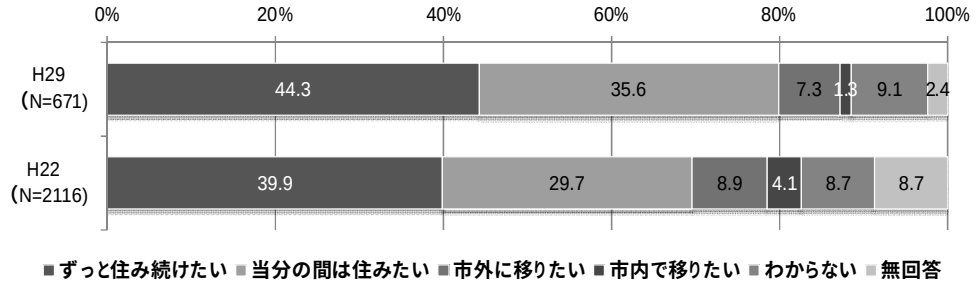

性・年齢別傾向

- 男女ともに 60 歳代以上の高齢者の居住意向が高い。
- 「市外に移りたい」は男性では 10 歳代が、女性では 20 歳代が最も多い。

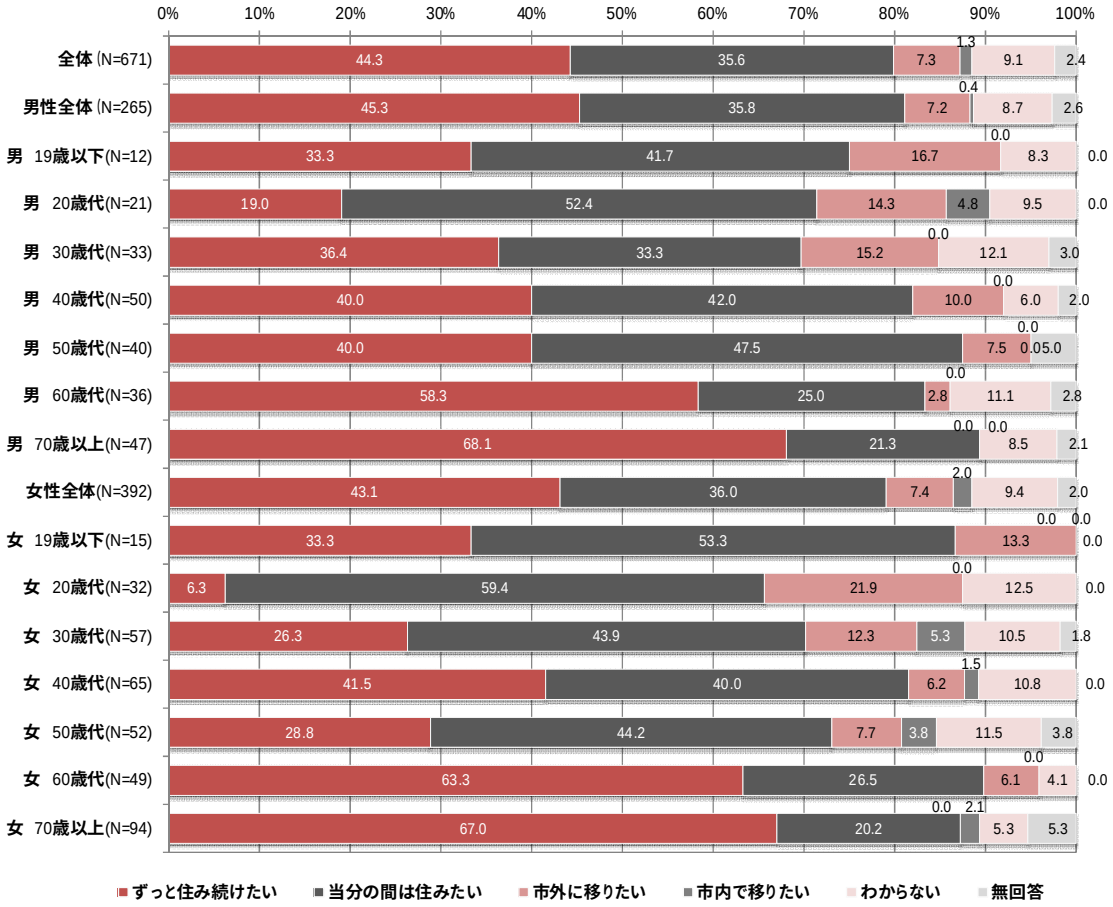

居住継続を希望する理由

- 「買い物」、「通勤・通学」の利便性、「持家であること」、「親、子との同居・近居」が上位を占めている。

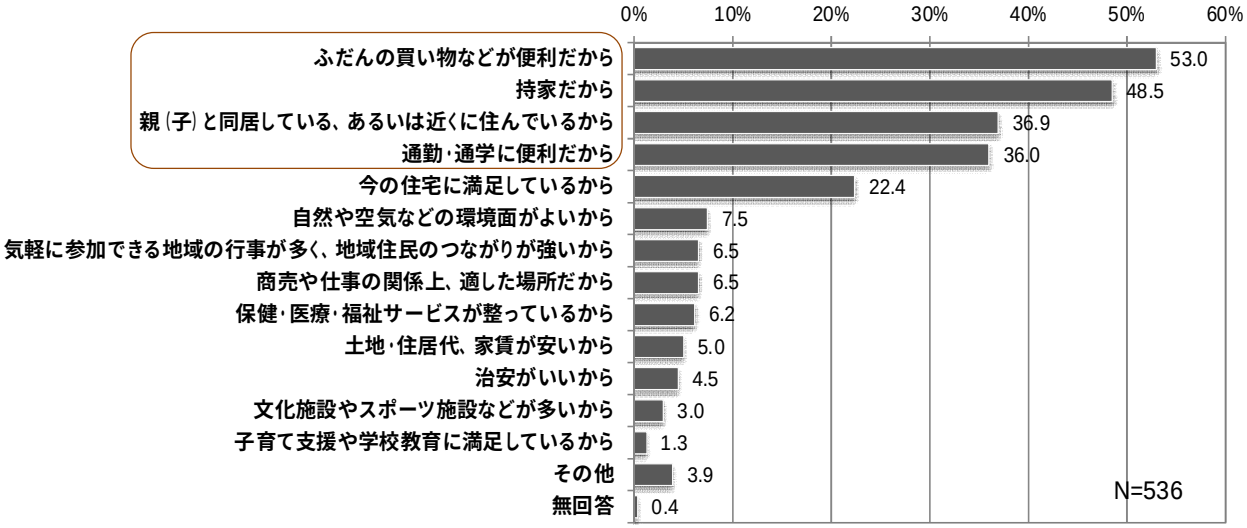

居住継続を希望しない理由

- 「環境面」、「治安」、「住宅事情」など、生活環境への不満が上位を占めている。

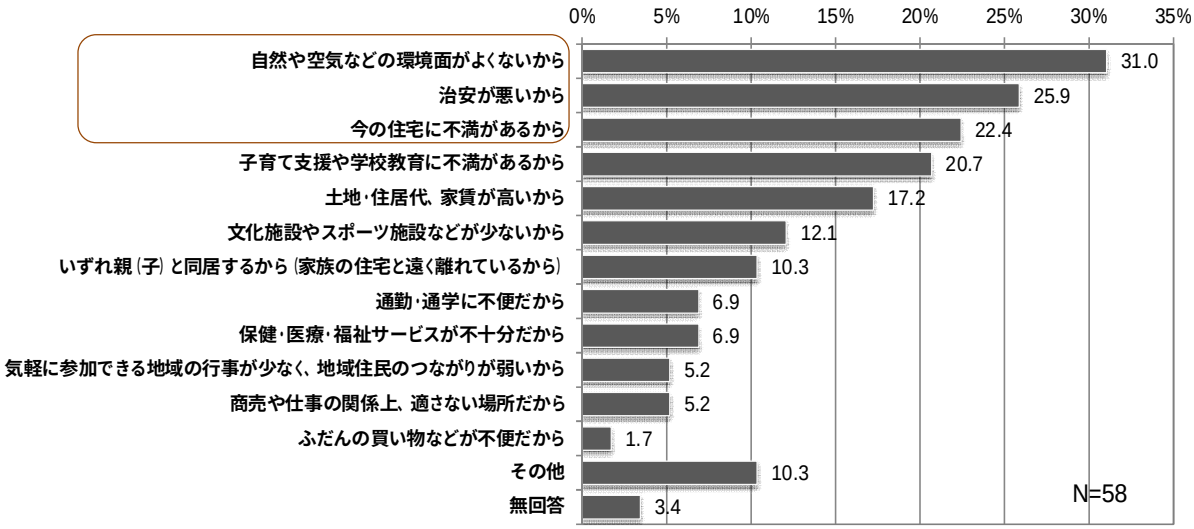

(2) 尼崎市のイメージ

●平成 22 年の調査結果と比較すると、「環境が悪く住みにくいまち」が減少し、「公害が少ないまち」、「駅前周辺などがきれいに整備されたまち」が増加しており、環境面へのイメージが改善されている。

●一方で、「マナーのよくないまち」が大幅に増加している。

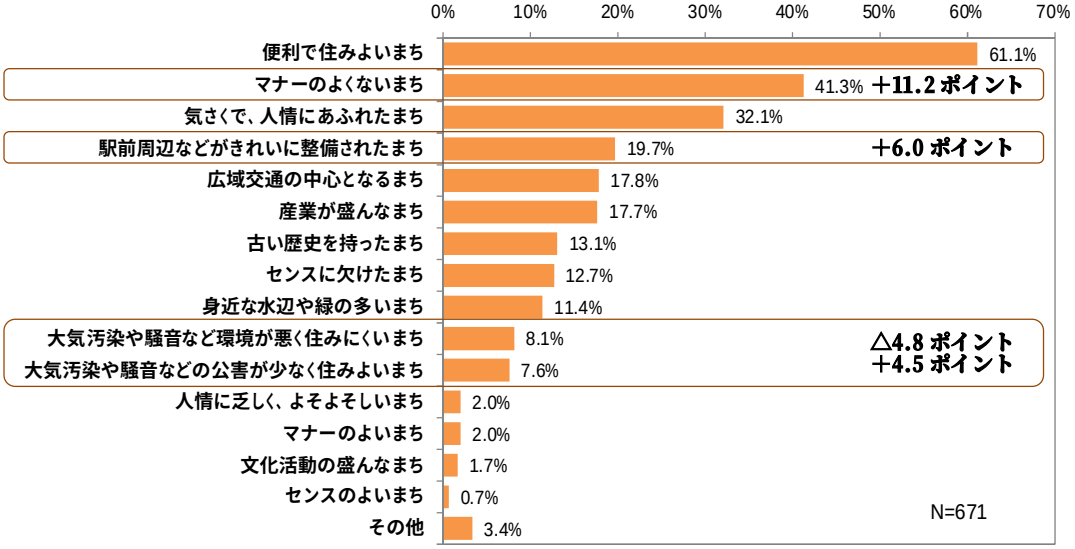

(3) 尼崎市の取り組みに対する評価

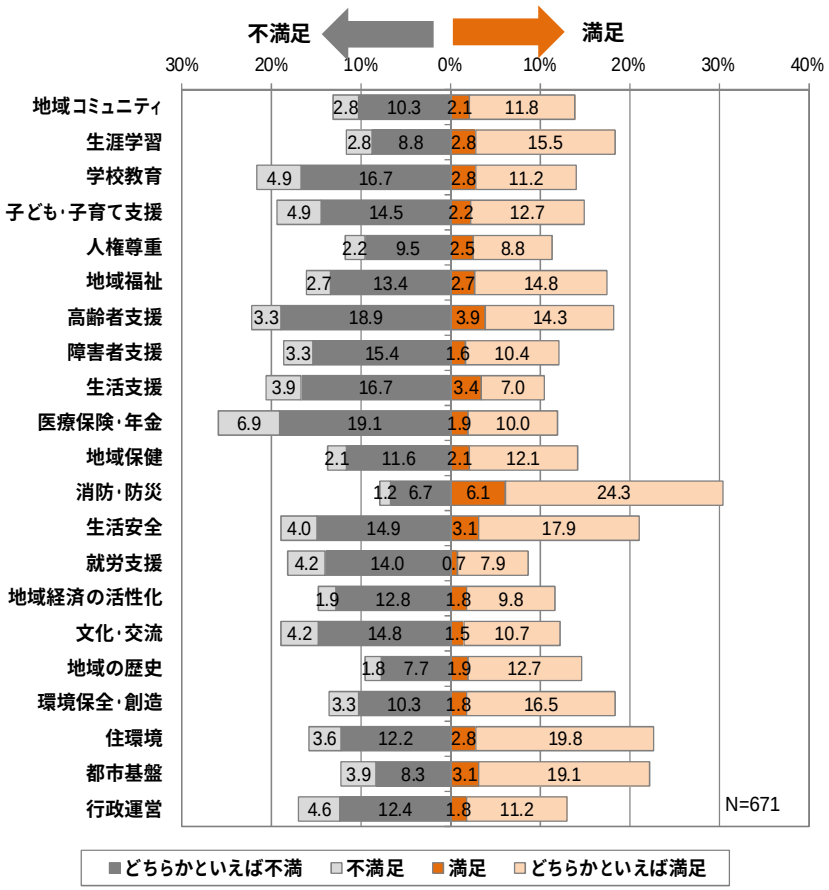

(4) 今後 5 年間で重点的に取り組むべき分野

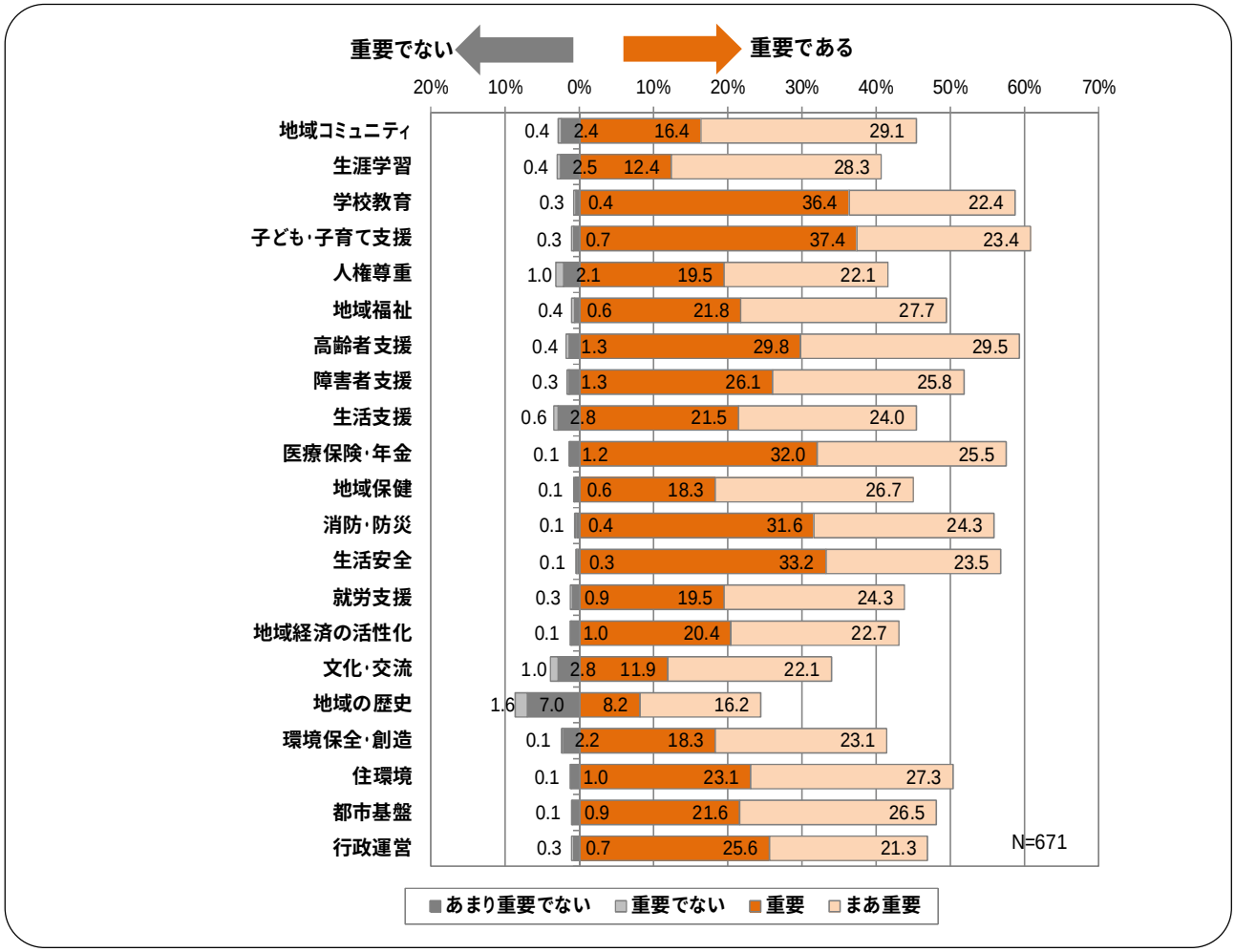

(5) まちづくりの進め方

●平成 29 年と平成 22 年の調査結果を比べると、「今のままで良い」が増えている。

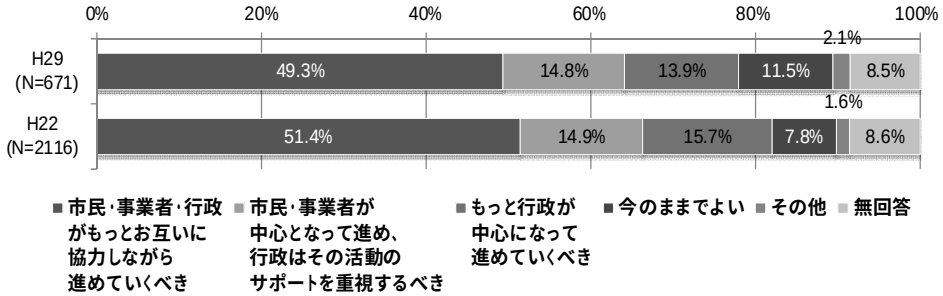

性・年齢別傾向

- 男性では 50 歳代～60 歳代で「もっと行政が中心になって進めていくべき」が低くなっている。
- 女性では「市民事業者が中心となって進め、行政はその活動のサポートを 重視するべき」が若年齢層になるほど高い。

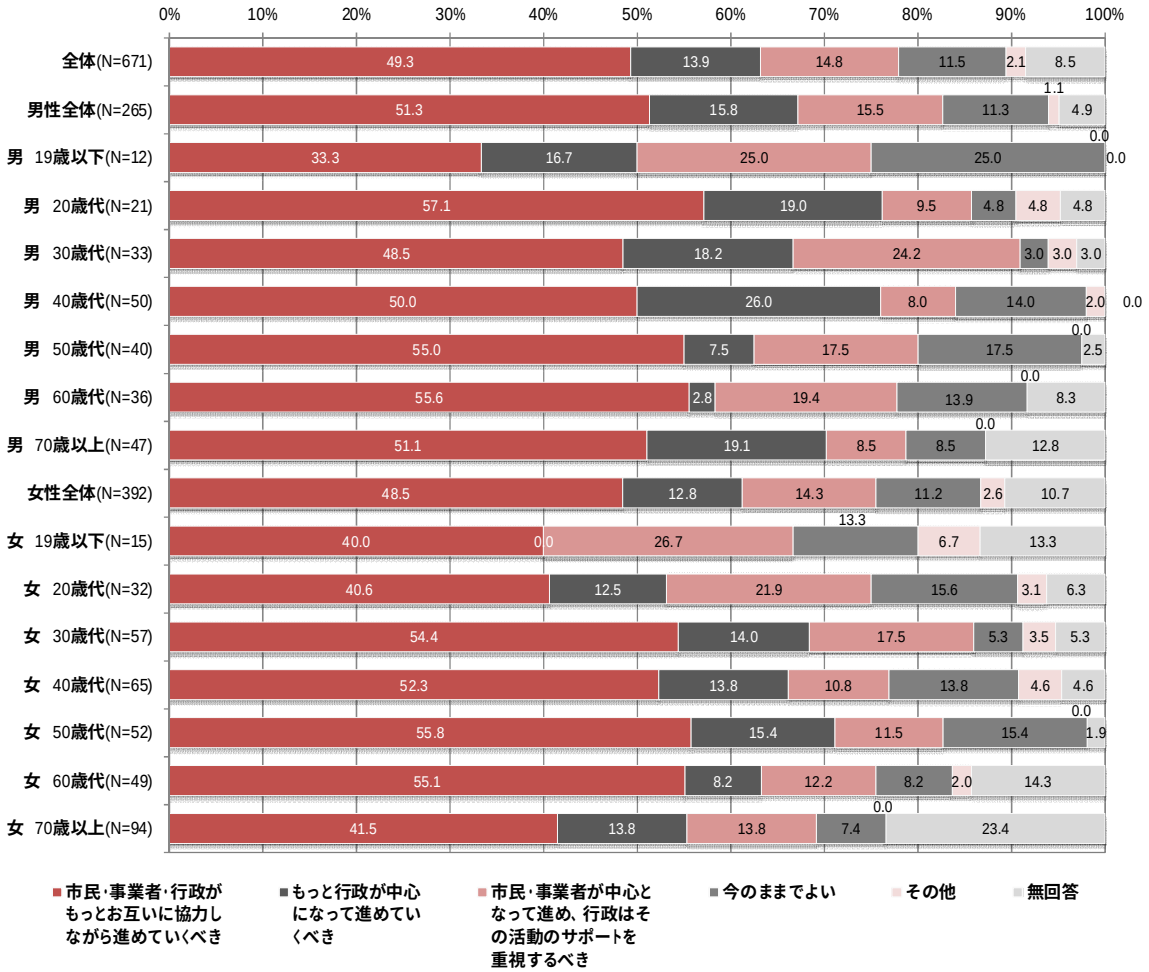

(資料) 尼崎市まちづくり計画策定のためのアンケート調査結果 (平成 28 年度)
調査対象者／尼崎市在住の満 15 歳以上の市民を母集団とし、2,500 人を抽出
調査期間／平成 29 年 3 月　回収状況　／有効回収数 671 票 (回収率 26.8%)

まちづくり構想

平成２５年度～平成３４年度

（2013-2022）

Ⅱ．まちづくり構想

1. 策定の趣旨

社会経済情勢や政治的な情勢の変化があっても、一定期間変わることのない、市民、事業者、行政が、協力して尼崎市の将来を築いていくための共通のよりどころとなる、基本的なまちづくりの方向性を示すものとして定めるものです。

⑴ 「ありたいまち」を示す

尼崎市は、将来どういうまちになっていたいのか、その「ありたいまち」の姿を示します。

⑵ まちづくりの進め方を示す

「ありたいまち」に近づくための取組をどのように進めていくのか、その基本的な姿勢を示します。

2. 構想の期間

平成２５年度（2013 年度）から平成３４年度（2022 年度）までの１０か年とします。

まちづくり構想は、長期を展望した尼崎市の将来のありたいまちの姿を示すものですが、経年による本市を取り巻く諸条件の変化を考慮するため、一定期間をもって、必要に応じ見直しができるよう、当面１０か年を期間としています。

3. ありたいまち

尼崎市の将来の姿として、４つの「ありたいまち」を示しています。

この４つの「ありたいまち」は、「**人が育ち、支えあいながら、安定したくらしのなかで継続的に社会に参画し、まちの活力や魅力を生み出していく、また、一方でまちの活力がくらしを安定させ、人を育てていくことにもなる、そして、さらに、そのような状態を将来にわたって持続させていく。**」という考え方で構成しています。

その実現に向けた取組を進めることで、本市が、住みつづけたい、住んでみたい、と思われる魅力的なまちになることをめざします。

「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりのさまざまな分野における取組については、本市の現状や課題等を踏まえながら、まちづくり基本計画において示していきます。

なお、この「ありたいまち」は「時代認識と尼崎市の現状」（資料編参照）に示しているような、本市の歴史的な背景や取り巻く状況を踏まえたものです。

また、公募市民からなる尼崎市総合計画市民懇話会において「将来、尼崎市はこんなまちになっていたい」という思いを基にまとめた提言の内容も踏まえたものであり、「ありたいまちを考える背景」として４つの「ありたいまち」とともに記載しています。

⑴ 人が育ち、互いに支えあうまち

学校教育や生涯学習、家庭生活や地域でのさまざまな活動等を通じて、未来を担う子どもや地域社会を担う人材が育ち、子育てや介護、防犯といったことから、災害等の緊急事態への備えまで、くらしの色々な場面で幅広い年代・立場の人が互いに支えあうことのできる、人と人との豊かなつながりがあるまちでありたい。

ありたいまちを考える背景

【時代認識と尼崎の現状】

- 少子化・高齢化の進行や社会経済情勢の変化に伴い、コミュニティの希薄化など、地域社会が変化しつつある。
- 高齢者や不安定な就業環境にある人々の増加、世帯構成の変化は、互いに支えあい、つながりを保つ必要性を高める。
- 情報技術の発達と普及により、個人や小規模な団体でも、福祉や環境、まちづくり等さまざまな活動が可能になっている。
- 家庭や学校だけでなく、地域を含め、年代を超えて自ら学べ、お互いが学びあえる環境が求められている。

【方向性】

・子育てや介護など、個人や家庭における課題に対しても、社会や地域で互いに支えあうことができる環境が必要である。
・地域で支えあうことができる環境にするには、年齢や性別、地域での居住期間等にかかわらず、互いに交流できる環境をつくっていくことが必要である。
・地域での支えあいや、つながりをつくっていくためにも、それらの活動を支える人を育てることが重要である。

人が育ち、互いに支えあうまち

市民懇話会での将来像（提言書「だから、あまがすき。」より）

○ 学びたい気持ちに応えてくれるから
・学校での学習環境の整備に加え、家庭や地域も含めたよりよい環境をはぐくむまち
・生涯を通じて学習できる環境が充実したまち

○ 地域に個性が活かされているから
・地域の個性を活かしたまつりが楽しめるまち

○ 一緒にまちづくりができるから
・市民と行政がともに動くまち

⑵ 健康、安全･安心を実感できるまち

生涯にわたり社会に参画できるように、市民一人ひとりが健康であるとともに、安心して学び、働き、生活し続けられる安全な環境が、行政の責任と地域の支えあいによって実現しているまちでありたい。

ありたいまちを考える背景

【時代認識と尼崎の現状】

- 消防・防災をはじめ、市民の健康、安全･安心を確保することは、市民生活を守る上で最も重要なことである。
- 意欲を持ちながら安心して暮らすために、また次世代を育成するためにも、安定した就労による経済基盤の維持は重要である。
- 人口の年齢構成の変化や、市民ニーズの多様化から、福祉等を中心に、従来の行政サービスだけで市民生活を支えることが難しくなってきている。
- 年齢にかかわらず健康で自立した暮らしができることは、社会の活力の増進や市民負担の軽減、社会保障制度の維持にもつながる。

【方向性】

・生活の質を守る観点からも、財政状況の悪化を防ぎ市民サービスを維持する観点からも、市民の健康、安全・安心を守ることが必要である。
・安定した仕事に就き、健康を保ちながら働くことができるまちを実現するなかで、個人としての安心と地域社会としての支えあいを両立させていくことが必要である。

健康、安全・安心を実感できるまち

市民懇話会での将来像（提言書「だから、あまがすき。」より）

○ 健康でいきいき暮らせるから
・誰もが生涯を通じて健康でいきいきと暮らせるまち

○ 安心して働き続けられるから
・地元で安定した仕事に就き、働くことができるまち

⑶ 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち

これまで培われてきた多様な歴史・文化資源、産業集積、地域の人材等の尼崎の個性を活かし、時代のニーズに応える新たな活力を創造していくことで、地域において産業、雇用、消費が生まれ、域外との交流が活発に行われるまち、そして、これらの魅力を発信することで、「あまがさきのよさ」が知られ、市民であることを誇りに思えるまちでありたい。

ありたいまちを考える背景

【時代認識と尼崎の現状】

- 大都市圏に位置する地理的な優位性とともに、最先端の産業を担う企業や高い技術力を持つ企業等の産業集積がある。
- 高い生活利便性は大きな魅力である。また、高齢化の進行等に伴う生活支援サービスや環境配慮へのニーズの高まりにより、新たな雇用が生まれる可能性がある。
- 歴史・文化等の地域の資源が、まちの活力につながる可能性がある。また、既存の公共施設は、さまざまな市民活動の場として、より活用できる可能性がある。
- 情報技術の発達や手段の充実により、多様な資源を発掘し、地域の魅力を高める情報として編集し、発信していくことが容易になっている。

【方向性】

・産業の活性化にあわせ、地域でヒト・モノ・カネと情報を循環させることで、雇用・所得・消費を創出し、まち全体の活力を生み出していく必要がある。
・歴史・文化をはじめ、産業や生活環境を含めた地域資源を活用・発信し、活力と魅力のある、住み続けたい、住んでみたいと思えるまちにしていく必要がある。

地域の資源を活かし、活力が生まれるまち

市民懇話会での将来像（提言書「だから、あまがすき。」より）

○ まちに元気がみなぎっているから
・地元の市場や商店街の活性化により、地域がにぎわうまち
○ 歴史・文化が活きているから
・歴史・文化に親しめるまち
○ 地域に個性が活かされているから（再掲）
・地域の個性を活かしたまつりが楽しめるまち（再掲）
・長所を活かし、発信できるまち

⑷　次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

私たちが受け継いできた自然環境や人材、都市基盤等の社会や市民生活を支えている財産や資源を、次の世代に引き継いでいくために、市民生活や経済活動、行政活動をできるだけ将来的な負担の少ない持続可能なしくみに変えていくとともに、そのための課題を市民、事業者、行政が共有し、ともに解決に向けて継続して取り組んでいくまちでありたい。

ありたいまちを考える背景

【時代認識と尼崎の現状】

- 環境問題は、将来世代の生活環境に影響を与える重要な課題である。
- 尼崎市には、市民の熱心な活動と、事業者、行政の取組により、深刻な公害問題を改善させてきた実績がある。
- 財政状況の構造的な悪化は深刻な状況になっており、将来世代の市民サービスに影響を与える重要な課題である。
- 道路や上下水道、学校など、これまで整備してきた都市基盤や公共施設が次々と修繕・更新が必要な時期を迎える。

【方向性】

・公害問題を改善してきた経験や地球温暖化問題等への協働での取組を活かし、よりよい生活環境の創出に取り組んでいく必要がある。
・将来世代に責任を持ち、よりよいまちを引き継いでいくために、問題を先送りしない積極的な取組が必要である。
・市民の生活を支える都市基盤や公共施設は、市民生活の質的な向上をめざした再配置、維持・更新を進める中で、機能の向上を図っていく必要がある。

次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

市民懇話会での将来像（提言書「だから、あまがすき。」より）

○　みんなが環境でつながっているから
・みんながつくり、発信する花のまち・エコのまち
○　一緒にまちづくりができるから（再掲）
・市民と行政がともに動くまち（再掲）

4. まちづくりの進め方

「はじめに」で示したような状況のなかで、「ありたいまち」は行政の力だけでも、市民や事業者の力だけでも実現できるものではありません。

「ありたいまち」に近づくためには、市民は日々の生活や地域でのさまざまな活動のなかで、また、事業者は社会経済活動のなかで、このまちを住みよい、活力ある魅力的なまちにしていくことに、ともに取り組んでいくことが必要です。

そして、行政は、公共サービスを提供することにあわせて、まちづくりに関するさまざまな情報を収集、活用し、知恵を働かせて、市民や事業者が活躍できる場やしくみを整えながら、多様な活動を結び付け、支援していくことが必要です。

また、行政における収支バランスの維持や、それを前提とした行政サービスの継続的な提供は、市民や事業者の活力に基づく地域経済の活性化と行政の創意工夫の上に成り立つもので、それぞれの取組は一体の関係にあるといえます。

このように、市民、事業者、行政のそれぞれの力が発揮されることで、初めて「ありたいまち」に近づいていくという認識のもと、尼崎市として、次の３つを重視したまちづくりに取り組んでいきます。

⑴ 市民主体の地域づくり

■地域での“つながりづくり”

今後の更なる高齢化の進行等によって、地域コミュニティの維持・形成に関する課題が大きくなるなか、身近な地域における支えあいがより一層求められます。

そこで、地域において、住民が互いに支えあえるコミュニティづくりに向け、さまざまな主体によるネットワークの形成に取り組みます。

■市民参加の“地域づくり”

多様化する地域課題の解決に当たっては、行政が全市域一律で対応するよりも、住民が身近な地域において、その地域のニーズや特性に応じて取り組む方が、より効果的な場合があると思われます。

そこで、地域の住民自らが、身近なつながりを広げていくなかで、地域におけるネットワークを築きながら、主体的にまちづくりについて考え、課題を解決していける地域づくりに取り組みます。

■地域づくりに取り組む“人づくり”

これらのことを実現していくためには、まちづくりに積極的に参加する人がはぐくまれることが重要です。

そこで、市民一人ひとりが地域社会の一員であることを意識し、地域をよくしていくために自らができることを考え、行動するよう努めるとともに、そのような人が増え、必要な能力を身に付けていけるよう取り組みます。

⑵ ともに進めるまちづくり

■情報の発信と市政参画の促進

市民や事業者とともに「ありたいまち」に近づいていくため、行政は施策の成果や課題を共有できるよう、分かりやすい行政情報の提供に努めます。また、市民からの意見や評価を取り入れながら市政運営に努め、市民や事業者の参画を進めます。

■課題の共有と役割分担

公共サービスという視点では、これまで行政が多くの部分を担ってきました。しかし、「ありたいまち」に近づくための「まちづくり」という視点からは、異なった立場にある市民、事業者、行政が課題を共有し、連携しながら、それぞれの特性を活かした役割を果たすという協働の取組へと転換することが必要です。

そこで、まちづくりを進めるに当たっては、「行政が主体的に取り組むこと」「それぞれの協働によって取り組むこと」「市民や事業者の主体的な活動によって取り組むこと」があることを、それぞれが意識し、各施策において、それぞれが果たす役割を考え、お互いに協力し、補いあいながら、ともにまちづくりに取り組みます。

⑶ まちづくりを支える行政のしくみづくり

■行政改革の取組

行政は、市民や事業者の力がより発揮されやすい環境をつくっていくことに取り組み、市民や事業者とともに、尼崎市の長所を活かしながら、まちの課題の改善に取り組みます。

施策を効率的に実施し「ありたいまち」に着実に近づいていくため、施策の目的を明確にするとともに、「市民生活にどのような効果があったか」という視点で成果を捉えて施策を展開していきます。

■財政健全化の取組

市民、事業者、行政が協力し、地域経済の活性化等に努め、まちの発展や税収の確保を図ります。また、行政として「ありたいまち」に向けて施策を展開する上でも、財政の収支均衡を図り、自治体として自律的な運営を維持し、将来世代に過度の負担を転嫁することや、課題を先送りすることは避けるよう取り組みます。

■広域的な連携

市民の生活や社会経済活動が日常的に市域を越えて行われているなかで、災害対策や産業振興といった広域的な課題に対しては、市域におけるつながりを重視するだけでなく、近隣市や他地域とのつながりにおいて尼崎市が担うことができる役割を踏まえ、必要に応じた連携を図りながら取り組んでいきます。

5．人口･土地利用に関する考え方

⑴　人口

■人口の傾向

全国の人口は、平成１９年（2007 年）を境に減少に転じています。

今後も、未婚化、晩婚化等の背景から大幅な出生数の増加が見込みにくい反面、いわゆる「団塊の世代」が高齢期に入ることで高齢者が増加するとともに、死亡数の増加が見込まれることから、人口の減少傾向は続くと考えられます。

平成２２年（2010 年）の国勢調査では、本市の人口は、約４５万人で、そのうち０～１４歳の年少人口は約５万人（約１２％）、１５～６４歳の生産年齢人口は約２９万人（約６４％）、６５歳以上の老年人口は約１１万人（約２４％）となっています。

現状では、本市人口の年齢構成は全国と比べ、老年人口、生産年齢人口は同程度で、年少人口がやや少なくなっています。平成１７年と比較すると年少人口の割合は全国を上回って減少、老年人口の割合は全国を上回って増加しています。

■年齢3区分別人口構成比

	昭和６０年	平成2年	平成7年	平成１2年	平成１7年		平成２2年	
					尼崎市	全国	尼崎市	全国
15歳未満 [%]	20.6	16.6	14.5	13.5	13.1	13.8	12.0	13.2
15～64歳 [%]	70.5	72.8	72.7	70.2	67.0	66.1	64.4	63.8
65歳以上 [%]	8.9	10.6	12.8	16.3	19.9	20.2	23.6	23.0

※全国と比較して、高い割合に網掛けをしている。年齢不詳を除いた構成比。

国勢調査の結果を基に、本市の将来人口を統計手法により推計すると、まちづくり構想の期間が終了する平成３５年（2023 年）には４０万人程度に、また、年齢構成については、生産年齢人口は６０％程度に減少、老年人口は３０％程度に増加、年少人口は１０％を下回ると見込まれます。

■人口から見たまちづくりの考え方

今後、本市だけでなく、全国的にますます人口減少と少子化・高齢化が進むことが見込まれます。

このようななか、まちの魅力や活力を高め、ひいては人口減少等の傾向を緩やかにしていくために、まちづくりを進めるに当たっては、次の３つを重視し、取り組んでいきます。

･人口の年齢構成のバランス

まちの活力の維持・向上を図っていく観点からは、人口の総数の増減だけではなく、年齢構成にも着目する必要があります。

本市の人口について、住民基本台帳等の移動の状況を見ると、社会減少による人口減は近年緩やかになってきている傾向にありますが、子育て中のファミリー世帯については、転出が転入を上回る状況が続いています。

これまでの調査では、尼崎の良さの認知度、治安や市民のマナーへの評価、学校教育への評価、住み続けたいと思われる住まいの供給等が、この傾向の要因であり、本市の課題であると分析しています。

こうした課題に取り組み、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入を促進していくことが重要です。

・交流人口

共働き世帯の増加や高齢化の進行等を考慮すると、本市の利便性や都市施設の充実度、生活のしやすさ等の利点は強みとなりえますが、居住地の選択に当たっては、あわせて、都市イメージをはじめとしたまちの魅力が同時に問われてきます。

そこで、住みつづけたいと思われる魅力的なまちをめざして、本市に多くある地域資源を活かし、まちの魅力を高めていくとともに、その魅力を積極的に発信し、多くの人に本市に訪れてもらうこと、いわゆる交流人口の増加に努め、住んでみたいと思われるまちをつくっていくことが重要です。

・まちづくりに取り組む活動人口

まちの魅力を高め、その魅力を発信していくためには、まち全体に活気がみなぎっていることが大切です。

そのためにも、市内のさまざまなまちづくり活動の場を舞台として、高齢者の持つ豊かな知識や経験、また、若者の持つ活力など、それぞれの得意とする力を互いに発揮して、幅広い年代の人たちが活躍できる環境を整えていくことで、いわゆる活動人口の増加を図っていくことが重要です。

⑵ 土地利用

■現状と課題

本市では、これまで土地区画整理事業等の面的整備や街路・公園等の都市施設整備に積極的に取り組み、充実した都市基盤を築いてきたこともあり、民間による活発な宅地化と住宅等の建設活動が進められ、ほぼ全市域が市街化されています。今後は、これまでの「つくる」ことを中心とした考え方から、つくったものを「活かし、守り、育てる」ことを中心とした考え方へと転換する必要があります。

一方、本市は産業都市として発展してきましたが、産業構造、社会経済情勢が大きく変化し、本市産業が厳しい環境にあるなか、内陸部の工業地においては、工場の集約等による移転や廃止に伴い、住宅系用途へと土地利用が転換される傾向が見られます。こうした変化に対しては、周辺地域の状況を踏まえながら適切に対応していくことが必要となっています。

■土地利用から見たまちづくりの考え方

今後は、地域の住民や事業者が、自らの住まいや地域に愛着を持ち、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための主体的な取組が求められます。そのため、住民や事業者が主体となった地域の特性に応じたルールづくりに向けた取組を行政が支援するなど、協働と参画による地域のまちづくりを進めます。

また、暮らしやすく快適な住環境を備えた、ゆとりある住宅地の形成や、地域の特性を活かした良好なまちなみ・景観の形成を図るなど、質の高い住まい・まちづくりにより、住み続けたい、住んでみたいと思われる魅力的なまちをめざします。

こうしたことから、土地利用を考えるに当たっては、定住・転入の促進につながる良好な住環境の創出、生活にうるおいをもたらす景観や自然環境の保全・創出、産業活力の維持・向上といった点を重視し、住環境と操業環境が共生する、魅力と活力ある都市空間の創出を図っていきます。

尼崎版総合戦略

ーひと咲き　まち咲き　あまがさきに向けてー

ひと咲き　まち咲き　あまがさき　とは

－ひとが咲く－
人々が、健康で安全・安心な生活を送る中で、みんなが支えあい、
そして、一人ひとりが成長し、活躍する。

－まちが咲く－
まちに活きづく人々、産業、歴史、文化。
そんなあまがさきのチカラ、財産を活かし、まちに活気を生み出していく。

あまがさきで、人々が、まちが、花を咲かせ、実を結び、種を残し、
また次の花を咲かせていく。

こうした思いを込めて、平成 25 年の総合計画の策定時に
これからのまちづくりのキャッチフレーズとして表現されたものです。

目　次

序　章　地方創生に向けて
１．地方創生に向けた国の動き
（１）人口減少社会の到来・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（２）活力ある日本社会の維持を目指して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２．国の総合戦略の概要
（１）基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（２）まち・ひと・しごとの創生に向けた政策５原則・・・・・・・・・・・・・・・・2
（３）政策の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
３．地方版総合戦略の策定
（１）国と地方の一体となった取組の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第Ⅰ章　総合戦略の策定に向けて
１．総合計画と総合戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
２．総合戦略等の検討体制と PDCA の整備（施策評価を活用した成果の検証）・・・6
（１）総合戦略等の検討体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（２）総合戦略の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第Ⅱ章　尼崎版総合戦略
１．「ひと咲き　まち咲き　あまがさき」に向けて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（１）人口ビジョンから見えるあまがさき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（２）「あまがさき創生に向けた意見交換会」での意見　・・・・・・・・・・・・・・10
２．総合戦略における３つの基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（１）ファミリー世帯の定住・転入を促進する　・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（２）経済の好循環と「しごと」の安定を目指す　・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（３）超高齢社会における安心な暮らしを確保する　・・・・・・・・・・・・・・・・12
３．総合戦略を支える６つの政策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（１）総合戦略を支える６つの政策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（２）６つの政策分野における取組の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
４．総合戦略において実現を目指す本市の新たな取組　・・・・・・・・・・・・・・・19
（１）時代の変化を捉え具体化しつつある取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
（２）「ひと咲き　まち咲き　あまがさき」に向けた施策の構築・・・・・・・・・・・20

総合戦略を支える６つの政策分野における政策パッケージ・・・・・・・・・・・・・・21

※総合戦略政策パッケージにつきましては、議会における各年度の予算審議等を踏まえ随時改訂をしていきます

序　章　地方創生に向けて

１．地方創生に向けた国の動き

（1）人口減少社会の到来

我が国においては、平成 20（2008）年に始まった人口減少が今後加速度的に進むと見込まれており、平成 26（2014）年５月に民間の有識者組織である「日本創成会議」が公表した推計では、平成 52（2040）年には現在の約半数にあたる 896 の自治体が人口減少により消滅する可能性があると公表され、大きな反響を呼びました。

国においては、このままでは平成 72（2060）年に 8,647 万人になると推計される人口減少に歯止めをかけ、１億人程度の安定した人口構造を確保し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう平成 26（2014）年９月に「地方創生担当大臣」を新設するとともに、「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げました。

我が国の人口の推移と長期的な見通し

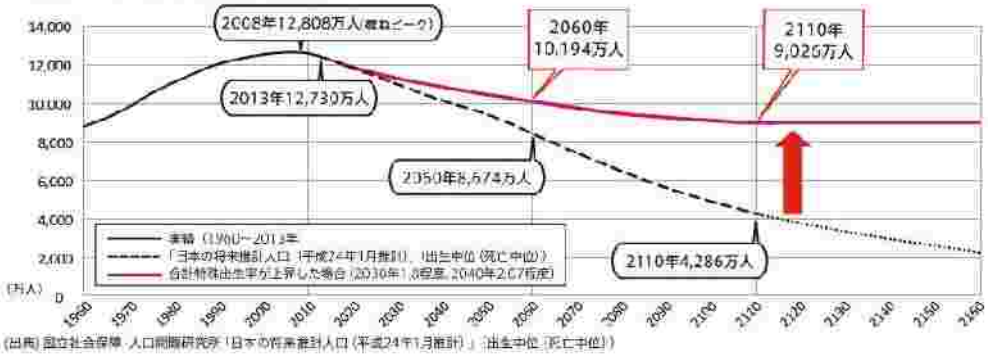

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））

（2）活力ある日本社会の維持を目指して

人口減少の要因として、大都市における超低出生率に加え、地方においても都市への人口流出・低出生率であることがあげられます。人口減少を克服し、活力ある日本社会を維持するため、東京一極集中の是正、若い世代の結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決により「地方創生」を実現するとしています。国はその実現に向けて、平成 26（2014）年 12 月に、50 年後の展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（以下、国の長期ビジョン）」と、今後５か年の目標や施策の基本的方向、具体的施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、国の総合戦略）」を閣議決定しました。

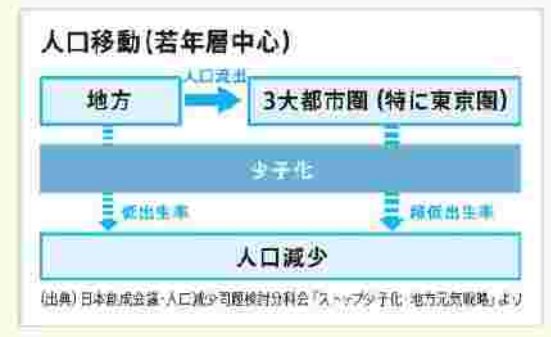

（出典）日本創成会議・人口減少問題検討分科会「ストップ少子化・地方元気戦略」より

２．国の総合戦略の概要

（１）基本的な考え方

① 人口減少と地域経済縮小の克服

「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」といった負のスパイラルからの脱却

（ア.「東京一極集中」の是正　イ．若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現　ウ．地域特性に即した地域課題の解決）

② まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともにその好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

（２）まち・ひと・しごとの創生に向けた政策５原則

① 自立性

構造的な問題に対処し、地方公共団体等の自立につながる取組を支援する。

② 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。

③ 地域性

各地域の実態に合った施策を、受け手側の視点に立って支援する。

④ 直接性

最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策を集中して実施する。

⑤ 結果重視

具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する（ＰＤＣＡの実施）。

（３）政策の基本目標

＜基本目標①＞　地方における安定した雇用を創出する

⇒　平成 32（2020）年までの５年間で地方に 30 万人分の若者向け雇用を創出する。

＜基本目標②＞　地方への新しいひとの流れをつくる

⇒　平成 32（2020）年に東京から地方への転出を４万人増加、地方からの東京圏への転入を６万人減少させ、東京圏と地方の転出入を均衡させる。

＜基本目標③＞　若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

⇒　平成 32（2020）年に結婚希望実績指標を 80%、夫婦子ども数予定実績指標を 95%に向上させる

＜基本目標④＞　時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

⇒　「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。

３．地方版総合戦略の策定

（1）国と地方の一体となった取組の実施

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があることから、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、各地方公共団体における人口の現状と将来展望を提示する「地方人口ビジョン」を策定し、これを踏まえて、今後５か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」を策定するよう努力目標が示されました。

地方自らが考え、責任を持って総合戦略を推進していく際には、財政面を含めさまざまな支援を行う、としています。

第Ⅰ章　総合戦略の策定に向けて

１．総合計画と総合戦略

本市は、平成 25（2013）年度から「尼崎市総合計画」と、行財政改革計画「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」を進めています。従来の歳出抑制に重きを置いた「量の改革」から、都市の体質転換を図り、総合計画で描く“ありたいまち”を目指した「質の改革」へと取組を進めるものです。

“ありたいまち”とは、尼崎市が将来目指すまちの方向性を示すものです。市民・事業者、行政は互いの役割分担のもと、“ありたいまち”の実現に向けて、取組を進めています。

（参考）

【総合計画に掲げる４つのありたいまちと主要取組項目】

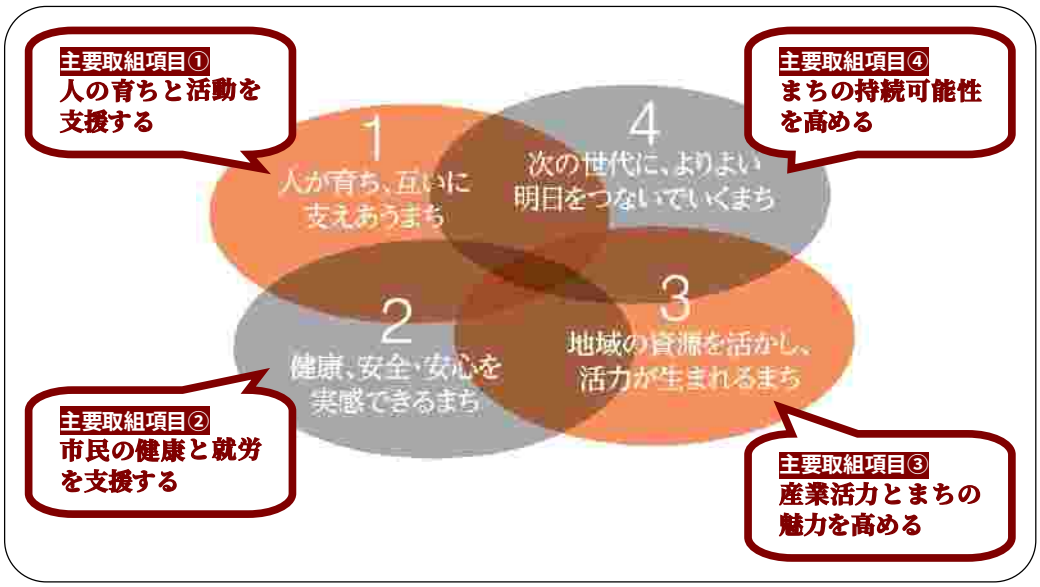

※　主要取組項目は、「ありたいまち」を実現していくために計画期間（平成 25～34 年度）において特に重点的に取り組む項目をまとめたものです。

本市は大都市近郊にありながら、人口は昭和 46（1971）年の 55 万人をピークに、以降減少傾向が続いており、少子化・高齢化の進行とあわせて、今後、本市の市政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

総合計画では、全国と同様に人口減少、少子化・高齢化が進むなか、まちづくりにおいて「人口の年齢構成バランスを重視する」「活動人口の増」「交流人口の増」を重視し、総合計画策定以降は、特に中学生以下の子どもがいる世帯の定住・転入促進に向けて、調査、研究を進めてきました。

地方版総合戦略の策定については、本市の取組を促進する効果が期待できることか

ら、総合計画を基に、まち・ひと・しごとの分野に焦点を絞ったアクションプランとして策定することとしました。

【総合計画に示す４つのありたいまちの実現に向けた主要取組項目】

【主要取組項目①】人の育ちと活動を支援する	
●地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る	⇒人口の構成バランス
●市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する	⇒活動人口の増
【主要取組項目②】市民の健康と就労を支援する	
●生涯を通していきいきと社会に参画できるよう、健康を支援する	⇒活動人口の増
●社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立を支援する	⇒活動人口の増
【主要取組項目③】産業活力とまちの魅力を高める	
●社会や地域における新たなニーズに応え、雇用創出にもつながる事業活動を支援し、地域内の経済循環を図る	⇒活動人口の増
●「まちの魅力」の再発見・創出と、戦略的な情報の構築・発信により尼崎の魅力を高める	⇒交流人口の増
【主要取組項目④】まちの持続可能性を高める	
●よりよい住環境の創出に向けた取組を促進する	⇒人口の構成バランス
●公共施設の再配置と機能向上を図り、市民活動や災害時の拠点として持続的に活用する	⇒活動人口の増

２．総合戦略等の検討体制とＰＤＣＡの整備（施策評価を活用した成果の検証）

（１）総合戦略等の検討体制

尼崎版人口ビジョンおよび総合戦略の策定にあたっては、市長を座長とし、幹部職員からなる「ひと咲き　まち咲き　あまがさき創生本部」をはじめ、庁内横断的な会議体（プロジェクトチーム他）を設置し、検討を重ねてきました。

また、検討に際しては市民・産業界・大学・金融機関・労働団体・マスメディアの皆様から意見をいただきながら策定してきました。

総合戦略の検討体制

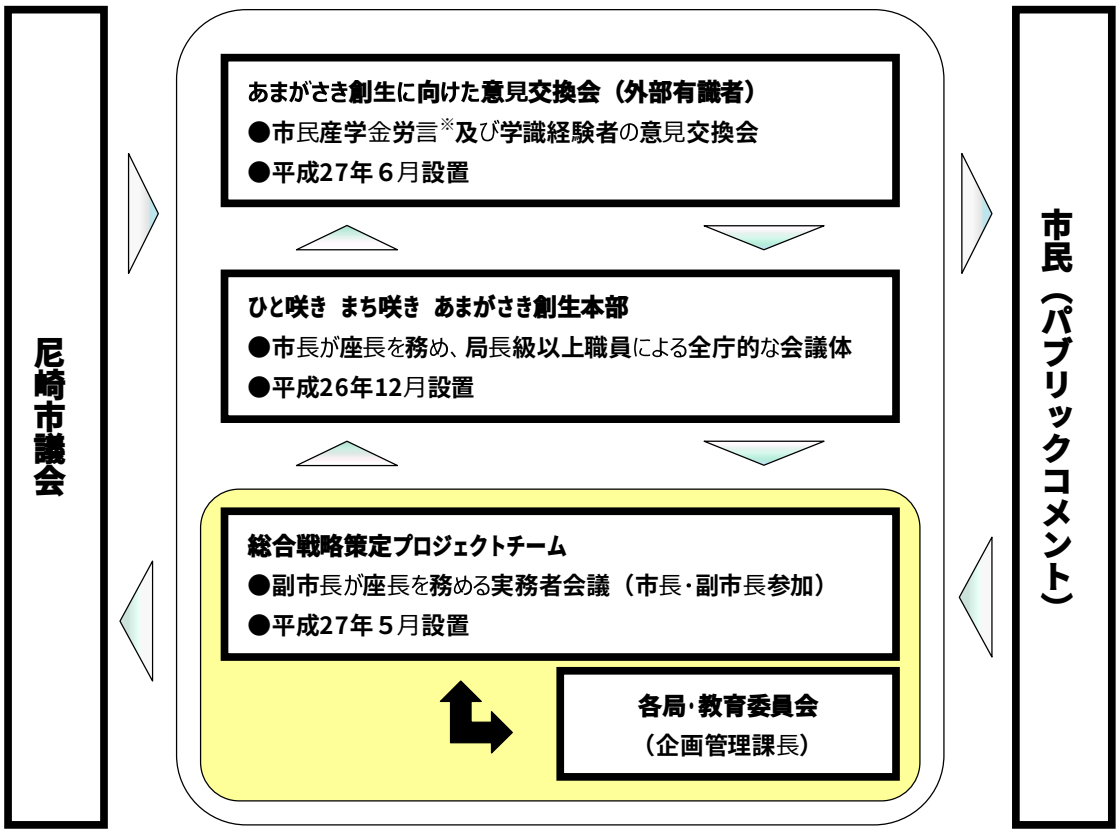

※　市民産学金労言…市民自治組織、産業団体、市内大学、金融機関、労働団体、マスメディア

（２）総合戦略の進捗管理

本市では総合計画の進捗を測るため、平成 26（2014）年度から総合計画に定める「ありたいまち」の実現に向け、施策の展開状況を絶えずチェックする施策評価（決算評価）を行っています。総合戦略においても、施策評価の場を活用するなどし、「ＰＤＣＡサイクル」を実施することにより、目標に向けた事業の達成度や方向性の確認を行っていきます。

第Ⅱ章　尼崎版総合戦略

１．「ひと咲き　まち咲き　あまがさき」に向けて

（1）人口ビジョンから見えるあまがさき

ア．超高齢社会、人口構造の変化への対応

○　本市の人口は昭和 46（1971）年に 55 万４千人とピークを迎えましたが、その後は一貫して減少傾向となっており、三大都市圏に人口が集中するなかで、近隣他都市とは異なる傾向を見せています。

○　本市の人口動態は、南部と北部では大きく異なり、南部では、戦後の高度経済成長期に毎年１万人程度の人口が流入し、その後、急減しました。当時の流入人口は、若年層が中心であったことから、現在、その年代の人達が一斉に高齢化を迎えています。

○　北部では、戦前から阪急沿線を中心とした住宅開発が進められたことに伴い、昭和 50（1975）年頃まで急増した人口は、その後も緩やかに増加していましたが、南部より約 30 年遅く、平成の初めに減少に転じました。

○　本市は南部で迎えている高齢化に北部で加速度的に進行している高齢化が加わり、今後、確実に急速な勢いで超高齢社会が進展していくとともに、単身高齢者の増加も見込まれ、高齢者が元気で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要です。

尼崎市における高齢化の進行

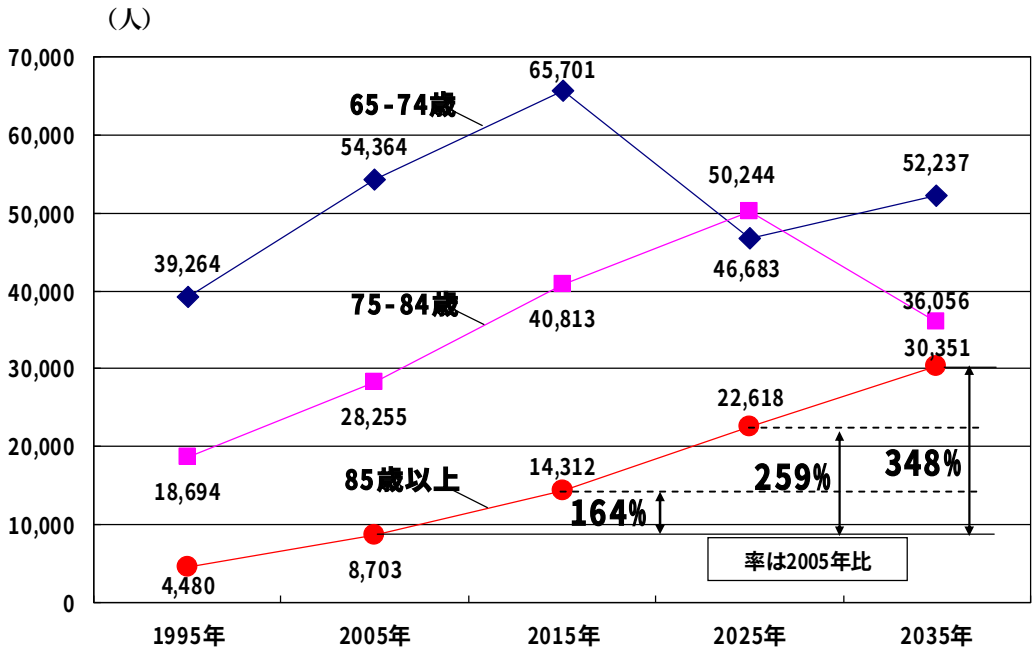

（資料）創生本部研修資料・IIHOE［人と組織と地球のための国際研究所］川北秀人氏作成

イ．子育て世代の転出超過・出生数減少への取組と、特長を活かしたまちづくり

○　本市は現在、死亡が出生を上回る自然減の状態にありますが、合計特殊出生率は 1.47 と全国（1.40）、兵庫県（1.38）と比べて高く、特に 20 歳代前半で高いのが特長です。しかし今後は、団塊ジュニア世代が一斉に 40 歳代となるため、出生数が大幅に減少することが見込まれます。

○　転出超過による社会減少は収束する傾向にありますが、就学前の子育て世代が市外へ転出する傾向は引き続き顕著であり、本市の人口減少の一因であるとともに、賑わいや、経済活力の低下を招くことにもつながるおそれがあります。

○　昨今の工業都市をめぐる社会経済環境から、本市では、かつてのように製造業に従事するために、多くの労働人口が地方部から流入する可能性は低いと思われます。しかし、現在でも、就労人口とほぼ同数の人が働く場が市内にあることや、大都市に隣接していることから、20 歳代前半の若年層は転入超過の状況にあることが特長であり、それらの若年層が「尼崎に住み続けたい」、転出したとしても「いつか戻ってきたい」、と思えるまちづくりをすることが重要です。

○　また、昼間比率の人口が比較的高く、観光入込客数が増加傾向にある本市においては、交流人口に着目することも必要であり、本市を訪れた人が、まちに触れ、「また来たい」、「尼崎に住んでみたい」と思えるまちづくりも重要です。

○　未来に向かって、本市で取り組むべき施策は、ファミリー世帯の転出超過を抑制すること、そして安心して子どもを産み育てられるよう、「しごと（雇用や就労）」や「子育て環境」を安定させていくことと考えます。

平成 25 年における尼崎市の年齢５歳階級別純移動数

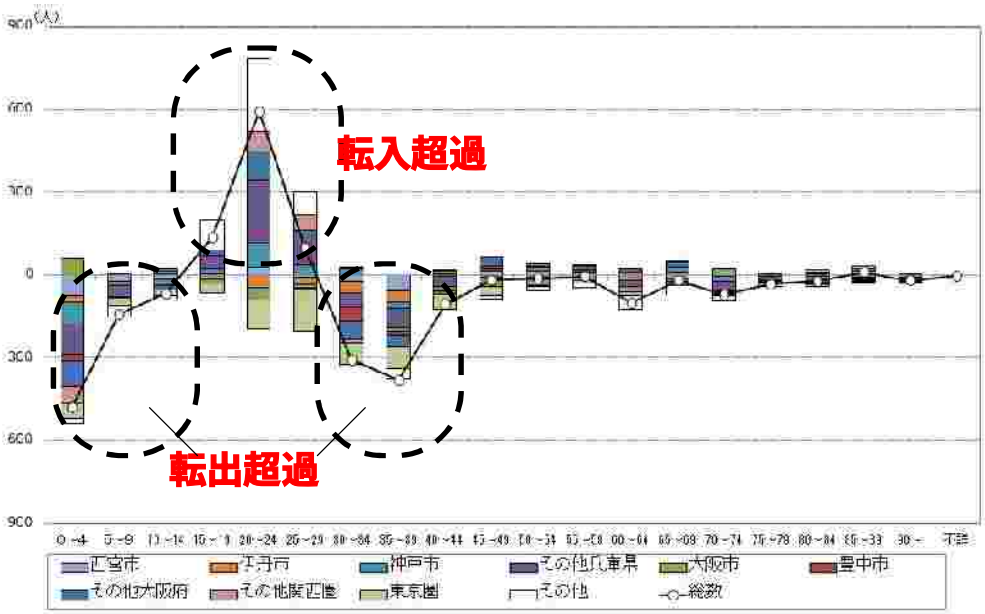

（資料）総務省「住民基本台帳人口移動報告」

○　なお、人口ビジョンが示すとおり、ファミリー世帯の転出抑制に取り組むことで、現在の人口 44 万人を維持できるものではありませんが、ファミリー世帯の転出要因には「治安やマナー」、「環境」、「教育」といった本市の課題が凝縮されており、それら課題の解決に取り組むことが最重要であると考えています。

ウ.「ひと咲き　まち咲き　あまがさき」による地方創生

○　短期間に人口が急増し、その後減少したとはいえ、依然阪神間の他都市より人口密度が高い本市にとって、人口減少は課題ばかりとはいえない側面もあります。人口減少における本市の課題は、生産年齢人口と従属人口（14 歳以下の子どもと 65 歳以上の高齢者）のバランスにあると考えています。

○　かねてより、行財政改革を推進してきた本市では、「課題解決先進都市」を掲げ、短期的な視点で現状の課題を解決するだけでなく、長期的な視点を持ち、将来の姿から見えてくる課題に対し、今、取り組まなければならないことを考える予防的観点を取り入れてきました。

○　予防的観点からの取り組みは、「一人ひとりの市民のため」であることはもちろんのこと、その取り組みは「未来の子どもたちも含めた地域みんなのため」であることを市民の皆様とともに再認識し、地域に根ざした活動として取り組んでいけるよう、地域との協働を深化させていく必要があります。

○　あわせて、本市のあらゆる課題に対して、若い人たちが尼崎に触れ、実践を通じて学びや経験、力をつけ、また地域で活かしていく機会を創っていく必要があると考えています。

○　すでに現在、人口減少と超高齢社会に直面している地方都市では、地域が自主的、組織的に公共的サービスを担い、地域の課題解決のために自主活動をしている事例があります。

○　今後、都市部である本市においても地域の課題はより多様化し、複雑化すると考えられます。「課題解決先進都市」を目指す本市では、「地域において市民一人ひとりが学び、成長し、活躍し、まちに活気を生み出していく。そしてその営みを未来に引き継いでいく」という「ひと咲き　まち咲き　あまがさき」の考えのもと、尼崎の創生に向けた総合戦略を策定しました。

（2）「あまがさき創生に向けた意見交換会」での意見

総合戦略の策定にあたっては、人口ビジョン、総合計画ならびに具体化しつつある取組を確認するとともに、外部有識者の意見を踏まえて議論を重ねてきました。

外部有識者による意見交換会（「あまがさき創生に向けた意見交換会」では、以下のような意見をいただきました。

【意見交換会での主な意見】

○　これからは女性の時代。安心して、子どもを産み・育てていくためには、女性が働きつづける環境づくりが必要である。
○　教育を突破口に。「教育都市」を尼崎市のスローガンにしてはどうか。
○　中学校の学力向上が課題ではないか。
○　教育への取組は、シビックプライドも同時に解決できる。
○　学力ランキングだけではないクリエイティブな人材づくりを目指すべき。
○　大学、地域、専門学校が小学校や中学校へ教育支援をしていくべき。
○　若い人を育てるという感覚を強くしなければならない。
○　まち全体で若い人を育てる意識の形成、意見を聞く場を設けてはどうか。
○　大学としてもこれまで以上に地域・学校との関わりを増やしたい。
○　本市は、産業都市にふさわしい技術・知識を持った方々がたくさんいる。産業界・経済界がひとを育てる、教育するという環境を整備することが大事。
○　歴史・アートを活用した観光地を目指すのはどうか。
○　阪神尼崎駅周辺がおもしろい。音楽やアートなど芸術のイメージとあうと思う。
○　尼崎が面白いと若い人たちに思ってもらわなければならない。
○　地域の特色を活かしたまちづくりをする必要がある
○　尼崎には何でもあるので、逆にどれを打ち出すかを絞り切れていない。
○　「シティプロモーション」、「ブランド化」については多くの自治体が取り組んでいる。その取組の「見える化」が重要である。
○　思い切った、特色ある政策の打ち出しをすべき。
○　尼崎市は住みやすいが、住みたいと思わない。
○　高齢者の増加に対してこれからのキーワードは「健康」である。
○　高齢化に伴い介護の必要な方が増えると、介護のために就労できない方が現れると予測する。
○　人口が減って誰が困るのか。突き詰めると行政だけではないか。
○　生産年齢人口の減少は金融機関、企業も危機感を抱いている。

２．総合戦略における３つの基本目標

持続可能なまちづくりに向けた総合戦略の策定にあたり、尼崎の創生に向けて掲げる３つの基本目標を設定しました。基本目標にはそれぞれに検証可能な数値目標を設定するとともに、その基本目標を達成するための取組を「総合戦略を支える６つの政策分野」に分類し、「総合戦略政策パッケージ」として示します。

個々の取組についても重要業績評価指標を設定することで、その進捗状況について検証し、より効果的・効率的な施策の推進を図っていきます。

（1）ファミリー世帯の定住・転入を促進する

前述のとおり、本市が総合計画、総合戦略に取り組むなかで最重要視している目標です。活力あるまちづくりには、子どもたちの元気な笑い声が欠かせません。本市では総合計画においても「子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入の促進」を掲げており、引き続きマナーや治安などの都市イメージや学力の向上、環境改善など総合的な取組を実施していきます。

【数値目標】

- ○　５歳未満の子どもがいる世帯の転出超過世帯数（382 世帯　⇒　半減）
- ○　尼崎市のイメージがよくなったと回答した市民の割合（34.8%　⇒　50%）

（2）経済の好循環と「しごと」の安定を目指す

産業都市として発展し、産業資源の豊富な本市において、地域における活発な産業活動は、雇用を創出し、世帯収入を増加させるなど、まちの活力を高める重要な要素です。これら本市産業の強みを活かし、産業関係団体、地域金融機関及び教育研究機関等と連携を図り、時代の変化に即して新たな事業に挑戦する企業の支援や、少子高齢化や環境問題など様々な地域課題に取り組むソーシャルビジネスを始めとする起業の促進支援など、より効果的・効率的な手法を検討しながら取組を推進していきます。

【数値目標】

- ○　市の施策を活用して生み出した新たな雇用数（５年後に 350 人）
- ○　新たな事業にチャレンジしている人・事業者数を増やす（５年間で 1,800 人・社）

（３）超高齢社会における安心な暮らしを確保する

他都市と比較して要介護認定率が高く、単身高齢者が多い傾向にある本市において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、介護予防の取組を推進します。市民の健康寿命が延びることで元気な市民が増えることは、介護保険等の社会保障制度の安定的な運営に資することに加え、住民福祉の支え手や地域活動の担い手を増やすことにもつながります。

【数値目標】

○　生きがいを持つ高齢者の割合（71％　⇒　75.9％）

○　65～74 歳の要介護認定者数の割合（平成 32 年度推計値 3.70％　⇒ 3.70％以下）

３．総合戦略を支える６つの政策分野

総合戦略においては、３つの基本目標を達成するため、今後５か年の取り組みを「６つの政策分野」に分類し「総合戦略政策パッケージ」として示します。「６つの政策分野」は総合計画に示す４つのありたいまちの実現に向けた主要取組項目を基本にしています。

（１）総合戦略を支える６つの政策分野

①　子ども・子育て支援の充実

●地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る。

②　学校教育・社会教育と人材育成（★）

●地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る。

●市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する。

●社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立を支援する。

③　安心して働ける場の創出

●社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立を支援する。

●社会や地域における新たなニーズに応え、雇用創出にもつながる事業活動を支援し、地域内の経済循環を図る。

④　市民とともに取り組む健康寿命の延伸

●生涯を通していきいきと社会に参画できるよう、健康を支援する。

⑤　シビックプライドの醸成（★）

●市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する。

●「まちの魅力」の再発見・創出と、戦略的な情報の構築・発信により尼崎の魅力を高める。

⑥　よりよい住環境の創出と都市機能の最適化

●よりよい住環境の創出に向けた取組を促進する。

●公共施設の再配置と機能向上を図り、市民活動や災害時の拠点として持続的に活用する。

★６つの政策分野のうち「②学校教育・社会教育と人材育成」と「⑤シビックプライドの醸成」については、国の示す総合戦略にはない、本市独自の視点から設定した項目となります。

（参考）３つの基本目標と６つの政策分野の関係

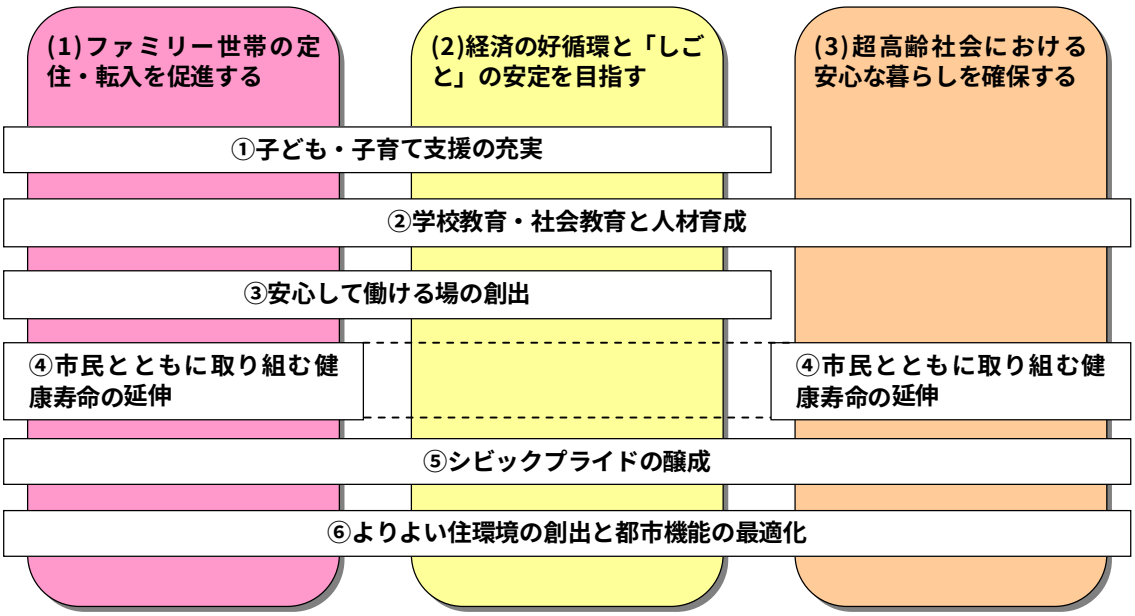

（２）６つの政策分野における取組の考え方

① 子ども・子育て支援の充実

【地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る】

子育てファミリー世帯の転出超過傾向や、ひとり親世帯の増加傾向等が見られるなか、家庭、地域、学校、行政が連携すること等によって、人と人のつながりのある暖かい地域コミュニティのなかで子どもが育つことは、保護者にとって安心であるだけでなく、未来を担う子どもがより社会性豊かに成長することや、地域への愛着をはぐくむことにもつながります。

そこで、地域社会全体で、子どもを守り育てる環境づくりに向け、家庭、地域、学校の連携強化に取り組むとともに、子どもに視点をおいた総合的な支援を実施する必要があります。

② 学校教育・社会教育と人材育成

【地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る】

生きる力をはぐくむ上で学力は重要な要素です。尼崎の子どもたちの学力は向上してきていますが、市民意識調査での学力向上に対するニーズは依然として高いという結果が見られます。

学習意欲の向上と確かな学力の定着を図ることは、子どもたちの将来を支える基礎となるものであり、ひいては、保護者等の安心や子育てファミリー

世帯の定住・転入によるまちの活性化にもつながるものでもあるため、学力の向上については、引き続き教育環境の整備も含め重点的に取り組んでいく必要があります。

【市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する】

高齢化の進行や単身世帯の増加等が見込まれるなか、市民のまちづくりに役立つ能力の養成・向上を支援すること等によって、多様なまちづくりの担い手が育つこと、また、主体的に活動し、活躍できる開かれた地域コミュニティが形成されることは、あらゆる世代の意欲向上や生きがいを生み出すものです。

これからは、住民自治の方向性を示す住民自治基本条例の制定をはじめ、自治意識の醸成を図り、市民参画や住民自治を推進するとともに、社会教育機能の再編を含め、学びの場の提供や多様な主体が連携できる仕組みを構築する必要があります。

【社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立を支援する】

未就労者の就労促進が一層求められるなか、尼崎の産業資源を活かし、子どもや若年者が職業観を持つ機会を提供することや、雇用ニーズを考慮した職業意識の啓発・能力向上を支援することは、市民生活の安定、質の向上に重要な要素です。（　⇔　③安心して働ける場の創出）

③　安心して働ける場の創出

【社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立を支援する】

尼崎の産業資源を活かし、人材と企業のマッチング等により就労をサポートすることは、市民生活の安定、質の向上に重要な要素です。

また、本市労働力人口が減少を続けている中、様々な経験を持つ女性やシニア世代の人々が能力を発揮できる仕組みを整えていくことは重要です。

併せて、生活保護受給者についても、それぞれの方が持つ意欲や能力、職業経験などに応じた自立支援を進めることによって、社会とのつながりを保ち、安定した生活を送ることにつながります。

就労支援については企業が求める人材に主眼を置いた「雇用支援」と、「生活困窮者に対する「自立支援」という２つの視点から、効率的・効果的に取り組みを進めていく必要があります。

【社会や地域における新たなニーズに応え、雇用創出にもつながる事業活動を支援し、地域内の経済循環を図る】

産業都市として発展し、産業資源の豊富な本市において、地域における活発な産業活動は、雇用を創出し、世帯収入を増加させるなど、まちを元気にする重要な要素です。

尼崎市では、産業構造の変化や経済活動のグローバル化に対応し、新たなニーズに応える付加価値の高い産業や、環境負荷の低減に資する産業等が発展する素地があるとともに、サービス産業においても、他の産業と比べ労働生産性が低いものの、従来製造業が吸収していた雇用の受け皿としての役割を果たしています。

加えて、製造業とサービス産業の境界がなくなりつつあり、新たなビジネスチャンスが生まれる素地があります。

環境やエネルギーについて市民生活や地域レベルでの取組に関心が高まってくるなか、また、少子高齢化等により生活関連サービス等の地域でのニーズが高まってくるなか、このようなテーマに対応する事業活動が活発化し、さらには社会的企業の活動や起業が生まれることは、地域経済の好循環の促進に寄与するものです。

産業施策については、庁内外の関係機関とともに、現在の施策の効果検証や各機関と連携して取り組む事業など検討する仕組みをつくり、再構築していく必要があります。

④　市民とともに取り組む健康寿命の延伸

【生涯を通していきいきと社会に参画できるよう、健康を支援する】

要介護認定率や社会保障費に占める医療費の割合が高いなどの状況が見られるなか、生活習慣の改善を啓発すること等によって病気の予防に取り組み、社会参画を阻害する要因を早期に排除するとともに、健康に関する意識の高揚を図ることは、市民生活の質の向上に大きく寄与するものです。

これらのことは、高齢化の進行により人口の年齢構成のバランスが変わっていくなかで、住民福祉の支え手を増やすことにもつながり、全体として市民生活の安定化につながるものです。

高齢者支援に関しては、地域福祉や医療保険・年金など関連する施策間の連携を強化しながら、高齢者自らが健康づくりに取り組む、また、高齢者を地域で支える仕組みづくりを行っていく必要があります。

⑤　シビックプライドの醸成

【市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する】

主体的に活動し、活躍できる開かれた地域コミュニティが形成されることは、あらゆる世代の意欲向上や生きがいを生み出すものであり、地域福祉の充実にも寄与するとともに、日常の地域でのつながりを強くすることは、防犯や防災、減災など、非常時の対応力を高めることにもなります。　（⇔②学校教育・社会教育と人材育成）

【「まちの魅力」の再発見・創出と、戦略的な情報の構築・発信により尼崎の魅力を高める】

人口の社会減少、特に、子育てファミリー世帯の転出超過傾向が見られるなか、すでにある地域資源や行政が持つ資源を洗い出し、その価値を高めるとともに、地域の魅力向上につながる情報へと編集すること、さらに情報の属性にあわせてターゲットを絞って市内外へ効果的に発信することは、尼崎市の魅力を高める重要なテーマです。このようなシティプロモーションの取組により、尼崎に住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと思う人や立地したいと考える企業が増えることは、まちの活気につながるものです。

引き続き、本市の魅力ある地域資源情報を発信していき、尼崎の魅力を体験した上で、「尼崎市に住んでみたい」と思う人を増やすとともに、「尼崎市に住み続けたい」と思っていただけるような取り組みを合わせて実施していく必要があります。

⑥　よりよい住環境の創出と都市機能の最適化

【よりよい住環境の創出に向けた取組を促進する】

市民自らが、身近な地域の環境や景観等に意識を持ち、良好な住環境をつくっていくこと、行政としてそのような取組が進むような支援をしていくことは、よりよいまちを未来に引き継ぐことにつながります。

さらに、良好な住環境の形成は、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入の促進につながる重要な要素です。このような、人口の年齢構成のバランスを重視した取組を進めることは、まちの活力の向上とともに、住民福祉の支え手を増やすことにもつながり、まちの持続可能性を高めるものです。

また、人口減少社会に向けた持続可能なまちづくりの推進には、都市機能や住宅の適正な立地が必要となっています。

【公共施設の再配置と機能向上を図り、市民活動や災害時の拠点として持続的に活用する】

人口減少下にあるとともに、行政が持つ財源等が限られるなかで、公共施設の再配置と維持管理コストの最適化を図るとともに、機能や利便性の向上を図ることで、市民活動をサポートし続けられる持続可能な状況をつくっていくことは、未来に向けて大変重要なことです。また、公共施設の再配置にあわせて、耐震化等を図ることは、災害への対応力を高め、まちの持続可能性を高めることにもなります。

そこで、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、施設の劣化状況や利用状況等を踏まえながら、施設の評価を行い、具体的な公共施設のマネジメント計画を立てていく必要があります。

４．総合戦略において実現を目指す本市の新たな取組

（１）時代の変化を捉え具体化しつつある取組

総合計画の施行から２年が経過し、総合計画の取組に新たな展開を見せているものがあります。持続可能なまちづくりに向け、現在具体化しつつある項目を「まち・ひと・しごと創生」の考えに基づき、以下の通り分類し総合戦略期間中にその取組を推進していきます。

現在新たな展開を見せている主な取組

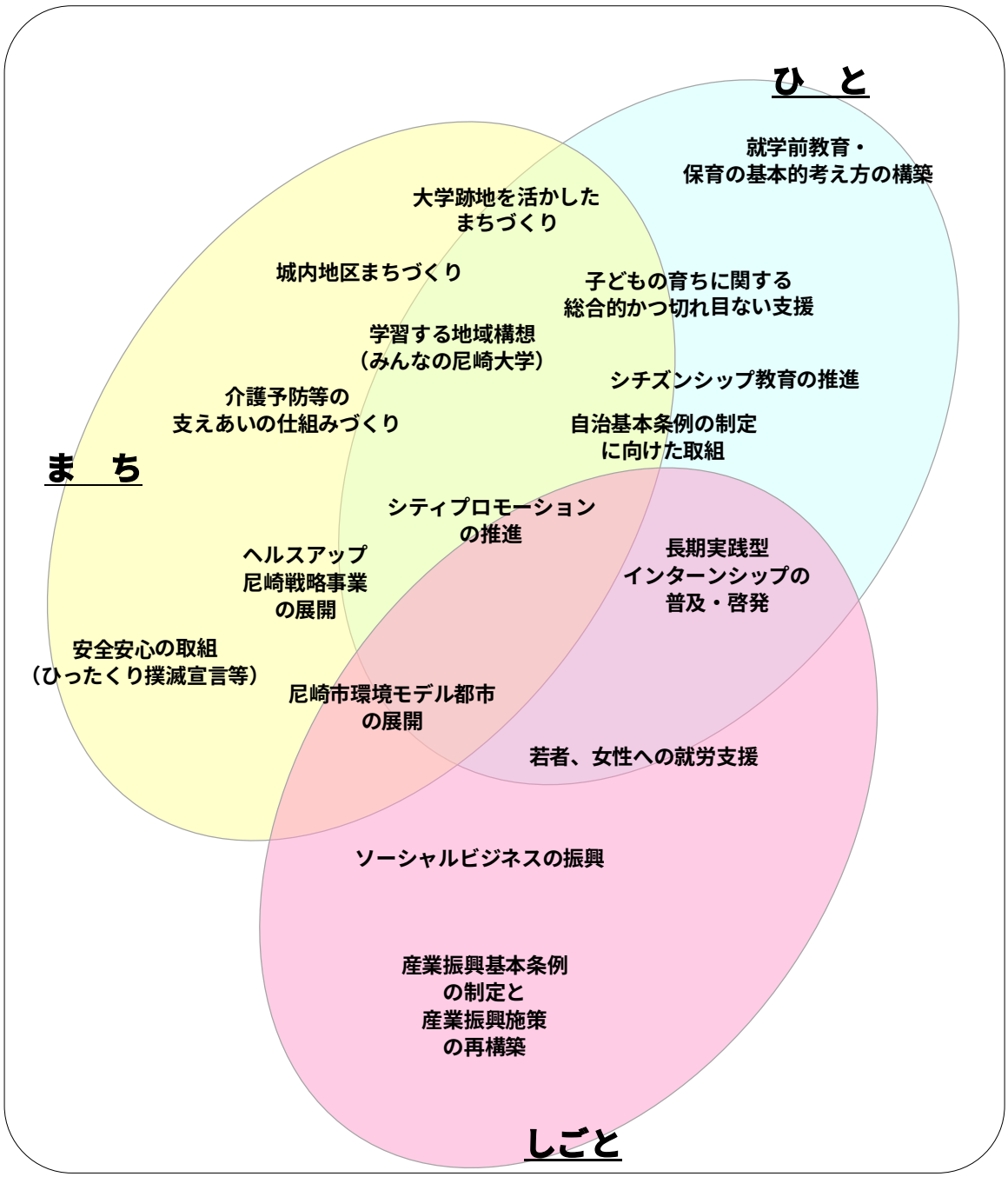

（2）「ひと咲き まち咲き あまがさき」に向けた施策の構築

前項「時代の変化を捉え具体化しつつある取組」は、総合計画の４つの「ありたいまち」を念頭におき、将来を見据えて、実施あるいは準備しているものであり、本市が現時点で特に注力しようとしている取組といえます。

これらは新たな施策の構築や既存施策の再構築により、実現に向けて検討を重ねてきており、今後、進捗状況に合わせ総合戦略政策パッケージに反映させていく予定のものです。

中には、全国的に取組が求められているものもありますが、そうしたものでも、本市固有の考えを基に取組内容や課題を設定するなどしており、これらはどれもこの総合戦略における本市の独自色ある取組といえます。

尼崎の創生は、「ひと咲き まち咲き あまがさき」の実現により叶うものであり、平成 31 年度までの 5 年間は、本総合戦略に則って着実に取組を進めてまいります。